

令和 7 年 11 月版
(令和 6 年 11 月版追補)

原子力損害賠償事例集

第 2 部
(個票 : 公表番号 2032~2095)

原子力損害賠償紛争解決センター
(文部科学省 研究開発局 原子力損害賠償紛争和解仲介室)

公表番号	2032		
事案の概要	自主的避難等対象区域(須賀川市)において稲作農業を営む申立人につき、令和2年分から令和4年分の風評被害による逸失利益として、令和元年に賃貸していた田の一部が返還されて自作に転じた分も加えた作付面積を前提として算出した販売数量に、事故前後の販売価格の価格差を乗じる方式で算出した金額(ただし、令和2年分及び令和3年分は直接請求手続での既払金を控除した額)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の2(2)ア		

2 基本情報

申立日	R5.8.8	全部和解成立日	R5.12.27
事故時住所	須賀川市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人種類	事業者・区域外		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		280,528	R2.1～R4.12	※1
小計					280,528
集計					
和解金合計額(弁護士費用除く)					280,528
弁護士費用					
手続内で処理された既払金合計額					

※ 1 中間指針第 7 の 2

申立人は、自主的避難等対象区域（須賀川市）において稲作農業を営むところ、令和2年分から令和4年分の風評被害による逸失利益として、令和元年に賃貸していた田の一部が返還されて自作に転じた分も加えた作付面積を前提とする販売数量に、原発事故前後の販売価格（原発事故前の基準価格については全国平均価格変動係数により調整したもの）の価格差を乗じる方式で算出した金額の賠償を請求した〔農用地利用集積計画抄本、耕作証明書、水稻生産実施計画書、生産物預り票〕。東京電力は、耕作面積が拡大したことによる販売数量増加の賠償可否を検討するにあたり、原発事故前の時点で申立人が耕作拡大面積分を貸し付けていたことが分かる資料（拡大した耕作地の貸借についての農業委員会等による許可通知等。同資料が提出できない場合は、当該耕作地の賃貸借契約書または農地基本台帳に当該貸付に関する記載がある場合は同台帳の写し。）の提出を求めるなど主張していたところ、申立人より、直接請求手続時に提出されていた平成25年度の耕作証明書、並びに平成28年度、令和2年度及び令和3年度の水稻生産実施計画書に加え、拡大した耕作地の貸借に関する農用地利用集積計画抄本（平成20年）が提出されると、申立人請求額の支払を認めるに至った。パネルは、申立人の請求のとおり、原発事故前の時点で申立人が田を貸し付けており、令和元年にこれが返還されて令和2年以降は自作に転じていると認められた〔農用地利用集積計画抄本、電話聴取事項報告書、耕作証明書、

水稻生産実施計画書】ことから、令和2年分から令和4年分の風評被害による逸失利益として、自作に転じた分も加えた作付面積を前提とする販売数量に、原発事故前後の販売価格（原発事故前の基準価格については全国平均価格変動係数により調整したもの）の価格差を乗じる方式で算出した金額（ただし、令和2年分及び令和3年分は直接請求手続での既払金を控除した額。）の賠償の和解案を提示した。

中間指針第7の2 I ① iは、福島県において産出された農産物に係る、原発事故以降に現実に生じた買い控え等による損害は、原則として賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2033		
事案の概要	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)から避難した被相続人(申立人らが相続)について、原発事故時に入院していた病院及び周辺の医療機関による患者の受入れが十分でなく、帰還が困難であったことを考慮して、平成23年10月から被相続人が逝去した月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められるとともに、家族別離が生じたこと及び要介護状態にあったことを考慮して、平成23年3月から被相続人が逝去した月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)エ(ア)	第1の8(2)ウ(イ)	

2 基本情報

申立日	R5.6.20	全部和解成立日	R6.1.12
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※1
小計					200,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※1
小計					200,000

申立人A、B、C、D共通(被相続人の損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	800,000	H23.10～H24.5	※2
全部和解	精神的損害	増額分	750,000	H23.3～H24.5	※3
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※1
小計					1,750,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,150,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第五次追補第3

原発事故時、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に居住していた申立人A(子)及びB(母、追加申立て)並びに同区域(同区)の病院に入院し

ていた被相続人（亡父。申立人A、Bのほか、申立人C、D（いずれも追加申立て）が相続。）について、いずれも自主的避難等対象区域に避難していたことから、中間指針第五次追補第3に基づき、自主的避難等に係る損害として各20万円の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第3の6

申立人は、被相続人について、平成23年10月以降も避難継続したとして、同月以降の日常生活阻害慰謝料の賠償を請求した〔質問事項書兼回答書、聴取事項報告書〕。東京電力は、原発事故時に被相続人が入院していた病院は平成23年5月に入院診療を再開しており、被相続人が避難継続しなければならない事情は不明であり、帰還しなかったのは被相続人らの判断によるものであるなどと主張して争った。パネルは、申立人Aからの聴取結果等を踏まえ、原発事故時に被相続人が入院していた病院及び周辺の医療機関による患者の受入れが十分でなく（入院診療を再開しても入院希望者が殺到し、従前の入院患者が戻ることができる状態でなかった。）、帰還することは困難であったと認め、平成23年10月以降の避難継続を肯定した上で、同月から被相続人が逝去した平成24年5月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 IV②は、精神的損害の終期について、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならないとし、中間指針第3の6備考8において参考する同第3の2備考4は、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域についての相当期間は、平成23年7月末までを目安としているところ、本件においては特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、被相続人について、平成16年に身体障害者手帳（3級）の交付を受け、原発事故時は入院中で寝たきりの状態にあったこと、遠方の病院への転院を余儀なくされて申立人A、Bと別離が生じたこと等を理由として、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した〔質問事項書兼回答書、聴取事項報告書〕。東京電力は、身体障害については月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額を認める一方で、家族別離については原発事故前から被相続人の入院により家族別離が生じていたこと等からすると通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認めるることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、上記※2のとおり平成23年10月以降の避難継続が認められることを前提として、被相続人の症状、転院及び家族別離の経緯等に関する申立人Aからの聴取結果等を踏まえ、平成23年3月から被相続人が逝去した平成24年5月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4は、①要介護状態にあることという事由がある場合には、月額3万円を目安としてその増額をするものとし、同備考3は、個別具体的な事情を踏まえて目安を上回る増額をすべき場合があることは原子力損害賠償紛争審査会の指針の趣旨からして当然であるとしている。また、中間指針第五次追補第2の4Ⅰは、⑧家族の別離、二重生活等が生じたことという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Vは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、当センターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2034		
事業の概要	居住制限区域(南相馬市小高区)から避難し、原発事故に起因する精神的損害の賠償を認める訴訟の確定判決を有する申立人ら夫婦について、それぞれ、中間指針第五次追補に基づく精神的損害の合計額(過酷避難慰謝料、日常生活阻害慰謝料(基本分)及び生活基盤変容慰謝料の各目安額に加えて、妻については、日常生活阻害慰謝料の介護による増額分185万円(平成23年3月から平成30年3月まで)を含む。)から、確定判決に基づく既払金を控除した金額の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)	第1の8の2(2)	第1の8の3(2)

2 基本情報

申立日	R5.8.2	全部和解成立日	R6.1.15
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※1
全部和解	精神的損害	基本部分	8,500,000	H23.3～H30.3	※2

小計 11,300,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※1
全部和解	精神的損害	基本部分	8,500,000	H23.3～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,850,000	H23.3～H30.3	※2

小計 13,150,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	24,450,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	22,710,000

※1 中間指針第五次追補第2の1、中間指針第五次追補第2の2

申立人ら夫婦(夫A、妻B)は、居住制限区域(南相馬市小高区)から避難したところ、中間指針第五次追補で認められた過酷避難状況による精神的損害30万円及び生活基盤変

容による精神的損害 250 万円の賠償を求めた〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人ら各人に對し、確定判決に基づき精神的損害として①避難を余儀なくされた慰謝料 150 万円及び②故郷変容慰謝料 100 万円を支払済みであるとして、差額 30 万円について支払を検討すると主張した。パネルは、申立人ら各人に對し、東京電力の認めた差額 30 万円について和解案を提示した。

中間指針第五次追補第 2 の 1 は、原発事故発生時に対象区域に居り、同区域外への避難及びこれに引き継ぐ同区域外滞在を余儀なくされた者につき、過酷避難状況による精神的苦痛を賠償すべき損害と認め、具体的な損害額に関しては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径 8 キロメートル圏内の区域については一人 30 万円を目安としており、中間指針第五次追補第 2 の 2 I ② ⅱ は、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人 250 万円を目安としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第 3 の 6 、中間指針第五次追補第 2 の 2 、中間指針第五次追補第 2 の 4 、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人ら夫婦（夫 A、妻 B）は、同居していた申立外母（A の母。原発事故時 89 歳。心臓機能障害におけるペースメーカーを装着していることから身体障害等級 1 級の認定を受けている。）とともに、居住制限区域（南相馬市小高区）から県外に避難し、申立人 B については、避難先において歩行困難な状態となった申立外母が介護施設に入所するまでの間、ベッド横のポータブルトイレで排便したりベッド上で食事したりする際の介護を行ったとして、日常生活阻害慰謝料の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人 A 及び B の日常生活阻害慰謝料の基本部分については確定判決に基づき各人 850 万円を支払済みであり、申立人 B の増額分については直接請求手続において月額 1 万円の合計 71 万円（平成 23 年 3 月から平成 29 年 1 月まで）を支払済みであり、平成 23 年 3 月から介護施設への入所又は平成 30 年 3 月までのいずれか早い方を終期として、月額 3 万円を乗じた金額から既払金 71 万円を控除した金額の支払を検討すると主張した。パネルは、申立人 B について、申立人らの説明内容を踏まえ、具体的な精神的苦痛の大きさ等を考慮して、平成 23 年 3 月から申立外母が介護施設に入所する平成 27 年 4 月までの 50 か月間につき月額 3 万円（合計 150 万円）、平成 27 年 5 月から平成 30 年 3 月までの 35 か月間につき月額 1 万円（合計 35 万円）、総計 185 万円から直接請求手続における既払金 71 万円を控除した 114 万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第 3 の 6 及び中間指針第五次追補第 2 の 2 は、月額慰謝料の目安を 10 万円（又は 12 万円）としており、中間指針第五次追補第 2 の 4 は、③要介護状態にある者の介護を恒常的に行ったという事由がある場合には、月額 3 万円を目安としてその増額をするものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2035		
事案の概要	原発事故当時、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人ら(父母及び原発事故当時乳幼児であった子2名)について、原発事故以前から避難指示解除準備区域(浪江町)の実家に転居することを予定し、実際にその準備をしていたことを考慮して、それぞれ、平成26年6月分から平成30年3月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めるとともに(直接請求手続及び前件申立てにおいて平成26年5月分までは賠償済み)、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める緊急時避難準備区域についての目安額50万円から30万円を増額した80万円の賠償を認めたほか、申立人らのうちの子2名について、避難の過程で計画的避難区域(飯舘村)に滞在(車中泊)したことを考慮して、それぞれ、相当線量地域滞在慰謝料5万円の賠償を認めた事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)ア	第1の8の3(2)
	第1の8の4(2)		

2 基本情報

申立日	R5.8.5	全部和解成立日	R6.1.17
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人種類	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	4,600,000	H26.6～H30.3	※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※2
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	300,000		※2
小計					5,400,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	4,600,000	H26.6～H30.3	※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※2
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	300,000		※2
小計					5,400,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	4,600,000	H26.6～H30.3	※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※2
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	300,000		※2
全部和解	精神的損害	相当量線量地域滞在	50,000		※3
小計			5,450,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	4,600,000	H26.6～H30.3	※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※2
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	300,000		※2
全部和解	精神的損害	相当量線量地域滞在	50,000		※3
小計			5,450,000		

集計

和解金合計額(弁護士費用除く)	21,700,000
弁護士費用	
手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3【避難等対象者】、中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2

申立人ら（申立人Dは追加申立て。）は、原発事故時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたものの、原発事故以前から避難指示解除準備区域（浪江町）の実家に転居することを予定し、実際にその準備をしていたことから、原発事故時に避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた避難者と同様の賠償が受けられるべきであると主張して、平成26年6月以降の日常生活阻害慰謝料の賠償を請求した（平成23年3月から平成26年5月までの日常生活阻害慰謝料は直接請求手続及び前回の和解仲介手続において賠償されている。）。東京電力は、原発事故時点で避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた避難者は平成29年3月31日まで6年以上の避難生活を余儀なくされる一方で、申立人らは平成23年12月に南相馬市原町区の原発事故時の自宅に帰還しているのであり、原発事故時点で避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた避難者と申立人らの賠償金が同一水準になるという結論は明らかに不合理であるなどと主張して争った。パネルは、上記の申立人らが主張する事情〔電話聴取事項報告書等〕を考慮して、申立人らを原発事故発生時に避難指示解除準備区域（浪江町）に生活の本拠があつた避難者と同様に扱うのが相当であると判断し、申立人ら各人に對し、平成26年6月以降平成30年3月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3【避難等対象者】は、避難等対象者の範囲について、原発事故時、対象区

域内に生活の本拠としての住居があり、原発事故が発生した後に対象区域から同区域外へ避難のために立退き等を余儀なくされた者としており、中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の2

申立人らは、上記※1と同様の事情から、原発事故時に避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた避難者と同様の賠償が受けられるべきであると主張して、原発事故時に避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた避難者に認められるのと同様の250万円の生活基盤変容慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、原発事故時点で申立人らの避難指示解除準備区域（浪江町）における生活基盤は形成されていなかったのであって、申立人らの避難指示解除準備区域（浪江町）における生活基盤が変容したと評価することはできないなどと主張して争った。パネルは、申立人らが主張する上記※1と同様の事情を考慮して、申立人ら各人に對し、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める緊急時避難準備区域についての目安額50万円から30万円を増額した80万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2 I ②ⅲは、緊急時避難準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円を目安とし、同備考10は原発事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第五次追補第2の3

申立人らは、避難の過程で計画的避難区域（飯舘村）に数日間滞在（車中泊）したとして、中間指針第五次追補の定める相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基づく精神的損害（相当量線量地域滞在慰謝料）を請求した〔電話聴取事項報告書等〕。東京電力は、中間指針第5次追補においては、相当線量地域滞在慰謝料について、原発事故発生時に計画的避難区域又は特定避難勧奨地点に生活の本拠としての住居があつた者を対象者にしており、かつ、計画的避難区域又は特定避難勧奨地点において一定期間（概ね1か月から2か月程度の期間）以上滞在した者については、健康不安を基礎とする精神的損害が認められるものと判断したとの考え方が示されているところ、本件における申立人らは、原発事故発生時に計画的避難準備区域又は特定避難勧奨地点に生活の本拠としての住居がないことに加えて、計画的避難区域又は特定避難勧奨地点での滞在期間が1か月に満たないので、健康不安を基礎とする精神的損害が認められるということはできず、相当線量地域滞在慰謝料の支払に応じることができないと主張して争った。パネルは、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されている乳幼児である申立人C及びDについては、計画的避難区域（飯舘村）に滞在したのが数日間（車中泊）であつたとしても、健康不安を基礎とする精神的損害が認められると判断し、申立人C及びDそれぞれに對し、5万円の相当線量地域滞在慰謝料を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の3は、原発事故発生時に計画的避難区域又は特定避難勧奨地点に住居があつた者につき、安心できる生活空間を享受する利益の一定期間にわたる侵害により生ずる健康不安を基礎とする精神的損害を賠償すべき損害としているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2036		
事業の概要	自主的避難等対象区域(大玉村)から避難した申立人夫婦及び成人の子(二男)について、平成23年3月から同年12月までの避難費用、生活費増加費用及び精神的損害が賠償され(ただし、既払金は控除。)、申立人子(二男)に対しては、歩行困難等(身体障害者等級2級)の状態での避難生活を強いられたことを考慮して、精神的損害の増額分として20万円が賠償され、申立人妻に対しては、二男を介護しながら避難生活を送ったことを考慮して、精神的損害の増額分として20万円が賠償されるとともに、避難に伴い退職を余儀なくされたことを考慮して、平成23年4月から同年9月までの就労不能損害が賠償され、また、自主的避難等対象区域(二本松市)に居住しており、原発事故発生当時、大玉村の実家に帰省していたため、上記申立人らと一緒に避難した申立人子(成人、長男)についても、平成23年3月から同年12月までの避難費用、生活費増加費用及び精神的損害が賠償された(ただし、既払金は控除。)事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ-2
	第10の2(3)キ		

2 基本情報

申立日	R5.3.29	全部和解成立日	R6.1.22
事故時住所	大玉村		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	60,000	H23.3～H23.12	※1
小計					60,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	60,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	200,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	就労不能損害・避難実行	減収分	1,226,192	H23.3～H23.12	※3
小計					1,486,192

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	60,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	その他		20,000	H23.3～H23.12	※4
小計					80,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	60,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	増額分	200,000	H23.3～H23.12	※2
小計					260,000

申立人A、B、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他		316,400	H23.3～H23.12	※5
小計					316,400

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,202,592
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第五次追補第3

中間指針第五次追補第3に基づく賠償分20万円のうち10万円を精神的損害に対する賠償として扱い、既払金4万円を控除した6万円の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第五次追補第3、中間指針第五次追補第2の4

原発事故発生当時、自主的避難等対象区域（大玉村）に居住していた申立人A（夫）、B（妻）及びD（二男）は、原発事故が発生したため、原発事故時二本松市（自主的避難等対象区域）の自宅から大玉村の実家に帰省していた申立人C（長男）やその他親族とともに、直ちに千葉県内の親族宅に避難して約10日間避難生活を送った後、申立人A及びCは福島県へ戻り、申立人B及びDは埼玉県へ避難して平成23年9月まで避難生活を送ったところ、申立人Dは歩行困難等の障害（身体障害者等級2級）があり、自宅と違って手すりのない避難先アパートでは自力移動ができず、常に申立人Bの補助が必要であったため、申立人Dにとっても介護する申立人Bにとっても大変苦労の多い避難生活であったなどと主張して、精神的損害の増額を求めた〔身体障害者手帳、電話聴取報告書〕。東京電力は、申立人A、B及びDが居住していた大玉村は自主的避難等対象区域であり、屋内退避を検討することも可能であった、既払金を超えて支払うべき事情は見受けられないなどと主張して争った。パネルは、申立人側提出資料及び電話聴取報告書を踏まえ、申立人Dにつき障害を増額事由として、また、申立人Bにつき申立人Dの介護を増額事由として、それぞれ20万円の精神的損害の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第3は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、中間指針第五次追補第2の4備考2は同第2の4-Iの①から⑩までの増額事由は、避難指示等対象区域（中間指針第3の〔対象区域〕の（1）から（6）までをいう。）における日常生活阻害慰謝料に対する増額についてのものであるが、自主的避難等対象区域において避難を行った者についてもその根拠は妥当するというべきであるから、自主的避難等対象区域についての個別具体的な事情を踏まえた賠償においては、その趣旨が尊重されるべきであるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第五次追補第3、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人Bは、上記避難に伴い平成23年3月に退職したため、収入が減少したとして就労不能損害の賠償を求めた〔給与支給明細書、住民税額決定通知書、源泉徴収票、電話聴取報告書〕。東京電力は、申立人Bは自主的に避難したのであり、退職についても自身の任意の判断によるものであると言わざるを得ず、減収が生じたとしても原発事故との間の相当因果関係は認められないなどと主張して争った。パネルは、原発事故と上記就労不能損害との間に相当因果関係を認め、申立人Bに対し、平成23年4月から同年9月までの間の減収分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第3及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第五次追補第3、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

中間指針第五次追補第3に基づく賠償分20万円のうち10万円を生活費増加費用及び移動費用といった財産的損害に対する賠償として扱い、既払金8万円を控除した2万円の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第五次追補第3、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人A、B及びDは、原発事故発生当時、大玉村の自宅にて同居していたところ、上記避難に伴い、同人ら世帯において、避難及び帰還に係る交通費、宿泊謝礼、家財道具購入費用、賃料、二重生活に伴う生活費増加分といった損害が発生したとして、これら生活費増加費用及び移動費用の賠償を求めた〔賃料領収証、水道料金・下水道使用料納入通知書兼領収証書、ガス料金領収書、電気料金領収証、電話聴取報告書等〕。東京電力は、申立人Aら自身の判断による自主的避難に伴う出費と考えられ、原発事故との相当因果関係を認めるることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、原発事故と上記各損害との間に相当因果関係を認め、申立人Aらに対し、平成23年3月から同年12月までの生活費増加費用及び移動費用として、既払金24万円を控除した31万6400円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第3及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2037		
事業の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)から避難した申立人夫婦及び成人の子(長女)について、平成23年3月から同年12月までの避難費用、生活費増加費用及び精神的損害が賠償され、原発事故当時、同じく自主的避難等対象区域(同市)に所在するグループホームに入居しており避難した被相続人(申立人夫婦が相続)についても、上記期間における同様の損害が賠償されるとともに、身体障害等級1級及び要介護2の認定を受け、要介護状態での避難生活を強いられたことを考慮して、精神的損害の増額分として10万円が賠償され、また、原発事故発生当時は福島県外に居住していたものの、郡山市の実家の家業を継ぐため平成23年3月に同市に転入する予定であった申立人子(成人、長男)について、他の家族同様、郡山市で暮らすことができず避難生活を送らざるを得なかったことを考慮して、平成23年3月から同年12月までの精神的損害が賠償されるなどした事例。		
紹介箇所	第10の2(2)	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ
	第10の2(3)ウ-2		

2 基本情報

申立日	R4.12.6	全部和解成立日	R6.1.24
事故時住所	郡山市		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	100,000	H23.3～H23.12	※2
小計					100,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	100,000	H23.3～H23.12	※2
小計					100,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	100,000	H23.3～H23.12	※2
小計					100,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	100,000	H23.3～H23.12	※2
小計					100,000

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	16,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	16,000	H25.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	一時帰宅費用	288,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊費	241,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	住居費	834,080	H23.3～H23.12	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3～H23.12	※1

小計 1,545,080

申立人A、B共通(被相続人亡Eの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	100,000	H23.3～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3～H23.12	※4
全部和解	その他		100,000	H23.3～H23.12	※3

小計 300,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,245,080
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	480,000

※1 中間指針第五次追補第3、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人A（妻）、B（夫）及びC（申立人A及びBの長女）は、平成23年3月、申立人Aの父であり申立人Bの養父である被相続人亡Eが入居先のグループホームごと避難したことにより生じた移動交通費、宿泊費〔明細書、領収書、クレジットカード売上票〕、住居費〔領収書、賃貸借契約書、原状回復工事案内書等〕及び家財道具購入費用〔メモ〕、避難先から事故時住所へ定期的に戻る際に生じた一時帰宅交通費〔メモ〕並びに平成25年3月に帰還した際の交通費の賠償を請求した。また、原発事故発生当時、福島県外に居住していた申立人D（申立人A及びBの長男、追加申立て）は、郡山市の実家の家業を継ぐため平成23年3月に同市に転入する予定であったにもかかわらず、原発事故が発生したことにより同市で暮らすことはできず、申立人A、B及びCと共に避難生活を送らざるを得なかったとして、避難に要した移動交通費等の賠償を請求した〔電話聴取報告書等〕。東京電力は、申立人A、B及びCについて、中間指針第五次追補第3に規定された自主的避難等に係る損害として一人当たり8万円（中間指針第五次追補第3規定の20万円から既払金12万円を控除した金額。精神的損害も含む。）の合計24万円を支払うとしたものの、これを超える金額の支払には応じることができないと主張し、申立人Dについて、「本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住

居があった者」には該当しないため中間指針第五次追補分の賠償金を支払うことはできないなどと主張して争った。パネルは、申立人Dにつき、郡山市の実家以外の場所で避難生活を送らざるを得なくなつたことを考慮して賠償対象者と認めた上、申立人らに対し、平成23年12月までの移動交通費、宿泊費、住居費、家財道具購入費用、一時帰宅費用の賠償を認める（合計金額が中間指針第五次追補第3規定の20万円のうち財産的損害10万円の4人分である40万円を超えるため、個別の損害項目ごとに認定）とともに、平成25年3月の帰還に要した交通費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第3は、原発事故発生時に自主的避難等対象区域内に住居があつた者以外の者についても、個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、同第3及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従つた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第3

原発事故発生当時、福島県外に居住していた申立人Dにつき、上記の通り賠償対象者と認めた上で、中間指針第五次追補第3に基づく賠償分20万円のうち10万円を精神的損害に対する賠償として扱い、申立人らに対し、各10万円の精神的損害の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第五次追補第3

被相続人亡Eの相続人である申立人A及びBに対し、中間指針第五次追補第3に基づく20万円の賠償が認められたものである。

※4 中間指針第五次追補第3、中間指針第五次追補第2の4

申立人A及びBは、被相続人亡Eにつき、入居先のグループホームごと避難したところ、原発事故時、身体障害等級1級〔心身障害者証明書〕及び要介護2〔介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書〕であり、避難先のグループホーム入居中に当該環境の影響等から体調が悪化し、入退院を繰り返すなど苦労が多くたとして、精神的損害の増額を求めた。東京電力は、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいという事情が確認できないなどと主張して争った。パネルは、申立人側提出資料及び電話聴取報告書を踏まえ、障害及び要介護を増額事由として、被相続人亡Eにつき10万円（平成23年3月から同年12月まで）の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第3は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、中間指針第五次追補第2の4備考2は同第2の4Iの①から⑩までの増額事由は、避難指示等対象区域（中間指針第3の〔対象区域〕の（1）から（6）までをいう。）における日常生活阻害慰謝料に対する増額についてのものであるが、自主的避難等対象区域において避難を行つた者についてもその根拠は妥当するというべきであるから、自主的避難等対象区域についての個別具体的な事情を踏まえた賠償においては、その趣旨が尊重されるべきであるとしているところ、これらに従つた和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第五次追補第3）

申立人らは、放射線測定器購入費用の賠償を請求したが、東京電力は、購入時期や購入機種が不明である上、領収書等の客観的な資料の提出もないと主張して争つた。パネルは、購入時期や購入金額等に関する主張自体が曖昧であるとして、和解案の対象外とした。

1 事業の概要

公表番号	2038		
事業の概要	避難指示解除準備区域(双葉郡)に居住していた被相続人(申立人らが相続)について、居住期間が80年以上であること、地域社会等との顕著な関わり合い、原発事故に伴う介護サービス休止や親族の避難により被相続人が帰還できずに逝去したこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める目安額250万円から250万円増額した500万円の賠償が認められたほか、被相続人の要介護状態、障害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分(平成23年3月から平成30年3月まで月6割から10割に漸増)、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分(別離期間につき月額3万円)の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(1)	第1の8の2(2)	第1の8の3(2)
	第10の2(4)		

2 基本情報

申立日	R5.2.9	全部和解成立日	R6.2.22
事故時住所	双葉郡		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通(被相続人の損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容(増額分)	2,500,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	5,487,000	H23.3～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	390,000	H29.3～H30.3	※3
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※4
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000		※5
			小計	11,377,000	

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,377,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※ 1 中間指針第五次追補第 2 の 2

申立人らは、被相続人(申立人らが相続)が、出生後双葉郡内の自宅(避難指示解除準備区域)に原発事故まで80年以上居住し、家業の後継者として経営を担い、仲間と趣味を楽しむなど地元密着の生活を送っていたところ、原発事故に伴う避難に適応できず認知症を発症するなどし、同居家族が就労の関係で自宅に帰還する一方で、介護サービスが再開せず、原発事故時は近隣に居住していた複数の親族も各所に避難したため被相続人は

帰還できず、避難指示区域外の施設に入所したまま逝去したとして、生活基盤変容による精神的損害を請求した〔介護保険被保険者証、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、中間指針第五次追補が目安額として示す額からの増額については慎重に検討すべきであるなどと主張して争った。パネルは、被相続人の居住期間、地域社会等との顕著な関わり合い、原発事故に伴う介護サービス休止や親族の避難により被相続人が帰還できずに逝去したこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害として、中間指針第五次追補第2の定める目安額250万円に加え、250万円を増額し、500万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2I②iiは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人250万円を目安とし、同備考10は原発事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、被相続人が障害及び持病を有し、加えて要介護の状態で避難をしており、その苦労は大きかったとして、日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を請求した〔介護保険被保険者証、診断書、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、中間指針第五次追補で示された、要介護状態や障害がある場合の精神的損害の増額の目安額月額3万円を支払うことを認めた。パネルは、被相続人の症状や要介護認定の状況等を考慮して、被相続人の日常生活阻害慰謝料につき、要介護状態、障害及び持病を理由として、平成23年3月は7万2000円（12万円の6割増額）、平成23年4月から平成25年3月までは月額6万円、平成25年4月から平成26年3月までは月額7万円、平成26年4月から平成27年3月までは月額8万円、平成27年4月から平成30年3月までは月額10万円の増額（ただし、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4Iは、①要介護状態にあること、②身体又は精神の障害があることという事由がある場合には、月額3万円を目安としてその増額をするものとし、同第2の4備考3は、個別具体的な事情を踏まえて目安を上回る増額をすべき場合があることは原子力損害賠償紛争審査会の指針の趣旨からして当然であるとしている。また、中間指針第五次追補第2の4Iは、⑥重度又は中等度の持病があることという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Vは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、被相続人は、同居家族が就労の関係で自宅に帰還する一方で、介護サービスが再開せず、原発事故時は近隣に居住していた複数の親族も各所に避難したため帰還できず、避難指示区域外の施設に入所したため同居家族と別離することになったとして、日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、施設の入所は被相続人や家族の意思に基づくものであって、原発事故との相当因果関係は認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人らの主張する家族別離と原発事故との相当因果関係を認め、別離開始の平成29年3月から平成30年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4Ⅰは、⑧家族の別離、二重生活等が生じたことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Vは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第五次追補第2の1

避難指示解除準備区域に居住していた被相続人について、原発事故発生時に東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされたことから、中間指針第五次追補第2の1に基づき、過酷避難状況による精神的損害として30万の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第五次追補第3

避難指示解除準備区域に居住していた被相続人について、自主的避難等対象区域内に避難していたことから、中間指針第五次追補第3に基づき、自主的避難等に係る損害として20万円の賠償を認めたものである。

1 事業の概要

公表番号	2039		
事業の概要	帰還困難区域(大熊町)から避難した被相続人亡母(申立人らが相続)について、原発事故時の居住期間(約55年)や年齢(80歳近い)、地域社会等との関わり合い(農業を営み、地域を中心の人間関係を築くなどしていた。)を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害(中間指針第五次追補の定める目安額700万円)の増額分として、70万円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R5.3.13	全部和解成立日	R6.5.9
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※1
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※2
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
全部和解	避難費用	交通費	544,000	H23.8～H24.5	※6

小計 2,044,000

申立人A、B、C共通(被相続人亡申立人Dの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※1
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※2
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容(増額分)	700,000		※4
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※3

小計 2,200,000

申立人A、B、C共通(申立人A、被相続人亡申立人Dの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,460,000	H23.3～H29.3	※5
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	365,000	H23.3～H29.3	※6

小計 1,825,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,069,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2

帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人A（子）及び被相続人亡申立人D（母、追加申立て後に死亡。以下「被相続人」という。申立人A並びに追加申立てに係る申立人B及びCが相続。）について、中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2に基づき、平成29年6月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料として各100万円（月額10万円）の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の1

申立人A及び被相続人について、いずれも原発事故発生時に東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされたことから、中間指針第五次追補第2の1に基づき、過酷避難状況による精神的損害として各30万円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第五次追補第3

申立人A及び被相続人について、いずれも自主的避難等対象区域に避難していたことから、中間指針第五次追補第3に基づき、自主的避難等に係る損害として各20万円の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第五次追補第2の2

申立人らは、被相続人について、原発事故時、帰還困難区域（大熊町）に約55年にわたって居住し、年齢は80歳近かったこと、農業を営み、地域中心の人間関係を築くなどしていたこと等の事情を挙げて、生活基盤喪失による精神的損害の増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、直接請求手続において生活基盤喪失による精神的損害として700万円（中間指針第五次追補の定める目安額）を支払済みであるところ、上記のような事情は被相続人と同じ区域に居住して避難を強いられた場合には同様に該当する事情であり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいとまでは認められないなどと主張して争った。パネルは、被相続人の原発事故時の居住期間や年齢、地域社会等との関わり合いを考慮して、生活基盤喪失による精神的損害の増額分として、70万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2 I ② iは、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域につき、生活基盤喪失による精神的損害として一人700万円を目安とし、同備考10は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故後に申立人Aと亡両親（被相続人及び亡父）との間で別離が生じたとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人Aと亡両親が同居していたのであれば同じタイミングで避難することも可能であったと思われる、成人の場合は別居による避難生活を送ったとしても、原発事故に

より生じた別離であるとはいきれないなどと主張して争った。パネルは、上記別離が生じた経緯等に関する申立人Aからの聴取結果等を踏まえ、上記別離と原発事故との相当因果関係を認めた上で、日常生活阻害慰謝料の増額分として、別離期間（平成23年3月から平成29年3月までの73ヶ月）につき月額2万円として算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4Iは、⑧家族の別離、二重生活等が生じたことという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Vは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の2

申立人は、上記※5のとおり原発事故後に申立人Aと亡両親とが別離して生活することになり、申立人Aと亡両親との面会のために交通費を支払い、水道光熱費も余計に支払ったとして、生活費増加費用の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、水道光熱費については既払金を超えて損害が発生しているとは見受けられないなどと主張して争った。パネルは、避難費用として上記面会に係る交通費の賠償を認め、また、水道光熱費に係る生活費増加費用として別離期間（上記※5のとおり）につき月額5000円として算定した金額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2040		
事業の概要	帰還困難区域(大熊町)から避難した申立人ら(父母、乳幼児を含む子3名)の日常生活阻害慰謝料の増額分として、原発事故が原因で、第一子が避難先の学校でいじめを受け県外の中学校及び高校(全寮制)に進学したことや、父が転勤したことによって、家族別離が生じたことを考慮して、別離期間につき子らの年齢等の事情を踏まえて算定された金額が賠償されたほか、乳幼児(末子)を連れての避難であったことを考慮して、末子が小学校に入学するまでの期間につき月額3万円が賠償されるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	R4.10.26	全部和解成立日	R6.1.29
事故時住所	大熊町		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※1
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※2
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	1,830,000	H23.3～H28.3	※4
			小計	3,330,000	

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※1
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※2
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※3

小計 1,500,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※1
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※2

小計 1,300,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※1
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※2
小計					1,300,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※1
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※2
小計					1,300,000

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,760,000	H23.3～H23.4、H25.5～H25.11	※4
小計					1,760,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,490,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2

帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人ら（A（母）、B（父）、C（原発事故時10歳の第一子）、D（同7歳の第二子）及びE（同1歳の第三子））について、中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2に基づき、平成29年6月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料として各100万円（月額10万円）の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の1

申立人らについて、いずれも原発事故発生時に東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされたことから、中間指針第五次追補第2の1に基づき、過酷避難状況による精神的損害として各30万円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第五次追補第3

申立人A及びBについて、いずれも自主的避難等対象区域（いわき市）に避難していたことから、中間指針第五次追補第3に基づき、自主的避難等に係る損害として各20万円の賠償が認められたものである（申立人C、D及びEの自主的避難等に係る損害については、いずれも直接請求手続において賠償済みである。）。

※4 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、①原発事故が原因で申立人Cが避難先の学校でいじめを受け福島県外の全寮制の中学校及び高校に進学したことや申立人Bが転勤したことによって、家族別離が生じた、②乳幼児であった申立人Eを連れての避難であり負担が大きかったなどとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した〔質問事項書兼回答書、申立人Eの幼稚園の連

絡帳等]。東京電力は、上記①について、申立人Cの福島県外の学校への進学や申立人Bの転勤について原発事故との相当因果関係を肯定することはできない、上記②について、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる事情を確認することができないなどと主張して争った。パネルは、上記家族別離が生じた経緯や避難生活の状況等に関する申立人Aからの聴取結果等を踏まえ、原発事故と上記家族別離との間の相当因果関係を認め、また、乳幼児を連れての避難であり通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きかつたと認め、日常生活阻害慰謝料の増額分として、上記家族別離を考慮して、別離期間につき子らの年齢等の事情を踏まえて算定された金額の賠償を認め、また、乳幼児の世話を考慮して、申立人Eの小学校就学前の期間につき月額3万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4Ⅰは、⑧家族の別離、二重生活等が生じたことという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Vは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしている。そして、中間指針第五次追補第2の4Ⅰは、④乳幼児の世話を恒常的に行ったという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、満3歳に満たない者の世話を恒常的に行っていた者については一人月額3万円、満3歳以上小学校就学前の幼児の世話を恒常的に行っていた者については一人月額1万円を目安として、その増額をするものとし、同備考4は、個別事情を考慮してさらに増額をすべき場合があることは原子力損害賠償紛争審査会の指針の趣旨からして当然であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の2、8、10）

申立人らは、避難費用（別居期間の面会交通費）、生活費増加費用（別居期間の生活費、光熱費）、申立人Aの就労不能損害、財物損害等の賠償を請求した。東京電力は、原発事故と相当因果関係がある損害といえるか疑問がある、直接請求手続で支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事業の概要

公表番号	2041		
事業の概要	東北地方の地方公共団体である申立人について、平成23年度から平成25年度の間に原発事故の対応業務により生じた測定経費、除染経費及び人件費が賠償された事例。		
紹介箇所	第9の2(4)ア 第11の1(2)イ	第9の2(4)ウ	第9の2(4)カ

2 基本情報

申立日	R3.1.29	全部和解成立日	R6.2.1
事故時住所	東北地方		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	自治体		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他	測定経費	660,000	H25.4～H26.3	※1
全部和解	その他	除染費用	2,560,000	H24.4～H26.3	※2
全部和解	その他	人件費	6,200,000	H23.4～H26.3	※3
小計					9,420,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	9,420,000
	弁護士費用	
	手続き内で処理された既払金合計額	889,734

※ 1 中間指針第10の2、中間指針第二次追補第4

申立人は、東北地方の地方公共団体であるところ、平成25年度に生じた、保育所及び学校における給食食材の放射性物質測定のための検査用食材購入費用、検体の検査手数料等の賠償を求めた。東京電力は、業者に検査を依頼した分のうち給食一食まるごとの検査に係る費用については賠償対象であることを認める一方で、食材単体の検査に係る費用については、申立人において食材を自主検査（簡易検査）することが可能であり、食材単体を業者に依頼して精密検査を行う必要性が確認できないなどと主張して争った。パネルは、申立人が簡易検査と精密検査を状況に応じて使い分けすることは不合理ではないなどとして、食材単体の精密検査に係る費用全額（和解金額は個別立証の負担軽減を行っていることとの均衡から端数について切り捨て処理を行っている。以下の項目についても同様である。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第10の2備考1は、地方公共団体が被った損害について、個別具体的な事情に応じて賠償すべき損害と認められることがあり得るとしており、中間指針第二次追補第4Ⅱは、住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用を賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※ 2 中間指針第10の2、中間指針第二次追補第4

申立人は、平成24年度及び平成25年度に生じた、マイクロスポット（局所的汚染箇所）における除染作業のための消耗品購入費用、業務委託料等の賠償を求めた。東京電力は、空間放射線量が低値で安定していたため申立人は汚染状況重点調査地域に指定されておらず、また、マイクロスポットの存在だけでは直ちに人の健康または生活環境に影響を及ぼすものとは言えず、除染の必要性があると判断することはできないなどと主張して争った。パネルは、マイクロスポットにおける除染作業の必要性を認め、マイクロスポットの除染作業のための消耗品購入費用及び業務委託料全額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第10の2備考1は、地方公共団体が被った損害について、個別具体的な事情に応じて賠償すべき損害と認められることがあり得るとしており、中間指針第二次追補第4Ⅰは、原発事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（汚染された土壌等の除去）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用は賠償すべき損害と認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第10の2、中間指針第二次追補第4

申立人は、平成23年度から平成25年度の間に生じた、原発事故対応業務に伴う人件費（正規勤務時間内及び正規勤務時間外いずれも含む。）の賠償を求めた。東京電力は、正規勤務時間内人件費については追加性がないなどと主張して争い、正規勤務時間外人件費については資料から確認できる金額について支払うと主張するなどした。パネルは、各請求年度における申立人全体の正規勤務時間外人件費の支払総額と平成21年度（基準期間）の同額の差額に5%を乗じて算出される金額を合計したものを和解金額とする和解案を提示した。5%という数値は、上記差額が東日本大震災対応業務と原発事故対応業務の両方に起因するものであるとした上で、震災対応業務と原発事故対応業務の割合を、平成23年度緊急雇用創出事業の雇用職員数に基づき算出（震災対応及び原発事故対応合わせて59人のうち3人を原発事故対応と認めた。）したものである。

これも、中間指針第10の2備考1及び中間指針第二次追補第4Ⅱに従った和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2042		
事業の概要	自主的避難等対象区域(いわき市)から避難した申立人妻及びその母である被相続人(被相続人の子である申立人らが相続)について、平成23年3月から同年12月までの精神的損害として、中間指針第五次追補が定める目安額を踏まえた金額に加え、透析治療を要する状態(身体障害者等級1級)で避難をし、通院及び治療への負担が増加した被相続人に係る一時金として30万円の増額分が、被相続人を介護しながら避難していた申立人妻に係る一時金として15万円の増額分がそれぞれ賠償されたほか、避難費用及び生活費増加費用が賠償された(ただし、既払金は控除。)事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(3)ウ-2

2 基本情報

申立日	R5.4.10	全部和解成立日	R6.2.9
事故時住所	いわき市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	20,000	H23.3～H23.4	※1
全部和解	生活費増加費用	宿泊謝礼	50,000	H23.3～H23.4	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越費用	140,600	H23.6	※1
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	150,000	H23.3～H23.12	※1

小計 360,600

申立人A、C、D、E共通(被相続人の損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	100,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	300,000	H23.3～H23.12	※2

小計 400,000

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	100,000	H23.3～H23.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	150,000	H23.3～H23.12	※2

小計 250,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,010,600
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	240,000

※1 中間指針第五次追補第3、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人らは、申立人A、B及びAの母である被相続人（被相続人の子である申立人A、C、D及びEが相続。申立人C、D及びEは追加申立て。）が平成23年3月に自主的避難等対象区域（いわき市）の自宅から避難したことから、避難費用及び生活費増加費用（避難交通費、宿泊謝礼、引越費用等及び家財道具購入費）の賠償を請求した〔質問事項書、通帳写し、領収証、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人らが主張する費用について原発事故との相当因果関係を確認することができないと主張して争った。パネルは、申立人A、B及び被相続人が平成23年3月に避難したことを踏まえ、平成23年3月から同年12月までの避難費用及び生活費増加費用（避難交通費、宿泊謝礼、引越費用等及び家財道具購入費）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第3及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第3、中間指針第五次追補第2の4

申立人らは、被相続人については透析治療をする状態（身体障害者等級1級）で避難をし、通院及び治療への負担が増加したこと、申立人Aについては被相続人を介護しながら避難していたこと等から、精神的損害の賠償を請求した〔質問事項書、電話聴取事項報告書、身体障害者手帳、通院証明書等〕。東京電力は、申立人A及び被相続人に中間指針第五次追補で定められた目安額から既払金を控除した金額、加えて被相続人が透析をする状態であったこと及び身体障害者手帳を踏まえ4万円を支払うことは認め、その余については原発事故との相当因果関係が認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人A及び被相続人につき、中間指針第五次追補に基づく自主的避難等に係る損害として、子供及び妊婦以外の自主避難等対象者に対する20万円の半額である各10万円を精神的損害に対する賠償として認める（ただし、既払金を控除。）ほか、通院及び治療への負担が増加した被相続人に係る一時金として30万円の増額分の賠償を、被相続人を介護しながら避難していた申立人Aに係る一時金として15万円の増額分の賠償をそれぞれ認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第3は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、中間指針第五次追補第2の4備考2は同第2の4Ⅰの①から⑩までの増額事由は、避難指示等対象区域（中間指針第3の〔対象区域〕の（1）から（6）までをいう。）における日常生活阻害慰謝料に対する増額についてのものであるが、自主的避難等対象区域において避難を行った者についてもその根拠は妥当するというべきであるから、自主的避難等対象区域についての個別具体的な事情を踏まえた賠償においては、その趣旨が尊重されるべきであるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2043		
事案の概要	緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、原発事故後も避難しなかった申立人の亡父(平成24年5月死去。申立人が相続。)及び申立人について、生活基盤変容による精神的損害(各50万円)、自主的避難等に係る損害(各20万円)の賠償が認められ、また、亡父について、精神疾患等の持病を抱えていたことを考慮して平成23年3月から平成24年5月まで月額4万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が、申立人について、亡父の介護を恒常的に行なったことを考慮して上記期間につき月額4万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償が、それぞれ認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)	第1の8の3(2)	第10の2(4)

2 基本情報

申立日	R5.3.6	全部和解成立日	R6.2.16
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

亡父(被相続人)の損害

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	600,000	H23.3～H24.5	※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※2
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000		※3

小計 1,300,000

申立人の損害

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	600,000	H23.3～H24.5	※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※2
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000		※3

小計 1,300,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,600,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、原発事故時亡父（申立人の父。平成24年5月死去し、申立人が相続。）とともに緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住しており、原発事故後も避難をしなかったところ、亡父が精神疾患等の持病を抱えており、申立人がその介護をしており、それぞれ苦労が大きかったとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した〔電話聴取書、診断書等〕。東京電力は、亡父については、同人が平成23年12月に発症した持病（精神疾患以外の持病）が、東京電力プレスリリース（令和5年3月27日付け）において、日常生活阻害慰謝料の増額の対象としている厚生労働省の定める特定疾病に該当するとして、平成23年12月から亡父が死去した平成24年5月まで月額3万円の増額分を支払うことを認めたものの、原発事故以前から発症していた持病（精神疾患等）については、当該持病の発症ないし悪化と避難生活との相当因果関係を認めることが困難であり、その点を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償には応じられないと主張し、申立人については、直接請求手続で支払済みの日常生活阻害慰謝料の金額を超えて支払うべき特段の事情（通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいと認められる事情）を確認することができないと主張して争った。パネルは、亡父の持病（原発事故以前から発症していた精神疾患等の持病も含む。）の状況等を考慮し、亡父の日常生活阻害慰謝料につき、重度又は中程度の持病を理由に、平成23年3月から平成24年5月までの期間について月額4万円の増額分の賠償を、申立人の日常生活阻害慰謝料につき、亡父に対する介護を恒常的に行ったことを理由に、平成23年3月から平成24年5月までの期間について月額4万円の増額分の賠償を、それぞれ認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4Iは、⑥重度又は中等度の持病があること、⑦⑥の者の介護を恒常的に行ったことという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Vは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の2

中間指針第五次追補第2の2I②iiiは、緊急時避難準備区域に住居があった者については、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円を目安とする賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第五次追補第3

中間指針第五次追補第3は、原発事故発生時に避難指示等対象区域内（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。）に住居があった者につき、中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間及び自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（原発事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2044		
事案の概要	被申立人の従業員であり、原発事故時に居住していた社員寮(大熊町)から避難した申立人について、平成23年9月に仮設社員寮(広野町)に入居した時点で避難が終了したとする被申立人の主張を排斥し、申立人が、避難指示解除準備区域(浪江町)の実家で生まれ育ったこと、被申立人への就職を機に社員寮に入寮したものの、1~2年の入寮期間を終えた後は実家に戻り、実家から通勤する予定であったこと等を考慮し、原発事故時に避難指示解除準備区域に住居があった者と同様に、平成23年3月分~平成30年3月分(中間指針第五次追補の定める同区域についての目安期間)の日常生活阻害慰謝料合計852万円及び生活基盤変容による精神的損害250万円(中間指針第五次追補の定める同区域についての目安額)の賠償等が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ア	第1の8の3(2)	

2 基本情報

申立日	R5.5.18	全部和解成立日	R6.2.16
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	8,520,000	H23.3~H30.3	※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3~H23.9	※3
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4~H23.12	※4
		小計	11,520,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	11,520,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2

東京電力の従業員である申立人は、原発事故後、居住していた大熊町の東京電力の社員寮から避難し、仮設住宅等を経て平成23年9月に広野町の社員寮に入寮したが、その社員寮は仮設社員寮にすぎず、入寮後も申立人の避難は継続していたと主張して、同年9月以降の分を含む日常生活阻害慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、申立人は全国転勤の可能性がある形態で雇用されていたところ、原発事故直後、広野町に仮設社員寮を設置し、申立人に対し、福島第一原子力発電所での勤務を命じたのであるから、申立人が広野町の仮設社員寮に入寮した時点で避難は終了したなどと主張して争った。パネルは、申立人が、避難指示解除準備区域(浪江町)の実家で生まれ育ったこと、東京電力への就職を機に大熊町の社員寮に入居したものの、1~2年の入寮期間を終えた後は実家に戻り、実家から

通勤する予定であったこと、広野町の仮設社員寮は仮眠室のような場所にすぎないこと等の事情を踏まえ〔電話聴取報告書〕、広野町の仮設社員寮への入寮後も申立人の避難は継続していたとして、平成23年3月分から平成30年3月分まで（終期は避難指示解除準備区域と同様である。）の日常生活阻害慰謝料（平成23年3月分は12万円、同年4月分から平成30年3月分までは月額10万円。）の賠償を認める旨の和解案を提示した。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の2

申立人は、原発事故時、大熊町の寮に居住していたが、生活基盤は実家のある浪江町（避難指示解除準備区域）にあると主張して、生活基盤変容による精神的損害に対する慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、申立人は、平成23年9月に広野町の仮設寮に入居したことにより避難が終了し、新たな生活の本拠ができたことから、生活基盤変容による精神的損害を認めることはできないなどと主張して争った。パネルは、申立人が、浪江町の実家で生まれ育ったこと、高校卒業後すぐに東京電力に入社し、大熊町の寮に入寮したが、1～2年の入寮期間が経過した後は実家に戻り、浪江町の実家から通勤する予定であったこと等の事情を踏まえ〔電話聴取報告書〕、申立人の生活基盤は浪江町（避難指示解除準備区域）にあるとし、生活基盤変容による精神的損害として、避難指示解除準備区域の目安額である250万円の賠償を認める旨の和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2 I ② iiは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人250万円を目安としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第五次追補第2の1

東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に係る過酷避難状況による精神的損害に関し30万円の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第五次追補第3

避難指示等対象区域内から自主的避難等対象区域内に避難したことによる損害として、20万円の賠償を認めたものである。

※5 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、中間指針第五次追補第2の3）

申立人は、家族別離が生じたことや避難所を転々としたことを理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償及び相当量線量地域滞在者慰謝料の賠償を請求し、東京電力は、申立人に家族別離が生じたことや、申立人が避難所を転々としたことはないこと、申立人は計画的避難区域に一定期間滞在していないことなどから、申立人の請求を争った。パネルは、東京電力の上記主張のとおり、申立人の請求はいずれも認められないとして和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2045
事案の概要	避難指示解除準備区域の行政区である申立人が管理していたプレハブ倉庫、みこし、はっぴ、テント等の財物損害について、直接請求に関して東京電力が用いている類型的な使用可能年数ではなく、実際の使用年数等を踏まえて認定された使用可能年数を基礎とした減価をして損害額が算定された(ただし、既払金は控除。)事例。
紹介箇所	第1の12(2)才(ウ)

2 基本情報

申立日	R5.3.13	全部和解成立日	R6.2.26
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人类型	事業者・区域内		
業種	サービス業等		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	動産	850,600		※1
		小計	850,600		
集計	和解金合計額(弁護士費用除く)		850,600		
	弁護士費用				
	手続内で処理された既払金合計額		600,000		

※1 中間指針第3の10

申立人は、避難指示解除準備区域（浪江町）の行政区であり、避難等による管理不能に伴い、同区域内に設置していたプレハブ倉庫並びに同倉庫内に保管していたみこし、はつび及びテント等の動産（以下、これらを一括して「みこし等」という。）の価値を喪失したとして、財物損害の賠償を請求した〔写真、直接請求手続で提出された財物の所在、購入時期及び購入金額に関する資料〕。東京電力は、みこし等に係る財物損害はいずれも直接請求手続において賠償済みであるなどと主張して争った。パネルは、みこし等に係る財物損害について、直接請求に関して東京電力が用いている類型的な使用可能年数ではなく、実際の使用年数等を踏まえて使用可能年数を認定した上で、これを基礎として、申立人が申述した取得価格を基準に減価をして算定した金額（ただし、既払金は控除。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認めていくところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2046		
事案の概要	原発事故時は海外赴任中であり、平成23年6月に帰国を予定していた申立人について、帰国後に生活拠点となり得る場所は川俣町（避難指示解除準備区域）の実家しかなく、帰国後一定期間は実家に居住する予定であったものの、避難指示等によって同月に帰国後も実家に戻れず自主的避難等対象区域の避難先で避難生活を余儀なくされたことを考慮して、平成23年6月から同年12月までの日常生活阻害慰謝料55万円（単身で再避難先に移った後は月額5万円として算定）及び一時立入費用等のほか、生活基盤変容慰謝料25万円（中間指針第五次追補の定める目安額の1割）、自主的避難等に係る損害15万円等が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ア	第1の8の3(2)
	第10の2(4)		

2 基本情報

申立日	R5.4.14	全部和解成立日	R6.2.27
事故時住所	福島県外		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	交通費	5,000	H23.9～H23.11	※2
全部和解	一時立入費用	交通費	15,000	H23.6～H23.12	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	550,000	H23.6～H23.12	※1
全部和解	財物損害	家財	450,000		※3
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	250,000		※1
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	150,000	H23.6～H23.12	※4
			小計	1,420,000	

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,420,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3「避難等対象者」、中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2

申立人は、原発事故当時、海外赴任中であったものの、帰国後に生活拠点となり得る場所は川俣町（避難指示解除準備区域）の実家しかなく、平成23年6月に帰国してその後一定期間は実家に居住することを予定していたところ、避難指示等によって帰国後も実家に戻れず避難生活を余儀なくされたと主張して、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤変容慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、申立人の原発事故時の生活の本拠は海外であり、帰国後に実家に継続的に居住する蓋然性を確認することもできないため、申立人が避難等対象者に該当すると認めるることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立人の説

明〔電話聴取事項報告書〕により明らかになった申立人の生活状況等を踏まえ、帰国後も一定期間は実家に居住する蓋然性があったと認め、平成23年6月から同年12月までの日常生活阻害慰謝料として合計55万円（平成23年6月から同年9月までは、月額10万円。単身で再避難先に移った平成23年10月以降は、月額5万円として算定。）の賠償を認めるとともに、帰国後実家に居住したであろう期間については不確実性があることも考慮して、生活基盤変容慰謝料として25万円（中間指針第五次追補の定める目安額の1割）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3は、原発事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者を避難等対象者と認め、中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、また、中間指針第五次追補第2の2Ⅰ②Ⅱは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人250万円を目安としているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2、中間指針第3の3

上記※1のとおり、申立人が帰国した後に生活拠点となり得る場所は川俣町（避難指示解除準備区域）の実家しかなく、帰国後一定期間は実家に居住する予定であったものの、避難指示等によって帰国後も実家に戻れず避難生活を余儀なくされたことを踏まえて、避難費用や実家への一時立入費用につき、必要かつ合理的な範囲で賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人は、海外赴任した際に、居住していたアパートを解約し、衣類等の家財を実家に移動させていたものの、避難指示等によってほぼ全てが使用不能な状態になったと主張して、財物損害の賠償を請求した。東京電力は、対象区域外に生活の本拠を有するものの対象区域内の住宅に一定の家財を保管している場合の賠償基準（平成27年2月25日付け東京電力プレスリリース）に従って10万円の賠償を検討するなどと主張した。パネルは、上記※1のとおり、申立人が帰国した後に生活拠点となり得る場所は川俣町（避難指示解除準備区域）の実家しかなく、帰国後一定期間は実家に居住する予定であったものの、避難指示等によって帰国後も実家に戻れず避難生活を余儀なくされたことや、家財の保管状況〔電話聴取事項報告書〕を踏まえ、避難指示区域内の居住者に対する賠償基準（平成25年3月29日付け東京電力プレスリリース）を参照し、上記家財につき、45万円の財物損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Ⅰは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第五次追補第3

上記※1のとおり、申立人が帰国した後に生活拠点となり得る場所は川俣町（避難指示解除準備区域）の実家しかなく、帰国後一定期間は実家に居住する予定であったものの、避難指示等によって帰国後も実家に戻れず、自主的避難等対象区域における避難生活を余儀なくされたこと等を踏まえて、自主的避難等に係る損害につき、合理的な範囲（令和5年1月31日付け東京電力プレスリリースの定める損害額の約9分の7）で賠償を認めたものである。

※5 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の5、中間指針第3の8）

申立人は、原発事故に起因する疾患による就労不能損害、生命・身体的損害についても賠償を請求したが、これらを認めるに足る具体的な資料は提出されなかつたため、パネルは、和解案の対象外とした。

1 事業の概要

公表番号	2047		
事業の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)において3世代(祖父母、父母及び子2名。なお、祖父母及び父は原発事故後に死亡した。)で同居していた家族について、生活基盤変容による精神的損害各250万円(中間指針第五次追補の定める目安額)及び家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分合計170万円5000円の賠償等が認められたほか、亡祖父母について、いずれも、居住期間が約80年であったこと、農業を営んでいたこと、地域社会と強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害について各30万円の増額分の賠償が認められ、亡父について、原発事故後の避難等によりがん治療が遅くなつたことから精神的損害(一時金)として5万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)	第1の8(2)カ	第1の8の3(2)

2 基本情報

申立日	R4.10.21	全部和解成立日	R6.5.13
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
小計					3,000,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
小計					2,800,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
小計					2,800,000

被相続人亡D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	300,000		※4
全部和解	その他	自主的避難等に係る 損害	200,000	H23.4～H23.12	※3

小計 3,300,000

被相続人亡E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	300,000		※4
全部和解	その他	自主的避難等に係る 損害	200,000	H23.4～H23.12	※3

小計 3,300,000

被相続人亡F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
全部和解	その他	自主的避難等に係る 損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	その他	50,000		※5

小計 3,050,000

申立人A、B、C、被相続人亡D、亡E、亡F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,705,000	H23.3～H29.6	※6
小計					1,705,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	19,955,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第五次追補第2の1

東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に係る過酷避難状況による精神的損害に関し、申立人A並びに申立人B及びC（いずれも申立人Aと被相続人亡Fの子、追加申立て）、被相続人亡D（亡F並びに申立人G及びH（いずれも追加申立て）の父）、亡E（亡F並びに申立人G及びHの母）、亡Fにつき、各30万円

の賠償を認めたものである（なお、被相続人亡Dの損害については、相続人である申立人A、B、C、G、H及びI（申立人Aと亡Fの子、追加申立て）が、亡Eの損害については、相続人である申立人B、C、G、H及びIが、亡Fの損害については、相続人である申立人A、B、C及びIが申立てをした。）。

※2 中間指針第五次追補第2の2

避難指示解除準備区域（浪江町）に係る生活基盤変容による精神的損害について、それぞれ、中間指針第五次追補第2の2 I②iiの定める目安額である250万円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第五次追補第3

避難指示等対象区域（浪江町）内から自主的避難等対象区域内に避難したことによる損害として、各20万円の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第五次追補第2の2

申立人らは、被相続人亡D及び亡Eは、いずれも、原発事故時、約80年浪江町（避難指示解除準備区域）に居住し、農業を営んでいたこと、地域との関わり合いが強かつたことを主張して、生活基盤変容による精神的損害を中間指針第五次追補の定める目安額である250万円から増額することを求めた〔電話聴取結果報告書〕。東京電力は、申立人らの主張する事情は被相続人亡D及び亡Eと同年齢の方々には珍しいものではないとして慰謝料を増額すべきではないなどと主張し争った。パネルは、調査官の申立人Aに対する電話聴取の結果等を踏まえ、申立人らが主張する被相続人亡D及び亡Eの浪江町での居住年数や地域社会との関わり合い等の事情から、被相続人亡D及び亡Eにつき、上記目安額から各30万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2 I②iiは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人250万円を目安とし、同備考10は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、被相続人亡Fは、原発事故以前から身体に異常を感じており、病院で検査を受けようと考えていたが、原発事故により避難を余儀なくされ、病院での検査・治療が遅れたため、がんが進行し、精神的苦痛を被ったと主張して、精神的損害に対する慰謝料を請求した〔電話聴取結果報告書〕。東京電力は、被相続人亡Fの病院での検査・治療が遅れたのは、被相続人亡Fの仕事の事情等によるものであり、原発事故との因果関係はないなどと主張し争った。パネルは、調査官の申立人Aに対する電話聴取の結果等を踏まえ、被相続人亡Fの被った精神的損害につき、5万円の一時金を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6備考11は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとし、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外に原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第3の6備考11を適用して別途賠償の対象とすことができるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、申立人A、B、C、被相続人亡D、亡E及び亡Fは、原発事故時同居していたところ、原発事故に伴う避難生活により家族に別離が生じたと主張して、日常生活阻害慰謝料の増額を請求した。東京電力は、申立人らの主張する家族の別離は、就労や進学

等の事情により生じたものであり、原発事故のみが原因ではないなどと主張し争った。パネルは、調査官の申立人Aに対する電話聴取の結果等を踏まえ、家族の別離の状況及びその理由を勘案し、申立人A、B、C、被相続人亡D、亡E及び亡Fにつき、合計170万5000円（対象期間は平成23年3月から平成29年6月まで。原発事故直後の別離につき増額金額を高くし、その後の期間の経過に伴い増額金額を漸減した。）の日常生活阻害慰謝料の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4Ⅰは、⑧家族の別離、二重生活等が生じたという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Vは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2048		
事業の概要	自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人夫婦について、原発事故当時、申立人夫が指定難病(身体障害等級1級)にり患していたため、避難を実行したかったものできなかつたという事情を考慮して、申立人夫に対し、平成23年3月から同年12月までの精神的損害(一時金)として5万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ウ-2		

2 基本情報

申立日	R5.7.12	全部和解成立日	R6.3.8
事故時住所	福島市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人種類	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	50,000	H23.3～H23.12	※1
小計					50,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	50,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※ 1 中間指針第五次追補第 3

申立人らは、原発事故後、自主的避難の実行を検討したものの、原発事故当時、申立人A（夫）が指定難病（身体障害等級1級）にり患しており、かかる病状が悪化することへの不安等から、避難を断念せざるを得なかつたと主張して、精神的損害に対する賠償を求めた〔指定難病医療費受給者証、身体障害者手帳〕。東京電力は、避難しなければならなかつた事情や避難できなかつた事情について具体的な説明がなく、通常の避難者や滞在者と比べて精神的苦痛が大きかつたことについて十分な説明がなされていないなどと主張して争った。パネルは、申立人らは低線量被曝に対する不安から自主的避難の実行を決意したもの、申立人Aが指定難病（身体障害等級1級）にり患しており、申立人Aの病状では非日常的な行動が要求される避難行動を行うことは困難であったことから避難を断念せざるを得なかつたと認め、申立人Aに対し、他の滞在者と比較して精神的苦痛が大きかつたとして、一時金5万円の精神的損害の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第3は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従つた和解案が提示されたものである。

※ 2 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目

申立人Bは、原発事故後、勤務先の職員が避難をしたことで残つた職員のみで業務を行

わざるを得ず、心労のため退職を余儀なくされたとして、就労不能損害の賠償を求めたが、東京電力は、客観的資料の提出がなく事実関係を確認することができない、自主的な退職と思われるため原発事故との相当因果関係が認められないなどと主張して争い、パネルは、和解案の対象外とした。

1 事業の概要

公表番号	2049		
事業の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人夫婦について、過酷避難状況による精神的損害(各30万円)、生活基盤変容による精神的損害(各250万円)、自主的避難等に係る損害(夫につき20万円。妻は直接請求手続で賠償済み。)の賠償が認められるとともに、日常生活阻害慰謝料の増額分として、夫に対し、家族別離が生じたことを考慮して別離期間につき月額3万円、妻に対し、原発事故当時に第一子を妊娠中であったこと並びに原発事故後に第二子及び第三子を妊娠したことを考慮して一時金90万円、乳幼児であった第一子ないし第三子の世話をしたことを考慮して子1名につき事情に応じて各月額3万円又は1万円の賠償が認められるなどしたほか、原発事故後に出生した申立人子らについて、東京電力令和5年3月27日付けプレスリリースに従い、生活基盤変容に準じる精神的損害(出生月から平成29年3月まで各月額3万円)の賠償が認められ、また、原発事故から6か月以内に出生した第一子については、東京電力プレスリリース(中間指針第五次追補を踏まえた追加賠償のご案内)に従い、過酷避難状況による精神的損害(30万円)の賠償も認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)	第1の8の2(2)	第1の8の3(2)

2 基本情報

申立日	R5.2.10	全部和解成立日	R6.3.12
事故時住所	浪江町		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人类型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	270,000	H23.3～H23.11	※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	420,000	H23.3～H24.2	※5
			小計	3,690,000	

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
全部和解	精神的損害	増額分	300,000		※6
全部和解	精神的損害	増額分	4,980,000	H23.9～H30.3	※6
			小計	8,080,000	

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※7
全部和解	精神的損害	その他	2,010,000	H23.9～H29.3	※8
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	400,000	H23.4～H23.12	※3
小計					2,710,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	1,470,000	H25.3～H29.3	※8
小計					1,470,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	660,000	H27.6～H29.3	※8
小計					660,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	16,610,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	40,000

※1 中間指針第五次追補第2の1

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人A（父）及びB（母）について、いずれも原発事故発生時に東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされたことから、中間指針第五次追補第2の1に基づき、過酷避難状況による精神的損害として各30万円の賠償を認めたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の2

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人A及びBについて、中間指針第五次追補第2の2 I②iiに基づき、生活基盤変容による精神的損害として各250万円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第五次追補第3

申立人A及びC（平成23年9月に出生した第一子）について、いずれも自主的避難等対象区域に避難していたことから、中間指針第五次追補第3に基づき、自主的避難等に係る損害として申立人Aにつき20万円、申立人Cにつき40万円の賠償が認められたものである（申立人Bの自主的避難等に係る損害については、直接請求手続において賠償済みである。）。

※4 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、平成23年3月から同年11月まで妻子である申立人Bらとの間で家族別離が生じたとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、同年3月から同年9月までの期間は18歳以下の子が親と別離を余儀

なくされたものではないなどと主張して争った。パネルは、日常生活阻害慰謝料の増額分として、上記のとおり家族別離が生じたことを考慮して、上記別離期間につき月額3万円として算定した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4Iは、⑧家族の別離、二重生活等が生じたことという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Vは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の2

申立人Aは、直接請求手続において賠償されていないテレビ、エアコン等の家財や衣類等の購入費用の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、直接請求手続において家財については定型賠償として財物損害の賠償をしているほか、包括賠償として実費の賠償をしていることを踏まえると、上記家財・衣類等の購入費用は既に賠償済みであるなどと主張して争った。パネルは、当センターにおける先例を踏まえ、家財道具購入費用として30万円、衣類等購入費用として12万円の賠償（ただし、直接請求手続における既払金4万円を控除。）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した生活費増加費用の賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、①原発事故時第一子（申立人C）を妊娠中であり、原発事故後に第二子（申立人D）及び第三子（申立人E）を妊娠したこと、②避難先で乳幼児であった第一子ないし第三子の世話をしたこと等を理由として、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、上記①につき合計90万円、上記②につき合計211万円の支払を検討すると主張した。パネルは、日常生活阻害慰謝料の増額分として、上記①を考慮して一時金90万円の賠償を、上記②を考慮して子1名につき事情に応じて月額3万円又は1万円（合計438万円。なお、第二子については持病を有していたことを考慮して全期間月額3万円として算定された。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4は、⑤妊娠中であるという事由がある場合には、本件事故発生時に妊娠していた者については、その妊娠月齢にかかわらず一時金として30万円、本件事故発生後に妊娠した者については、妊娠期間中月額3万円を目安として、その増額をするものとし、また、④乳幼児の世話を恒常的に行ったという事由がある場合には、満3歳に満たない者の世話を恒常的に行っていた者については一人月額3万円、満3歳以上小学校就学前の幼児の世話を恒常的に行っていた者については一人月額1万円を目安として、その増額をするものとし、同備考4は、個別事情を考慮してさらに増額をすべき場合があることは原子力損害賠償紛争審査会の指針の趣旨からして当然であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第五次追補第2の1

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人A及びBの子として、原発事故発生から6か月以内に出生した申立人Cについて、東京電力プレスリリース（中間指針第

五次追補を踏まえた追加賠償のご案内）を踏まえ、過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）として30万円の賠償を認めたものである。

※8 中間指針第五次追補第2の2

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人A及びBの子として、原発事故以降、平成29年3月末までに出生し、かつ、申立人A及びBと避難生活を共にした申立人C（平成23年9月出生の第一子）、D（平成25年3月出生の第二子）及びE（平成28年6月出生の第三子）について、東京電力プレスリリース（令和5年3月27日付け）を踏まえ、生活基盤変容（中間指針第五次追補第2の2）に準じる精神的損害として、出生月から平成29年3月まで各月額3万円として算定した額の賠償を認めたものである（東京電力は、原発事故時点における生活の本拠が避難指示解除準備区域にあった者を親とし、原発事故以降、平成29年3月末までに生まれ、かつ、その親と避難生活を共にした者について、生活基盤変容に準じる精神的損害として、出生月から平成29年3月までの月数に3万円を乗じて算定した額の賠償を行うことを認めている。）。

1 事案の概要

公表番号	2050		
事案の概要	北海道で水揚げされたホタテ貝等の海産物を韓国へ輸出している申立人らの平成26年1月から令和4年12月までの水産物の放射線検査費用について、原発事故の影響割合を5割として算出した金額が賠償された事例。		
紹介箇所	第5の5(2)ア		

2 基本情報

申立日	R5.5.11	全部和解成立日	R6.3.12
事故時住所	福島県内		
申立人人数	2	弁護士代理	有
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・検査費用 (物)		2,922,960	H26.1～R1.12	※1
小計					2,922,960

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・検査費用 (物)		3,286,800	R2.1～R4.12	※1
小計					3,286,800

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	6,209,760
	弁護士費用	186,293
	手続内で処理された既払金合計額	

※ 1 中間指針第7の5

申立人ら（令和元年12月までは申立人Aが個人事業主として事業を行っていたが、令和2年1月に申立人Aが法人である申立人Bを設立し、令和2年1月以降は申立人Bが事業を引き継いでいる。）は、北海道で水揚げされたホタテ貝等の海産物を韓国へ輸出する事業を営んでいたところ、原発事故による韓国の輸入規制措置のため、ホタテ貝等の海産物の放射線検査が必要になったとして、平成26年1月から令和4年12月までの放射線検査費用の賠償を求めた。東京電力は、申立人Aが韓国への輸出事業を開始したのが原発事故後であり韓国への商品の輸出にあたり放射線検査費用がかかることを知った上で輸出を開始しているところ、中間指針第7の5備考4が「我が国の事業者においても損害回避措置が期待されるところから、例えば輸入拒否を知り得て輸出した場合に生じた被害は損害として認められない」としていることや、原発事故から期間が経過していくなかで、諸外国の多くが日本からの輸入規制を撤廃、緩和し、様々な選択肢を検討できる状況のなか、

申立人らが依然として検査が必要な韓国を輸出先として選定していることは申立人らの経営判断によるものと考えられること、申立人は検査費用を販売価格に転嫁していること等から、申立人らが放射線検査費用を負担したことと原発事故との相当因果関係を認めることはできないなどと主張して争った。パネルは、東京電力の指摘する中間指針の規定は「輸入拒否」の場合に適用されるものであり、本件のように輸出先国が放射線検査を行った上で輸入する場合には適用されないことを前提として、申立人の事業状況等を踏まえて、原発事故の影響割合を5割として算定した金額についての賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の5Ⅰは、原発事故以降に輸出先国の要求（同国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含む。）によって現実に生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用は、当面の間、原則として原発事故との相当因果関係が認められるとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2051		
事業の概要	地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に居住していた申立人ら(父、母及び子)について、緊急時避難準備区域内にあった申立人子の学校が平成24年3月まで他自治体に移転し、その間申立人子のみが移転先の自治体に避難したことを考慮して、申立人子の避難継続の合理性が認められ、平成24年3月までの申立人子の日常生活阻害慰謝料月額10万円、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分月額3万円及び家族間面会交通費の賠償が認められたほか、自宅周辺の除染状況等を考慮して平成27年3月までの生活費増加費用(自家消費野菜)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の4(2)ウ	第1の8(2)ウ(イ)
	第1の8(2)エ(ア)		

2 基本情報

申立日	R5.6.26	全部和解成立日	R6.3.18
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人種類	個人・避難		

3 和解の概要

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	600,000	H23.10～H24.3	※1
小計					600,000

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	44,772	H23.10～H24.3	※3
全部和解	避難費用	食費増加費用	163,333	H23.3～H27.3	※4
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H23.4～H24.3	※2
小計					568,105

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,168,105
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6

申立人A（父）、B（母、追加申立て）及びC（子）は、原発事故時、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していたところ、緊急時避難準備区域内にあった申立人Cの通う学校が平成24年3月まで他自治体に移転し、その間申立人Cのみが移転先の自治体に避難を余儀なくされたことにより、避難指示等の解除等から相当期間経過後の精神的損害が賠償対象となる特段の事情があるとして精神的損害の賠償を請求した〔電話聴取報告書〕。東京電力は、原発事故から平成23年9月末までの精

神的損害を支払っており、避難に伴う精神的な苦痛は既に賠償しているなどと主張して争った。パネルは、申立人Cの通う学校が平成24年3月まで他自治体に移転したため、同人が避難継続をすべき特段の事情があったと判断して、申立人Cの相当期間経過後の精神的損害として、直接請求手続における支払分以降の平成23年10月から平成24年3月まで月額10万円を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 IV②は、精神的損害の終期につき、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、中間指針第3の6備考8において参考する同第3の2備考4は、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域についての相当期間は平成23年7月末までを目安としているところ、本件においては特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した後、申立人A及びBは自宅に戻る一方、申立人Cは通学先の移転のため他自治体への避難継続を余儀なくされ、家族別離により苦労が大きかったとして、精神的損害の増額分の賠償を請求した〔電話聴取報告書〕。東京電力は、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きい場合に該当するとまではいえないなどと主張して争った。パネルは、家族別離による困難があったと判断して、申立人に月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（別離期間の平成23年4月から平成24年3月まで）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 IV②は、精神的損害の終期につき、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、中間指針第3の6備考8において参考する同第3の2備考4は、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域についての相当期間は平成23年7月末までを目安としているところ、本件においては特段の事情があると判断された。また、中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4Ⅰは、家族の別離、二重生活等が生じたことという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Vは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

申立人は、申立人Cが通学先の移転のため避難継続を余儀なくされ、家族が別離したことから面会のための交通費が生じたとして、生活費増加費用として家族間交通費の賠償を請求した〔電話聴取報告書〕。東京電力は、客観的な証憑等の提出がなく、具体的な損害の発生及びその内容を確認することができないと主張して争った。パネルは、平成24年3月まで申立人Cが避難継続をすべき特段の事情があったと判断して、直接請求手続における支払分以降の平成23年10月から平成24年3月までの家族間交通費の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認め、中間指針第3の2Ⅲは避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の2

申立人らは、原発事故前は自家消費用の野菜を栽培し、家庭で食べる野菜の半分程度を賄っていたところ、原発事故後は栽培を全面的に中止したためその分の野菜の購入費用も必要になったとして、生活費増加費用の賠償を請求した〔写真、電話聴取報告書〕。東京電力は、生活費増加費用は精神的損害の賠償金額に含めて支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、申立人の請求する生活費増加費用は精神的損害とは別に賠償されるべきものであると判断し、自宅周辺の除染状況等を考慮して、平成23年3月から平成27年3月まで、年額4万円相当（集団案件等で目安とされている、同居人数4人以下の自家消費野菜分増加費用年額8万円の半額）の自家消費野菜に関する増加費用の賠償を認め、和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認め、中間指針第3の2 IIIは避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしているところ、本件においては特段の事情があると判断され、和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2052		
事案の概要	原発事故当時、福島県外に住居があったが、里帰り出産のため地方自治体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)の実家に申立人子(原発事故当時1歳)を連れて滞在していた申立人母について、日常生活阻害慰謝料合計22万円(平成23年3月及び4月分)の賠償が認められたほか、日常生活阻害慰謝料の増額分として、乳幼児の世話を恒常的に行っていたことにより合計6万円(平成23年3月及び4月分)、原発事故当時に妊娠中であったことにより30万円(一時金)の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ア	第1の8(2)ウ(イ)	

2 基本情報

申立日	R5.6.23	全部和解成立日	R6.3.19
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	160,000	H23.4～H23.12	※2
全部和解	精神的損害	増額分	210,000	H23.3～H23.9	※3

小計 370,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	220,000	H23.3～H23.4	※1
全部和解	精神的損害	増額分	60,000	H23.3～H23.4	※1
全部和解	精神的損害	増額分	300,000		※1

小計 580,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	220,000	H23.3～H23.4	※4

小計 220,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,170,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人B（申立人Aの子）は、原発事故時、福島県外に住居があったが、里帰り出産の

ため地方自治体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）の実家に子である申立人C（原発事故時1歳。追加申立て）を連れて滞在していたところ、原発事故により、妊娠した状態で乳幼児である申立人Cを連れて避難することを余儀なくされたなどと主張して、日常生活阻害慰謝料及びその増額分の賠償を求めた。東京電力は、申立人Bの実家滞在は一時的なものにすぎず、原発事故時の生活の本拠は福島県外の申立人Bの自宅にあったなどと主張して争った。パネルは、申立人Bが、平成23年3月1日頃から、里帰り出産のため、申立人Cを連れて南相馬市鹿島区の実家に滞在していたこと、出産後も実家に滞在する予定であったが、原発事故により避難を余儀なくされたこと、原発事故後は、避難所を経て申立人Bの自宅に戻り、同年4月に子を出産したこと等の事情から〔電話聴取事項報告書〕、同年3月11日から同年4月30日までの日常生活阻害慰謝料合計22万円の賠償を認めるとともに、その増額分として、同年3月11日から同年4月30日まで乳幼児の世話を恒常的に行つたことについて合計6万円（月額3万円）、本件事故発生時に妊娠していたことについて30万円（一時金）の賠償が認められたものである。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4は、④乳幼児の世話を恒常的に行つたという事由がある場合には、満3歳に満たない者の世話を恒常的に行っていた者については一人月額3万円を目安として、その増額をするものとし、⑤妊娠中であるという事由がある場合には、本件事故発生時に妊娠していた者については、その妊娠月齢にかかわらず一時金として30万円を目安として、その増額をするものとしているところ、これらに従つた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第3

避難指示等対象区域内から自主的避難等対象区域内に避難したことによる損害として、16万円（中間指針第五次追補の定める目安額20万円から既払の4万円を控除した残額。）の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aが、申立人B及びCと避難したことにより、申立人Aの夫らとの別離を余儀なくされたことから、月額3万円（合計21万円）の日常生活阻害慰謝料の増額が認められたものである。

※4 中間指針第3の6

申立人Cに対し、申立人Bと同様に、平成23年3月11日から同年4月30日までの日常生活阻害慰謝料合計22万円の賠償を認めたものである。

※5 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の8、中間指針第二次追補第2の3）

申立人Aは、原発事故による避難のため勤務先を退職せざるを得なくなつたと主張して就労不能損害の賠償を請求したが、東京電力は、同損害は賠償済みであるとしてこれを争つた。パネルは、申立人Aの就労不能損害は賠償済みであるとして、和解の対象外とした。

1 事業の概要

公表番号	2053		
事業の概要	帰還困難区域(大熊町)に居住していた申立人について、申立人が所有する自宅周辺の立木の財物損害として、立木の種類や所在地を踏まえ統計資料を基に材積や単価を認定するなどして、直接請求手続を上回る損害額の賠償が認められるとともに、墓地の移転に係る費用(墓地使用料、墓石代等。ただし、直接請求手続における既払金を控除。)、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分(別離期間につき月額3万円として算定。)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の12(2)工(I)		

2 基本情報

申立日	R5.3.8	全部和解成立日	R6.3.25
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,980,000	H23.3～H28.8	※1
全部和解	財物損害	墓	704,400	H27.7～H28.5	※2
全部和解	財物損害	立木(庭木を除く。)	251,241		※3
小計					2,935,641

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,935,641
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、帰還困難区域（大熊町）から避難し、その後単身赴任となったことにより、妻及び子らとの別離を余儀なくされたとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、原発事故時、申立人の家族は全員が成人であり著しく大きな精神的負担があったとは認められない、申立人の転職の可能性や、家族が転居して同居を維持できた可能性もあった中で、申立人と家族の任意の判断で別離が生じており、原発事故との相当因果関係がないなどと主張して争った。パネルは、上記別離が生じた経緯等に関する申立人の説明〔電話聴取事項報告書等〕を踏まえ、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分として、別離期間につき月額3万円として算定した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）しており、中間指針第五次追補第2の4Iは、⑧家族の別離、二重生活等が生じたことという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Vは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体

的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、妻らの避難先（郡山市）から大熊町内の墓まで車で2時間以上かかり、墓参りが難しかったため、墓の移転を余儀なくされたとして、上記移転にかかる費用（墓地使用料、墓石代等）の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続において、墓石の移転に係る費用及び諸経費として合計151万円を支払済みであり、更なる賠償に応じることはできないなどと主張して争った。パネルは、申立人が提出した資料等〔写真、領収書、墓石施工契約書、手帳、電話聴取事項報告書等〕を精査し、上記移転にかかる費用として、墓石代（財産的価値増加分を考慮して支払額の8割として算定）、墓地使用料及び祭祀費用の合計額から、直接請求手続により支払済みの151万円を控除した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う必要かつ合理的な範囲の追加的費用は賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人は、帰還困難区域（大熊町）の自宅周辺の合計約4000m²の土地（申立人所有）上の立木（多くはスギであった。）の財物損害の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続において、人工林として1m²当たりの単価を100円として算定した額を支払済みであり、確定申告書等の客観的資料によって立木の財産的価値を確認することもできないため、請求に応じることはできないなどと主張して争った。パネルは、上記立木の種類や所在地〔写真、電話聴取事項報告書〕を踏まえ、統計資料を基に材積や単価を認定するなどして、直接請求手続を上回る損害額の賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第3の10Iに従った和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2054		
事業の概要	原発事故時は自主的避難等対象区域(いわき市)に居住していたが平成23年3月12日に避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)の実家に戻ったところ、原発事故により両親らとともに同年4月上旬まで避難生活を余儀なくされた申立人(原発事故時20歳)について、避難指示解除準備区域から避難し、体育館における避難生活を強いられたことや、避難生活の期間等を考慮し、日常生活阻害慰謝料合計24万円(同年3月及び4月分)及び過酷避難慰謝料15万円(中間指針第五次追補の定める目安額30万円の半額)が賠償され、また、実家に置いていた家財道具の財物損害が賠償されたほか、避難生活が終了した後は自主的避難等対象区域で生活していることを考慮して、中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害の目安額20万円(ただし、既払金は控除。)が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)ア	第1の8の2(2)

2 基本情報

申立日	R5.4.5	全部和解成立日	R6.3.27
事故時住所	いわき市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人種類	個人・自主的避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	240,000	H23.3～H23.4	※1
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	150,000	H23.3～H23.4	※2
全部和解	財物損害	家財	300,000		※3
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.3～H23.12	※4
			小計	890,000	

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	890,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	120,000

※1 中間指針第3「避難等対象者」、中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2
 申立人は、原発事故時は自主的避難等対象区域(いわき市)に居住していたが、平成23年3月12日に避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)の実家に戻ったところ、原発事故により両親らとともに同年4月上旬まで避難生活を余儀なくされたと主張して、日常生活阻害慰謝料の賠償を求めた。東京電力は、原発事故時の申立人の生活の本拠はいわき市であること、申立人が実家に戻ったのは、避難指示によるものではなく、いわき市の申立人の自宅が地震により被害を受けたからであり、原発事故とは関係がないことなどから、実家のある南相馬市小高区の住民と同様に平穏な日常生活が阻害され、精神的苦痛を被ったと認めるることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立人が、実家を出てい

わき市で居住を開始した平成21年9月以降も実家に頻繁に帰っていたこと、いわき市の自宅が地震による被害を受けたため地震による被害のない実家に戻ったところ、その後数時間のうちに原発事故により避難を余儀なくされ、平成23年4月上旬まで体育館で避難生活を送ったこと、実家の家族には、足の不自由な祖母や生後間もない弟があり、申立人も協力してこれらの者の世話をしなければならない状況であったこと等の事情から〔電話聴取報告書〕、同年3月（申立人が避難を開始した月）から同年4月（避難が終了した月）までの日常生活阻害慰謝料合計24万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3〔避難等対象者〕は、原発事故が発生した後に、政府による避難等の指示等があった対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者を避難等対象者としており、中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（ただし、原発事故発生から6か月間のうち、避難所等において避難生活をした期間は12万円）としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の1

上記※1と同様、申立人は、過酷避難慰謝料の賠償を求めたが、東京電力は、過酷避難慰謝料の賠償は認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人の避難経過（上記※1）を踏まえ、過酷避難慰謝料15万円（申立人が避難生活を送っていた期間を考慮し、中間指針第五次追補の定める目安額30万円の半額とした。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の1は、本件事故発生時に対象区域に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者につき、過酷避難状況による精神的苦痛を賠償すべき損害と認め、具体的な損害額に関しては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径8キロメートル圏内の区域については一人30万円を目安としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の10

申立人が、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）の実家に家財道具を置いていたことから、30万円の賠償が認められたものである。

※4 中間指針第五次追補第3

申立人が、自主的避難等対象区域（いわき市）に滞在していたことから、自主的避難等に係る損害20万円（ただし、既払金を控除した額。）の賠償が認められたものである。

※5 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の2）

申立人は、避難生活における日用品等の購入のため5～10万円の支出を余儀なくされたとして、生活費増加費用の賠償を請求したが、東京電力は、自主的避難等に係る損害を超えて賠償すべき損害はないとしてこれを争った。パネルは、自主的避難等に係る損害を超えて賠償すべき生活費増加費用は認められないとして、和解案の対象外とした。

1 事業の概要

公表番号	2055		
事業の概要	原発事故当時、住民票上の住所は須賀川市であったが、平日は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、週末にのみ須賀川市で暮らしていた申立人について、生活の本拠地が南相馬市原町区にあったと認めて、平成24年8月から平成27年3月まで月額5万円（上記のような生活状況等を考慮して中間指針等の定める目安額の5割として算定。）の日常生活阻害慰謝料のほか、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める緊急時避難準備区域の目安額50万円、及び自主的避難等に係る損害として同追補の定める目安額20万円から既払金12万円を控除した8万円が賠償された事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)ア	第1の8の3(2)
	第10の2(4)		

2 基本情報

申立日	R5.10.16	全部和解成立日	R6.3.29
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人类型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,600,000	H24.8～H27.3	※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※2
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	80,000	H23.4～H23.12	※3
小計					2,180,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,180,000
	弁護士費用	
	手続き内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3 [避難等対象者]、中間指針第3の6

申立人は、原発事故時、住民票上の住所は自主的避難等対象区域（須賀川市）にあったものの、平日は母の世話や当時の勤務先への通勤のため、緊急時避難準備区域（特定避難勧奨地点の設定のあった行政区である南相馬市原町区大原地区）所在の実家で過ごしており、当時の生活の本拠は同区域（南相馬市原町区大原地区）にあり、自身が原発事故による避難等対象者であることを主張して、精神的損害の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書等〕。東京電力は、前回の和解仲介手続において平成23年3月から申立人が勤務先を定年退職した平成24年7月まで月額10万円の精神的損害の賠償が認められているところ、住民票上の住所には申立人の妻が暮らしており、申立人は妻とも生活していたことなどから、仮に申立人が自主的避難等対象区域（須賀川市）の自宅と緊急時避難準備区域（南相馬市原町区大原地区）の実家を行き来していたとしても、原発事故時の生活の本拠は自主的避難等対象区域（須賀川市）にあったものであり、さらなる精神的損害の支払いには応じられないなどと主張して争った。パネルは、提出された資料〔申立人の原発事故

時の居住地を証明する勤務先発行の居住地住所の証明書並びに緊急時避難準備区域内の住所及び申立人の氏名を宛先・宛名とするハガキ等】や原発事故前の申立人の生活状況についての申立人の説明【電話聴取事項報告書】から、原発事故時の申立人の生活の本拠が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区大原地区）にあったと認定する一方で、週末は自主的避難等対象区域（須賀川市）の自宅に戻っていたこと、原発事故時の勤務先を平成24年7月に退職して以降は1週間ごとに須賀川市の自宅と原町区の実家を行き来するようになったこと等【電話聴取事項報告書】を考慮して、平成24年8月から平成27年3月まで（平成27年3月を終期としたのは、南相馬市原町区大原地区が特定避難勧奨地点の設定があった行政区であったことから特定避難勧奨地点の居住者に準じたことによる。）の日常生活阻害慰謝料として月額5万円（緊急時避難準備区域の避難者に認められる月額10万円の5割相当額）を認める和解案を提示した。

中間指針第3【避難等対象者】は、避難等対象者の範囲について、原発事故時、対象区域内に生活の本拠としての住居があり、原発事故が発生した後に対象区域から同区域外へ避難のために立退き等を余儀なくされた者としており、中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の2

中間指針第五次追補第2の2 I ②ⅲは、緊急時避難準備区域に住居があった者につき、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円を目安とする賠償を認めているところ、上記※1のとおり原発事故時の申立人の生活の本拠が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区大原地区）にあったことを踏まえて、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第五次追補第3

中間指針第五次追補第3は、原発事故発生時に避難指示等対象区域内（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。）に住居があった者につき、中間指針第3の【損害項目】の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間及び自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（原発事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案（ただし、申立人が自主的避難等対象者に該当するという前提で東京電力が直接請求手続において支払った中間指針第一次追補第2に基づく賠償分8万円及び東京電力プレスリリース（平成24年12月5日付け）に基づく賠償分4万円の合計額である12万円を控除。）が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2056		
事業の概要	原発事故当時地方公共団体が一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に居住しており、自主的避難等対象区域に避難した申立人ら(父母及び子供2名)のうちの父母に係る自主的避難等に係る損害について、直接請求手続における母に対する既払額を12万円とする東京電力の主張を排斥し、中間指針第五次追補の目安額20万円から既払金4万円(平成24年1月5日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償である追加的費用等)を控除した額の賠償がそれぞれ認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(4)		

2 基本情報

申立日	R5.11.27	全部和解成立日	R6.4.3
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	160,000	H23.3～H23.12	※1
小計					160,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	160,000	H23.3～H23.12	※1
小計					160,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	320,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第五次追補第3

申立人ら(申立人Aは父、申立人Bは母、申立人C及びDは原発事故時18歳以下であった子。)は、原発事故により地方公共団体が一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)から自主的避難等対象区域に避難したことから、中間指針第五次追補に定められた自主的避難等に係る損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人Aについては、自主的避難等に係る損害として、中間指針第五次追補で示された20万円から既払の4万円(平成24年1月5日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償である追加的費用等)を控除した残額である16万円を支払うことを認めたものの、申立人Bについては、中間指針第五次追補で示された20万円から既払の12万円を控除した残額である8万円のみを支払うなどと主張して争った。パネルは、申立人Aの自主的避難等に係る損害については、中間指針第五次追補で示された20万円から既払の4万円を控除した残額である16万円を支払う

との結論で妥当であると判断したものの、申立人Bの自主的避難等に係る損害については、東京電力が控除されるべきと主張した12万円のうちの8万円は平成24年1月から同年8月までの間に妊娠していた期間があった者に対する精神的損害等の賠償（平成24年1月5日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償）であり、平成23年4月から同年12月までの期間を対象にした自主的避難等に係る損害とは対象期間が異なっていることから、自主的避難に係る損害から控除されると判断して、20万円から4万円（平成24年1月5日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償である追加的費用等）のみを控除した16万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第3は、原発事故発生時に避難指示等対象区域内（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。）に住居があった者につき、中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間及び自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（原発事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第五次追補第3）

申立人C及びDの自主的避難等に係る損害については、直接請求手続で賠償済みであるとして、和解案の対象外とした。

1 事業の概要

公表番号	2057		
事業の概要	緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人父母及び子2名(原発事故当時4歳の長男及び2歳の二男)について、原発事故直後、申立人母及び子2名が福島県外に避難したものの、申立人長男が幼稚園でいじめに遭うなどしたため、平成23年8月に会津若松市へ転居したこと、申立人父が申立人母らと同居するため、勤務先に申し入れて平成24年3月に会津若松市に転勤したばかりであったこと、申立人父及び二男が障害を有していたことなどから、同年9月以降も避難継続の合理性があったとして、同月から平成26年9月まで各自月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められたほか、日常生活阻害慰謝料について、申立人父及び二男の障害を考慮して月額合計4万円の増額、申立人母が乳幼児である申立人長男及び二男の世話を恒常的に行なったことを考慮して月額合計1万円ないし4万円の増額、家族別離が生じたことを考慮して月額合計6万円の増額並びに申立人長男が避難先の幼稚園でいじめに遭うなどしたことを考慮して10万円(一時金)の増額が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)	第1の8(2)エ(ア)	第1の8(2)カ

2 基本情報

申立日	R5.3.2	全部和解成立日	R6.4.4
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人種類	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,500,000	H24.9～H26.9	※1
一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※6
一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※7
小計					3,200,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,500,000	H24.9～H26.9	※1
全部和解	精神的損害	増額分	1,160,000	H23.3～H26.9	※2
一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※6
小計					4,160,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,500,000	H24.9～H26.9	※1
全部和解	精神的損害	増額分	240,000	H23.8～H24.3	※3
全部和解	精神的損害	増額分	100,000	H23.3～H24.3	※4
一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※6

小計 3,340,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,500,000	H24.9～H26.9	※1
全部和解	精神的損害	増額分	240,000	H23.8～H24.3	※3
一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※6

小計 3,240,000

申立人A、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,720,000	H23.3～H26.9	※5

小計 1,720,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	15,660,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、中間指針第五次追補第2の2

申立人ら（父A、母B、長男C及び二男D）は、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたところ、原発事故直後、申立人B、C及びDが福島県外に避難したものの、申立人Cが幼稚園でいじめに遭うなどしたため、平成23年8月に会津若松市へ転居したこと、申立人Aが申立人Bらと同居するため、勤務先に申し入れて平成24年3月に同市に転勤したばかりであったこと、申立人A及びDが障害を有していたこと等から、同年9月以降も避難継続の合理性があったとして、同月以降の精神的損害の賠償を請求した〔陳述書、診断書等〕。東京電力は、遅くとも同年8月の段階では申立人らが南相馬市原町区で生活することについて支障がなかったこと、同年3月以降は申立人Aの転勤に伴い会津若松市に転居したものであり避難とはいえないこと、申立人Cがいじめに遭ったことと原発事故との間には因果関係がないこと等から、同年9月以降の避難継続の合理性はないなどと主張して争った。パネルは、申立人らの上記避難状況等を考慮し、申立人Bが申立人E（三男、追加申立て）を出産してから相当期間が経過した平成26年9月までの避難継続の合理性を認め、申立人AないしDに対し、平成24年9月から平成26年9月まで各月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第3の6 IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲ、中間指針第五次追補第2の2 I①並は、緊急時避難準備区域（楓葉町の同区域を除く）についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、中間指針第二次追補第2の1（2）備考3が参照する同（1）の備考7は、

相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bについて、乳幼児である申立人C及びDの世話を恒常的に行つたことから、日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成23年3月から平成26年9月まで合計116万円の賠償が認められたものである。

※3 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人C及びDについて、申立人Aとの家族別離が生じたことから、日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成23年8月から平成24年3月まで各人に月額3万円の賠償が認められたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Cについて、避難先の幼稚園でいじめに遭つたことから、日常生活阻害慰謝料の増額分として、一時金10万円（対象期間は平成23年3月から平成24年3月まで）の賠償が認められたものである。

※5 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、申立人A及びDが発達障害を抱えて避難したとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人A及びDのいずれの症状も厚生労働省が定める特定疾病ないしはそれと同程度の疾患には当たらないなどと主張して争った。パネルは、申立人A及びDについて平成23年3月から平成26年9月まで、月額4万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4は、②身体又は精神の障害があることという事由がある場合には、月額3万円を目安として、その増額をするものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第五次追補第2の2

中間指針第五次追補第2の2 I ②iiiは、緊急時避難準備区域に住居があった者については、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円を目安とする賠償を認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第五次追補第3

避難指示等対象区域内から自主的避難等対象区域内に避難したことによる損害について、20万円の賠償を認めたものである。

1 事案の概要

公表番号	2058		
事案の概要	緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人について、所有する畠で野菜を栽培し自家消費していたものの、原発事故により作付けができなくなり、平成28年末に行政による農地除染がなされるまでその状態が継続したこと及び除染後も直ちに原発事故前と同等に栽培ができるわけではないことを考慮して、平成27年及び平成28年につき年額8万4000円、平成29年についてはその8割である年額6万7200円の生活費増加費用(原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用)の賠償が認められた事例(平成26年分までは支払済み)。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)		

2 基本情報

申立日	R5.9.8	全部和解成立日	R6.4.10
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人種類	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説								
全部和解	避難費用	食費増加費用	235,200	H27.1～H29.12	※1								
小計					235,200								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">集計</td> <td style="padding: 2px;">和解金合計額(弁護士費用除く)</td> <td style="padding: 2px;">235,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">弁護士費用</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">手続内で処理された既払金合計額</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>					集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	235,200		弁護士費用			手続内で処理された既払金合計額	
集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	235,200											
	弁護士費用												
	手続内で処理された既払金合計額												

※1 中間指針第3の2、中間指針第二次追補第2の1、中間指針第五次追補第2の2

申立人は、原発事故以前は所有する畠で野菜を栽培して自家消費していたため、野菜を購入する必要はなかったものの、原発事故後、平成28年末に行政による農地除染（土壤入替え）が実施されるまでは作付けができなくなり、当該除染が行われた後も入替えをした土壤に問題があったため、暗渠排水工事を行うなど対策を施したがなお作付けができない状況が続き、引き続き野菜の購入を余儀なくされているとして、平成27年以降の生活費増加費用（自家消費野菜）の賠償を求めた（平成26年分までは、直接請求手続（農業団体を通じた団体請求の手続）で支払済み。）〔固定資産税（土地・家屋）課税証明書、写真、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人の請求する生活費増加費用は避難生活等による精神的損害の金額に含めて支払済みであり、これを超える損害が発生していることが分かる事情が確認できない、除染作業は南相馬市によって実施されたものであり、仮に農地除染以降も作付けできない状況が続いているとしても、このような状況になっていることと原発事故との間に相当因果関係は認められないなどと主張して争った。パネルは、農地除染によって入れ替えた土壤に問題があったとしても、それによる損害については原発事故との相当因果関係が認められないとする一方で、農地除染実施後直ちに原発事故前と同等に野菜の栽培ができるわけではないとして、平成27年及び平成28年については

東京電力が直接請求手続（農業団体を通じた団体請求の手続）で算定した年額84,000円の10割、平成29年についてはその8割を損害と認める和解案を提示した。

中間指針第3の2Ⅰ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認め、中間指針第3の2Ⅲは、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合のみ賠償の対象とし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲ、中間指針第五次追補第2の2Ⅰ①並は、緊急時避難準備区域（檜葉町の同区域を除く）についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、中間指針第二次追補第2の1（2）備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2059		
事業の概要	緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、他自治体に避難した被相続人(申立人が相続)について、かかりつけ医院が原発事故により休院したため同医院での受診ができず、再開した同医院を平成24年3月に受診したことを契機に進行性の病気が見つかり、同年6月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を1割として死亡慰謝料200万円、葬儀費用及び逸失利益の賠償が認められたほか、病気発覚後の期間につき重度の持病を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分月額3万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ア)	第1の7(2)ア(ウ)	第1の7(2)ア(エ)
	第1の8(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	R4.10.31	全部和解成立日	R6.4.12
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	120,000	H24.3～H24.6	※2
全部和解	生命・身体的損害	その他	150,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	2,000,000		※1
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	338,205	H24.6～R2.6	※1
			小計	2,608,205	

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,608,205
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※ 1 中間指針第3の5

申立人は、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、他自治体に避難した被相続人（申立人が相続。）につき、かかりつけ医院が原発事故により休院したため同医院での受診ができず、再開した同医院を平成24年3月に受診したことを契機に進行性の病気が見つかり、同年6月に死亡したとして、葬儀費用、死亡慰謝料及び逸失利益を請求した〔死亡診断書、日常生活確認書、非課税所得証明書、申述書〕。東京電力は、他院での受診も可能であったのであるから、避難により受診機会そのものが奪われたわけではなく、また、予定どおりかかりつけ医院での受診ができていたとしても病気の早期発見ができたと考えることは難しく、病状や治療経過への影響はなかったなどと主張して争った。パネルは、原発事故による休院後に再開したかかりつけ医院を被相続人が受診したところ、進行性の病気が見つかったという事情や、病状の経過等も踏まえ〔医療照会状兼回答書、診療情報提供書、検査報告書等、死亡診断書、申述書〕、原発事故の影響割合を1割として、死亡慰謝料（基礎額2000万円の1割にあたる200万円）、葬儀費用（150万円の1割にあたる15万円）及び逸失利益（死亡時80歳代。公的年金を基礎収入とし、生活

費控除率を6割、余命8年間とするライプニッツ係数を乗じて算定した額の1割。)を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、避難等を余儀なくされたため死亡したことにより生じた逸失利益及び精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、被相続人は避難生活において、体調が悪化しており、病気も発見されるなどして苦労が大きかったとして、日常生活阻害慰謝料の増額分を請求した。東京電力は、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きかった事情が明らかにされていないなどと主張して争った。パネルは、被相続人が重度の持病を抱えて避難生活を送っていたことを考慮し、通常の避難者と比べて精神的苦痛が大きいとして、病気発覚後の平成24年3月から死亡した同年6月まで、月額3万円の日常生活阻害慰謝料増額分を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4Ⅰは、⑥重度又は中等度の持病があることという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Vは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2060		
事業の概要	原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、長期休暇には帰還困難区域(富岡町)の実家に帰省するなどしていた申立人子について、原発事故前の生活状況、大学卒業後の進路(福島県内に戻り就職したこと)等を考慮し、将来的に実家に戻る蓋然性があったと認めて、生活基盤喪失による精神的損害として、210万円(中間指針第五次追補の定める目安額700万円の3割)の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の2(2)イ	第1の8(2)ア	第1の8の3(2)
	第1の12(2)オ(ア)		

2 基本情報

申立日	R5.3.2	全部和解成立日	R6.4.16
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※3
一部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※4
一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※5
全部和解	精神的損害	増額分	1,800,000	H23.3～H30.3	※6
		小計	3,300,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※3
一部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※4
一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※5
全部和解	精神的損害	増額分	1,050,000	H23.3～H30.3	※6
		小計	2,550,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,100,000		※1
全部和解	精神的損害	基本部分	208,333	H23.3～H25.3	※1
全部和解	財物損害	家財	450,000		※2

小計 2,758,333

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※3
一部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※4
一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※5
小計					1,500,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※3
一部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※4
小計					1,300,000

集計

和解金合計額(弁護士費用除く)	11,408,333
弁護士費用	
手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3「避難等対象者」、中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2

申立人C（長女、追加申立て）は、原発事故時、福島県外の大学へ通う大学生であり、福島県外に居住していたものの、大学に進学するまでは帰還困難区域（富岡町）にある実家（原発事故当時は、申立人A（夫）、B（妻）、D（長男、追加申立て）及びE（二女、追加申立て）の4人が居住。）で家族と一緒に暮らし、大学卒業後も福島県内に戻り就職していることなどから、避難等対象者にあたると主張して、生活基盤喪失慰謝料及び日常生活阻害慰謝料の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人Cは原発事故時、すでに実家を出て福島県外に居住しており、実家を生活の本拠とすることは相当ではなく、避難等対象者と認めるることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立人Cが大学進学後も長期休暇の際に実家に帰省していたことや大学卒業後実際に福島県内に戻り就職していること等の事情を踏まえ、同人には将来的に実家に戻る蓋然性があつたと認められ、実家にも生活の本拠が一定程度認められるとして、中間指針における目安額700万円の3割である210万円の生活基盤喪失による精神的損害及び申立人Cの原発事故後の在学期間である平成23年3月から平成25年3月まで中間指針の目安額の1/2分の1である月額8333円の日常生活阻害慰謝料をそれぞれ認める和解案を提示した。

中間指針第3「避難等対象者」は、原発事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者を避難等対象者に該当するとし、中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、避難等対象者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛は賠償すべき損害と認め、その月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、また、中間指針第五次追補第2の2 I②iは、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除

準備区域につき、生活基盤喪失による精神的損害として一人700万円を目安としているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人Cは、原発事故時の住まいである学生寮は相部屋であり、帰還困難区域（富岡町）の実家からは家財をほとんど持ち出していくなかったなどとして、実家に残置した家財の財物損害の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人Cは原発事故時、すでに実家を出て福島県外に居住しており、そもそも避難等対象者に該当しないなどと主張して争った。パネルは、申立人Cが大学進学時に最低限の荷物のみを持って実家を出したことやその後も家財の持ち出しをしていないこと等の事情を踏まえ、直接請求手続における家財定型賠償の大1名あたりの加算額（帰還困難区域）60万円の7割5分である45万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認めていところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第五次追補第2の1

帰還困難区域（富岡町）に居住していた申立人A、B、D及びEについて、原発事故発生時に東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされたことから、中間指針第五次追補第2の1に基づき、過酷避難状況による精神的損害として各30万の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2

帰還困難区域（富岡町）に居住していた申立人A、B、D及びEについて、中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2に基づき、平成29年6月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料各10万円の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第五次追補第3

帰還困難区域（富岡町）に居住していた申立人A、B及びD（いずれも原発事故時に成人）について、自主的避難等対象区域内に避難していたことから、中間指針第五次追補第3に基づき、自主的避難等に係る損害として各20万円の賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、申立人Bが障害を有して介護を要する状態で避難をし、申立人Aはその介護をしていたとして、申立人A及びBそれぞれの日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を請求した〔身体障害者手帳〕。東京電力は、中間指針第五次追補で示された、障害があること及びその介護をした場合の精神的損害の増額の目安額月額3万円から既払金を控除した金額を支払うことを認めつつ、申立人らが住居確保損害の賠償を受けた平成27年10月に避難が終了しているとして、増額の対象期間として同月まで認めるなどと主張した。パネルは、申立人らが住居確保損害の賠償を受けたことをもって日常生活阻害慰謝料増額分の賠償終期とはせず、申立人Bの日常生活阻害慰謝料につき、障害を理由として、平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円の増額分（ただし、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償を、申立人Aの日常生活阻害慰謝料につき、申立人Bの介護を理由として、平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円の増額分（ただし、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償をそれぞれ認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4Ⅰは、②身体又は精神の障害があること、③①又は②の介護を恒常的に行ったことという事由がある場合には、月額3万円を目安としてその増額をするものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2061		
事業の概要	緊急時避難準備区域(南相馬市鹿島区)に居住していた被相続人(申立人が相続)について、居住期間が60年以上であったこと、地域社会等との関わり合い、原発事故時に入院していた地元の病院から遠方の病院への転院を余儀なくされ帰還できずに逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額として、合計70万円(中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額)の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R5.6.20	全部和解成立日	R6.4.23
事故時住所	南相馬市鹿島区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

被相続人亡夫の損害

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	200,000		※2
全部和解	その他	自主的避難等に係る 損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
小計					900,000

申立人の損害

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る 損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	180,000	H23.7～H23.12	※4
全部和解	財物損害	その他	300,000		※5
小計					1,180,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,080,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第五次追補第2の2

中間指針第五次追補第2の2 I ②iiiは、緊急時避難準備区域に住居があった者について

は、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円を目安とする賠償を認めているところ、申立人及び被相続人亡夫（平成23年12月逝去。申立人が相続。以下「亡夫」という。）について、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の2

申立人は、亡夫について、出生してから原発事故発生まで緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）に居住していた等の事情を挙げて生活基盤変容による精神的損害の増額分を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、生活基盤喪失・変容による精神的損害の増額が認められるためには、広く一般的に想定される「生活基盤」の喪失・変容を超えた個別具体的な事情が必要であるところ、亡夫が生活基盤の変容に関して受けた精神的苦痛が他の避難者に比して特に大きなものであったと認めるべき事情を窺うことはできないなどと主張して争った。パネルは、少なくとも亡夫の祖父母の代から緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）の亡夫の居住地域の周辺に居住していたこと等の地域社会等の関わり合い、亡夫自身も出生してから原発事故発生まで60年以上緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）に居住していたこと、原発事故により医療インフラが毀損されたため亡夫が原発事故発生時に入院していた地元の病院から遠方の病院への転院を余儀なくされ、逝去した平成23年12月まで帰還できなかったこと等の事情〔電話聴取事項報告書〕を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める生活基盤変容による精神的損害の目安額50万円）の増額分として20万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2 I ②ⅲは、緊急時避難準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円を目安とし、同備考10は原発事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第五次追補第3

中間指針第五次追補第3は、原発事故発生時に避難指示等対象区域内（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。）に住居があった者につき、中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間及び自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（原発事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とするとしているところ、申立人及び亡夫について、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の2、第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としているところ、中間指針第五次追補第2の4に基づき、申立人が要介護状態であった亡夫を介護したことを理由として、平成23年7月から亡夫が逝去した平成23年12月までの期間の申立人の日常生活阻害慰謝料について、月額3万円の増額を認める和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の10

中間指針第3の10 Iに基づき、東京電力が緊急時避難準備区域内に所有する住宅等の補修・清掃費用等に係る賠償として請求に応じている（平成24年7月24日付け東京電力プレスリリース）標準額30万円の賠償を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2062		
事案の概要	原発事故時は緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の実家に居住し、平成23年4月から県外の大学に進学した申立人について、日常生活阻害慰謝料として、進学開始以降の期間に関しては原発事故がなければ一定程度実家への帰省が見込まれたことを考慮して割合的(2割5分)に認定した額(平成23年3月から平成24年8月まで合計62万円)の賠償が認められたほか、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める目安額50万円の賠償が認められた(ただし、既払金は控除。)事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)ア	第1の8の3(2)

2 基本情報

申立日	R5.8.18	全部和解成立日	R6.4.25
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	620,000	H23.3～H24.8	※1
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
小計					1,120,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	1,120,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	278,000

※1 中間指針第3「避難等対象者」、中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2

申立人は、原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に居住し、平成23年4月から県外の大学に進学したところ、原発事故がなければ一定程度実家への帰省が見込まれたものの、原発事故によって住み慣れた実家に帰省できなかつたとして、生活基盤変容慰謝料、日常生活阻害慰謝料及び避難費用の賠償を請求した〔電話聴取報告書〕。東京電力は、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める目安額50万円の支払は認めた一方で、避難費用については直接請求手続において支払済みであり、日常生活阻害慰謝料に関しては、申立人の避難期間の終期は申立人が大学へ進学した平成23年4月ころであると思料されるため、直接請求手続での既払金（平成23年3月分及び4月分各月10万円）を超えた支払はできないなどと主張して争った。パネルは、生活基盤変容慰謝料として中間指針第五次追補の定める目安額50万円の賠償を認めたほか、日常生活阻害慰謝料について、申立人の進学開始以降の期間（平成23年5月から平成24年8月まで）に関しては原発事故がなければ一定程度実家への帰省が見込まれたことを考慮して割合的（2割5分）に認定した額（平成23年3月から平成24年8月までの合計は62万円。ただし、直接請求手続における既払金を控除。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3【避難等対象者】は、本件事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者を避難等対象者に該当するとし、中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、避難等対象者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛は賠償すべき損害と認め、かかる日常生活阻害慰謝料の月額の目安を10万円（又は12万円）としており、また、中間指針第五次追補第2の2②並は、緊急時避難準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円を目安としているところ、これらに従った又は準じた和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2063		
事業の概要	原発事故当時、居住制限区域(飯館村)に居住していた申立人ら及び被相続人(亡祖父。申立人のうち4名が法定相続分の限度で相続。)のうち、申立人父について、原発事故後、避難先が見つからず、平成23年4月の計画的避難区域の指定から更に2か月程度にわたり同村に滞在を強いられたこと、原発事故前よりも長い時間にわたって屋外活動を強いられたこと等を考慮して、中間指針第五次追補第2の3に基づく健康不安に基礎を置く精神的損害(目安額30万円)の増額分として20万円の賠償が認められるとともに、申立人祖母及び被相続人について、申立人父と同様に計画的避難区域の指定から更に2か月程度にわたり同村に滞在を強いられたこと等を考慮して、中間指針第五次追補第2の3に基づく健康不安に基礎を置く精神的損害(目安額30万円)の増額分として各10万円の賠償が認められるなどした事例。(和解案提示理由書あり。掲載番号40)		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の8(2)カ	第1の8の4(2)

2 基本情報

申立日	R3.12.1	全部和解成立日	R6.6.7
事故時住所	飯館村		
申立人人数	5	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E、F、G共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	増額分	2,556,000	H23.3～H30.3	※3
一部和解	一時立入費用		460,000	H23.3～H30.3	※5
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	320,000	H23.7～H24.5	※6
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	425,000	H23.3～H30.3	※6
一部和解	避難費用	通信費増加費用	83,292	H23.3～H30.3	※6
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	26,892	H29.7～H30.3	※6
一部和解	避難費用	通信費増加費用	12,824	H29.5～H30.3	※6
一部和解	避難費用	その他生活費増加費用	6,300	H24.4	※6

小計 3,890,308

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※7
一部和解	精神的損害	相当量線量地域滞在	300,000		※1
一部和解	精神的損害	増額分	2,430,000	H23.6～H30.2	※2
全部和解	精神的損害	相当量線量地域滞在 (増額分)	100,000	H23.3～H23.12	※1
小計			5,330,000		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※7
一部和解	精神的損害	相当量線量地域滞在	300,000		※1
全部和解	精神的損害	相当量線量地域滞在 (増額分)	200,000	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	その他	200,000		※4
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	22,000	H29.5～H30.3	※6
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	12,000	H29.5～H29.8	※6
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	18,720	H29.4	※6
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	1,200	H29.4	※6
小計			3,253,920		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※7
一部和解	精神的損害	相当量線量地域滞在	300,000	H23.3～H23.12	※1
小計			2,800,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※7
一部和解	精神的損害	相当量線量地域滞在	200,000	H23.3～H23.12	※1
小計			2,700,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※7
一部和解	精神的損害	相当量線量地域滞在	200,000	H23.3～H23.12	※1
小計			2,700,000		

被相続人分

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,126,250	H23.6～H30.2	※2
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,187,500		※7
全部和解	精神的損害	相当量線量地域滞在	262,500	H23.3～H23.12	※1
全部和解	精神的損害	相当量線量地域滞在 (増額分)	87,500	H23.3～H23.12	※1

小計 4,663,750

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	25,337,978
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※ 1 中間指針第五次追補第 2 の 3、中間指針第五次追補第 1 の 2

原発事故当時、計画的避難区域（飯舘村。平成 24 年 7 月に計画的避難区域から居住制限区域に再編されている。）内にある自宅に居住していた申立人ら家族（A（祖母）、B（父）、C（母）、D 及び E（いずれも未成年の子））は、同人ら及び被相続人（亡祖父。被相続人の子である申立人 A、並びに申立人 B 及び追加申立ての申立人 F、G の 2 名が法定相続分の限度で相続。）につき、原発事故後もなかなか避難先が見つからず、殊に申立人 A、B 及び被相続人は平成 23 年 6 月まで自宅に滞在せざるを得なかったこと、加えて申立人 B は業務の関係で原発事故前よりも長い時間にわたって屋外活動を強いられたこと等の事情を挙げて、健康不安を基礎とする精神的損害の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、相当量線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安を基礎とする精神的損害として、中間指針第五次追補第 2 の 3 が示す目安額（ただし、申立人 D 及び E については直接請求手続における自主的避難等に係る損害としての既払金各 40 万円を控除。）を支払うことは認め、増額分に関しては、同第五次追補で定められた相当線量地域滞在慰謝料（健康不安を基礎とする精神的損害）は計画的避難区域での 1か月から 2 か月程度の滞在に対応する目安額が 30 万円とされたものではなく、同五次追補の制定に至るまでの背景等を踏まえれば、原発事故発生から平成 23 年 12 月末までを賠償の対象期間として、一人月額 3 万円の 10 か月分相当額として 30 万円という金額とされたものであるところ、被災者に有利となるように実際の滞在期間に関わらず一律に 30 万円の賠償が認められていることからすれば、申立人らの避難実施時期は増額を根拠づける事情とはなり得ないと主張して争った。パネルは、申立人ら家族の健康不安を基礎とする精神的損害として、中間指針第五次追補第 2 の 3 の定める目安額の賠償（申立人 A、B 及び C は各 30 万円。被相続人分については目安額 30 万円に対する相続人である申立人らの法定相続分相当額。申立人 D 及び E については各 60 万円から直接請求手続における自主的避難等に係る損害としての既払金各 40 万円を控除した各 20 万円。）を認めるとともに、上記の東京電力の主張を排斥し、自宅での滞在期間の長さや活動状況を勘案し、申立人 B については、避難先が見つからず、計画的避難区域の指定から更に 2 か月程度にわたり同村に滞在を強いられたこと、業務の関係で原発事故前よりも長い時間にわたって屋外

活動を強いられたこと等を考慮して20万円の増額分、申立人A及び被相続人については、申立人Bと同様に、計画的避難区域の指定から更に2か月程度にわたり同村に滞在を強いられたこと等を考慮して各10万円の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の3は、本件事故発生時に計画的避難区域に住居があった者につき、安心できる生活空間を享受する利益の一定期間にわたる侵害により生ずる健康不安を基礎とする精神的損害を賠償すべき損害と認め、具体的な損害の算定に当たっては子供及び妊婦以外の対象者に関して30万円を目安とし、また、中間指針第五次追補第1の2は、原子力損害賠償紛争審査会の指針が示す損害額の目安が賠償の上限ではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは全て賠償の対象であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、被相続人が介護を要する状態にあり、申立人Aは被相続人の介護をしながら避難をしており、その苦労は大きかったとして、日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を請求した〔介護保険資格者証、通院証明書、死体検査書、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、被相続人は日常生活を送るにあたり恒常的な介護が必要な状態であったとまではいえないなどと主張して争った。パネルは、被相続人の症状や要介護認定の状況等を考慮して、避難開始の平成23年6月から被相続人が逝去した平成30年2月まで、被相続人の要介護状態を理由とした月額3万円に対する相続人である申立人らの法定相続分相当額（月額2万6250円）の日常生活阻害慰謝料増額分、及び申立人Aが被相続人の介護をしたことを理由とする月額3万円の日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4Ⅰは、①要介護状態にあること、③①の介護を恒常的に行ったことという事由がある場合には、それぞれ月額3万円を目安としてその増額をするものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人ら家族は、原発事故時は居住制限区域（飯舘村）内の自宅に同居していたが、原発事故に伴う避難によって、申立人B、申立人A及び被相続人、申立人C、D及びEの3グループに家族が別離したとして、日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人らの任意の選択による家族別離であり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる事情も窺うことができないと主張して争った。パネルは、申立人らの家族別離によって通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きかったと認め、申立人らに対し、家族別離を理由として、別離開始の平成23年3月は3万6000円（12万円の3割増額）、平成23年4月から平成30年3月までは月額3万円の日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4Ⅰは、⑧家族の別離、二重生活等が生じたことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Vは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Bは、原発事故当時、飯館村内の勤務先にて業務に従事していたが、他従業員の避難による人手不足の中、原発事故前に担当していなかった内容を含めた業務に従事したこと等から過重かつ長時間の労働を余儀なくされたとして、精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、精神的損害として既に十分な金額の賠償金を支払済みであり、さらなる精神的損害の増額には応じられないなどと主張して争った。パネルは、原発事故と過酷勤務状況との間に相当因果関係があると判断し、過酷勤務状況で生じた負担についての慰謝料として一時金20万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6備考11は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められるとし、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外に原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第3の6備考11を適用して別途賠償の対象とすることができると認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の3

申立人は、申立人B、申立人A及び被相続人、申立人Cがそれぞれ、避難先から自宅に一時立入りしていたとして、その交通費等の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、既に十分な一時立入費用を支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、平成23年3月から平成30年3月までの期間について、申立人B、申立人A及び被相続人、申立人Cのそれぞれの避難先から自宅への一時立入りの交通費（ただし、直接請求手続における既払金を控除。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の3は、避難等対象者のうち、警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入り」に参加するために負担した交通費は、必要かつ合理的な範囲で賠償すべき損害と認めているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の2

申立人は、避難に伴う家族別離によって家族間移動費用が生じたほか、ガス代、灯油代、電話代、新聞代及びNHK受信料が増加したとしてそれらの費用、また、飯館村の自宅において石油タンクのレバーが劣化して修理を要した費用、申立人Bの避難先の住宅に関する敷金、保証金、共益費及び駐車場代の賠償を請求した〔検針票、領収証、納品書、通帳写し、入居・使用許可書、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、生活費増加費用は精神的損害の賠償金額に含めて支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、申立人の請求する生活費増加費用は精神的損害とは別に賠償されるべきものであると判断し、平成23年3月から平成30年3月までの期間について、家族別離に伴い発生または増加した家族間移動費用、ガス代、灯油代、電話代、新聞代及びNHK受信料のほか、飯館村の自宅の石油タンクのレバーの修理費用、申立人Bの避難先住宅に関し、直接請求手続で賠償された家賃以外の敷金、保証金、共益費及び駐車場代の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2I③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第五次追補第2の2

原発事故時、居住制限区域（飯館村）に居住していた申立人ら家族及び被相続人について、中間指針第五次追補第2の2に基づき、生活基盤変容による精神的損害として一人250万円（ただし、被相続人分については相続人である申立人らの法定相続分相当額）の賠償を認めたものである。

1 事業の概要

公表番号	2064		
事業の概要	帰還困難区域(大熊町)から避難した被相続人(申立人らのうち3名が相続)について、原発事故当時の居住期間が80年を超えていたこと、地域社会との関わり合い等の事情を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害(中間指針第五次追補の定める目安額700万円)の増額分として30万円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R5.10.18	全部和解成立日	R6.7.11
事故時住所	大熊町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

被相続人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	910,000	H23.3～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※3
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	300,000		※1
			小計	2,510,000	

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	910,000	H23.3～H30.3	※2
全部和解	就労不能損害	減収分	1,680,705	H27.3～H28.2	※4

小計 2,590,705

申立人A、D、被相続人共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	210,000	H25.3～H25.9	※2

小計 210,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,310,705
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第五次追補第2の2

申立人らは、被相続人（申立人A（長男）並びに追加申立人B（長女）及びC（二女）が相続。）は、生まれてから原発事故時までのほとんどを大熊町で過ごしており、友人・知人も大熊町にいたこと等を主張して、生活基盤喪失による精神的損害の増額を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、生活基盤喪失による精神的損害の増額を認め得る個別事情に関しては、近隣住民が有していた一般的な内容を超える固有の生活基盤が喪失したことを基礎付ける個別事情が主張・疎明される必要があるところ、申立人らの主張する事情は、中間指針第五次追補の定める生活基盤喪失による精神的損害の目安額を増額する事情とまではいえないなどと主張して争った。パネルは、被相続人の居住期間（80年以上）や地域社会との関わり合い等の事情を考慮し、被相続人の生活基盤喪失による精神的損害の増額分として30万円の賠償を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2 I ② i は、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域につき、生活基盤喪失による精神的損害として一人700万円を目安とし、同備考10は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

①被相続人について、日常生活阻害慰謝料（平成29年6月から平成30年3月まで月額10万円）及び足の不自由さを考慮した日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から平成30年3月まで月額1万円ないし2万円）の賠償が認められたほか、②追加申立人D（申立人Aの妻）について、被相続人の介護を恒常的に行ったことを考慮した日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から平成30年3月まで月額1万円ないし2万円）の賠償、③申立人A、D及び被相続人について、家族別離を考慮した日常生活阻害慰謝料の増額分（平成25年3月から同年9月まで月額3万円）の賠償が認められたものである。

※3 中間指針第五次追補第2の1

被相続人について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内からの避難等に関し、過酷避難状況による精神的損害30万円の賠償が認められたものである。

※4 中間指針第3の8

申立人Dについて、避難指示等によりその就労が不能になったとして、就労不能損害（平成27年3月から平成28年2月まで合計168万0705円）の賠償が認められたものである。

※5 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の2、中間指針第3の10、中間指針第五次追補第2の3）

申立人らは、一時立入費用、所有不動産の財物損害及び相当量線量地域滞在者慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、一時立入費用及び所有不動産の財物損害については、いずれも賠償済みであり、相当量線量地域滞在者慰謝料については、申立人らの避難経過から賠償の対象外であると主張して争った。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2065		
事案の概要	居住制限区域(南相馬市小高区)に居住していた申立人ら(祖母、父母、長女、二女及び長男)及び亡祖父(父が相続)について、生活基盤変容による精神的損害として各250万円(中間指針第五次追補に定める目安額)の賠償がそれぞれ認められるとともに、その増額分として、亡祖父及び祖母につき、いずれも居住期間が約80年であったこと、農業に従事していたこと、地域社会等との関わり合い等を考慮して各50万円の賠償が、父につき、居住期間が約55年であったこと、農業に従事しており、同区の自宅に帰還後に農業を再開するも農業の再開あたって多くの苦労があったこと、地域社会との関わり合い等を考慮して30万円の賠償がそれぞれ認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R5.8.2	全部和解成立日	R6.7.24
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人種類	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D、E、F共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	90,000	H23.3～H23.5	※1
小計					90,000

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	810,000	H28.1～H30.3	※2
小計					810,000

申立人A(被相続人亡祖父の損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	1,160,000	H23.3～H27.12	※3
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※4
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※5
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	500,000		※6
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※7
小計					4,660,000

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他	130,680	H27.12	※8
早期一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※4
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※5
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	300,000		※9
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る 損害	200,000	H23.4～H23.12	※7
小計			3,430,680		

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※4
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※5
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る 損害	200,000	H23.4～H23.12	※7
小計			3,000,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	300,000	H23.3～H23.12	※10
早期一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※4
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※5
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る 損害	200,000	H23.4～H23.12	※7
小計			3,300,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	240,000	H27.11～H28.6	※11
全部和解	生命・身体的損害	その他	11,000	R6.3	※12
早期一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※4
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※5
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る 損害	200,000	H23.4～H23.12	※7
小計			3,251,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	増額分	300,000	H29.1～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H28.1～H30.3	※2
早期一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※4
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※5
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	500,000		※6
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る 損害	200,000	H23.4～H23.12	※7
小計			4,160,000		

申立人F

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※4
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※5
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る 損害	200,000	H23.4～H23.12	※7
小計			3,000,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	25,701,680
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としているところ、避難の過程で申立人E（祖母、追加申立て）及び被相続人亡祖父（平成27年12月死去。申立人A（父）が相続。以下「亡祖父」という。）とその他の申立人らとの間で別離が生じた平成23年3月から同年5月までの期間の日常生活阻害慰謝料について、中間指針第五次追補第2の4に基づき、家族別離を理由に、世帯全体に対して月額3万円の増額を認める和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、申立人Eが避難中に要介護の状態になり、申立人A及びB（母、追加申立て）がその介護を行ったとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人Eについては、客観的資料〔介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書〕により要介護認定を受けていたことが確認できる平成29年1月以降については月額3万円を支払うことを認めたが、平成28年12月以前については申立人Eが要介護状態にあったことを認定することはできないなどと主張して争い、申立人A及びBについては、

申立人Eの介護を恒常的に行ったという事実を確認することができないと主張して争った。

パネルは、申立人の説明〔電話聴取事項報告書等〕を踏まえて、申立人Eが平成28年1月の時点で要介護状態にあったことを認定し、申立人Eが要介護状態にあった平成28年1月から平成30年3月までの期間の日常生活阻害慰謝料について、中間指針第五次追補第2の4に基づき、申立人Eについて要介護を理由に月額3万円の増額を、申立人A及びBについて申立人Eを介護したことを理由に両名合わせて月額3万円の増額を、それぞれ認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4は、①要介護状態にあること、③要介護状態にある者の介護を恒常的に行つたことという事由がある場合には、それぞれ月額3万円を目安としてその増額をするものとしているところ、これらに従つた和解案が提示されたものである。

なお、申立人Eについての要介護を理由とする増額については、早期一部和解において、平成29年1月から平成30年3月までの15か月間について、合計45万円（月額3万円×15か月）を認めた上で、ここから直接請求手続における既払金15万円を控除した30万円の賠償を認めており、全部和解において、平成28年1月から平成30年3月までの27か月間について、合計81万円（月額3万円×27か月）を認めた上で、ここから45万円（直接請求手続における既払金15万円及び早期一部和解に基づく既払金30万円の合計額）を控除した36万円の賠償を認めている。

※3 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としているところ、中間指針第五次追補第2の4に基づき、亡祖父について、持病（がん等）を抱えて避難したことを理由に、平成23年3月から死去した平成27年12月まで、月額2万円の日常生活阻害慰謝料の増額を認める和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第五次追補第2の1

中間指針第五次追補第2の1は、原発事故発生時に対象区域に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者につき、過酷避難状況による精神的苦痛を賠償すべき損害と認め、具体的な損害額については、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径8キロメートル圏内の区域については一人30万円を目安としているところ、居住制限区域（南相馬市小高区）から避難した申立人A、B、C（長女、追加申立て）、D（長男、追加申立て）、E、F（二女、追加申立て）及び亡祖父の合計7名について、これに従つた和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第五次追補第2の2

中間指針第五次追補第2の2 I②iiは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域について、生活基盤変容による精神的損害として一人250万円を目安としているところ、居住制限区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人ら6名及び亡祖父について、これに従つた和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第五次追補第2の2

申立人は、亡祖父及び申立人Eについて、原発事故発生まで約80年南相馬市小高区

に居住していたこと、農業に従事していたこと等の事情を挙げて、生活基盤変容による精神的損害の増額分を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、中間指針第五次追補が生活基盤変容による精神的損害の増額を許容するのは「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情がある場合に限られ、「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情の有無に関しては、「居住期間」に加えて「地域社会等との関わり合い等」の個別事情が認められるかが検討・斟酌される必要があるところ、本件では、「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける事情があるとはいえないなどと主張して争った。パネルは、居住期間が約80年と長期間であったこと、従事していた農業を通じても地域の住民との交流があったこと等の事情を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（目安額各250万円）の増額分として、各50万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2I②iiは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人250万円を目安とし、同備考10は原発事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第五次追補第3

中間指針第五次追補第3は、原発事故発生時に避難指示等対象区域内（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。）に住居があった者につき、中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間及び自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（原発事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とするとしているところ、申立人ら6名及び亡祖父の合計7名について、これに従った和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の2

中間指針第3の2I③に基づき、亡祖父の葬儀関連費用の増加分の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※9 中間指針第五次追補第2の2

申立人らは、申立人Aについて、原発事故発生まで約55年南相馬市小高区に居住していたこと、農業に従事しており、居住制限区域（南相馬市小高区）の自宅に帰還後に農業を再開するも農業の再開にあたって苦労があったこと等の事情を挙げて、生活基盤変容による精神的損害の増額分を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人Aについても、生活基盤変容による精神的損害の増額につき、地域社会との関わり合いに係る個別具体的な事情とは認められないなどと主張して争った。パネルは、居住期間が約55年と長期間であったこと、従事していた農業を通じても地域の住民との交流があったこと、居住制限区域（南相馬市小高区）の自宅に帰還後に農業を再開するも、近隣で農業を再開する者がいなかつたために申立人A及びBだけで農業用の用水路の掃除をしたり害虫の駆除をしなければならなかつたといった多くの苦労があったこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（目安額250万円）の増額分として、30万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2I②iiは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人250万円を目安とし、同備考10は原発事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※10 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、

総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としているところ、中間指針第五次追補第2の4に基づき、申立人Cが持病を抱えて避難したことを理由に、申立人Cの日常生活阻害慰謝料の増額分として、平成23年3月から持病の症状が落ち着いた同年12月までの期間について、月額3万円の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※11 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としているところ、中間指針第五次追補第2の4に基づき、申立人Dが持病を抱えて避難したことを理由に、申立人Dの日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人Dの病状を踏まえて、平成27年11月から平成28年6月までの期間について、月額3万円の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※12 中間指針第3の5

本件和解仲介手続のために取得した申立人Dの診断書の取得費用の賠償を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2066		
事案の概要	緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた被相続人(申立人らが相続)について、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が90年を超えていたこと、地域社会等との関わり合い、自宅に帰還することなく逝去したこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として、合計70万円(中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額)の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R5.8.1	全部和解成立日	R6.4.30
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通(被相続人の損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	200,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	30,000	H23.3～H23.9	※2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	564,480	H23.4～H23.9	※3
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	3,900,000		※4
全部和解	生命・身体的損害	逸失利益	440,146		※4
全部和解	生命・身体的損害	その他	90,000		※4
小計			5,724,626		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	5,724,626
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※ 1 中間指針第五次追補第 2 の 2

申立人ら(被相続人の子である申立人A及びB並びに追加申立人C及びD)は、被相続人は生まれてから原発事故発生まで90年以上南相馬市原町区に居住していたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、自宅に帰還できないまま避難先で死亡したこと等の事情を挙げて、中間指針第五次追補の定める生活基盤変容による精神的損害の目安額及び増額分を請求した〔死亡診断書、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、生活基盤変容による精

精神的損害の目安額50万円の支払を認める一方で、その増額分については、居住期間に加えて地域社会との関わり合い等の事情を総合的に勘案し、広く一般的に想定される生活基盤の喪失・変容を超えた個別具体的な事情が明らかにされる必要があるところ、その事情が明らかでないなどと主張して争った。パネルは、被相続人の南相馬市原町区での居住期間や地域社会等との関わり合い、被相続人が自宅に帰還できないまま死亡するに至ったこと等の事情を考慮し、生活基盤変容による精神的損害の目安額50万円に加え、その増額分として20万円（合計70万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2Ⅰ②並は、緊急時避難準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円を目安とし、同備考10は原発事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）とし、中間指針第五次追補第2の4は、①要介護状態にある場合には、月額3万円を目安として、その増額をするものとしているところ、被相続人が要介護の状態で避難したことを理由として、平成23年3月から同年4月までの期間につき月額6万円、同年5月から同年9月までの期間につき月額3万円の増額（ただし、既払金を控除。）を認める和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

中間指針第3の5Ⅰは、避難等対象者が、原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化したことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、被相続人が原発事故に伴う避難により気管支肺炎を発症し入院したことを理由として、被相続人の入院期間である平成23年4月から同年9月までの入院慰謝料56万4480円（原発事故の影響割合を8割と認定し、既払金を控除。）の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の5

中間指針第3の5Ⅰは、避難等対象者が、原発事故により避難等を余儀なくされたため、死亡したことにより生じた逸失利益、精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、被相続人が原発事故に伴う避難により入院し、自宅に帰還できないまま平成23年9月に死亡したことを理由として、死亡慰謝料390万円、逸失利益44万0146円及び葬儀費用9万円（いずれも原発事故の影響割合を2割5分と認定し、既払金を控除。）の賠償を認める和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2067		
事業の概要	緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人父、被相続人母(申立人らのうち4名が相続)及び申立人長男夫妻について、生活基盤変容慰謝料各50万円(中間指針第五次追補の定める目安額)の賠償が認められるなどしたほか、申立人父が、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が75年を超えていたこと、農業に従事し、行政区の長を務め、地元の消防団員として30年以上活動する(うち4年は団長を務める)などしたこと、被相続人母が、申立人父との結婚を機に南相馬市原町区に転居し、原発事故当時の居住期間が55年を超えていたこと、申立人父と共に農業に従事し、地域の会合に積極的に参加して地域社会や住民らと交流していたことなどを考慮し、申立人父及び被相続人母について、生活基盤変容慰謝料の増額分合計30万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R5.7.17	全部和解成立日	R6.5.2
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	6	弁護士代理	無
申立人種類	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	20,000	H23.3～H23.4	※4
小計					720,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	20,000	H23.3～H23.4	※4
小計					720,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	40,000	H23.3～H23.4	※4
小計					740,000

被相続人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	増額分	40,000	H23.3～H23.4	※4

小計 740,000

申立人A、B、C、被相続人共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	食費増加費用	320,000	H23.3～H27.2	※5

小計 320,000

申立人C、被相続人共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	300,000		※2

小計 300,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,540,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第五次追補第2の2

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人A（長男）、B（長男の妻）、C（父）及び被相続人（母。申立人A及びC並びに追加申立人D（二男）及びE（長女）が相続。）について、同区域の生活基盤変容による精神的損害各50万円の賠償が認められたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の2

申立人らは、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人AないしC及び被相続人のうち、それぞれ、申立人Cについて、同区で生まれ育ち、農業に従事していましたこと、地元の消防団員として30年以上活動し、団長も4年間務めていたこと、行政区の長を務めるなどしていたことから、被相続人について、申立人Cとの結婚後は南相馬市原町区に居住し、同人と農業に従事していたこと、地域の会合に積極的に参加していたことなどから、生活基盤変容による精神的損害の各増額分を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、生活基盤変容による精神的損害の増額を許容するのは、「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情がある場合に限られるところ、申立人らの主張する事情は、中間指針第五次追補の定める生活基盤変容による精神的損害の目安額（50万円）を増額する事情とまではいえないなどと主張して争った。パネルは、申立人Cについて、南相馬市原町区で生まれ育ったことや、原発事故当時の居住期間（75年超）、先祖代々継承してきた農業に従事し、行政区の長を務め、地元の消防団員として30年以上活動する（うち4年は団長を務める）などしたことから、被相続人について、原発事故当時の居住期間（55年超）、申立人Cと共に農業に従事し、地域の会合に積極的に参加して地域社会や住民らと交流していたことなどを考慮し、申立人C及び被

相続人の生活基盤変容による精神的損害の増額分として合計30万円の賠償を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2Ⅰ②並は、緊急時避難準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円を目安とし、同備考10は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第五次追補第3

原発事故発生時に緊急時避難準備区域に住居があった申立人AないしC及び被相続人について、平成23年4月22日の同区域の指定以降、同区域から避難せずに滞在した期間があったことから、自主的避難等対象者の場合に準じ、自主的避難等に係る損害各20万円の賠償が認められたものである。

※4 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人AないしC及び被相続人について、家族別離が生じたことを考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分（平成23年3月から同年4月まで、申立人A及びBは各月額1万円、申立人C及び被相続人は各月額2万円）の賠償が認められたものである。

※5 中間指針第3の2

申立人AないしC及び被相続人について、避難等による生活費増加費用（自家消費米及び野菜として平成23年3月から平成27年2月まで合計32万円）の賠償が認められたものである。

※6 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第五次追補第2の1、第2の3）

申立人らは、過酷避難状況による精神的損害及び相当量線量地域滞在者慰謝料の賠償を請求し、東京電力は、申立人らはこれらの賠償の対象にはならないなどと主張して争った。パネルは、いずれも和解の対象外とした。なお、申立人F及びGは全ての請求を取り下げた。

1 事案の概要

公表番号	2068	
事案の概要	原発事故当時、居住制限区域(浪江町)の自宅兼店舗に居住し建設業を営んでいた申立人が、平成20年頃、自宅兼店舗から1キロメートルほど離れた同区域内の所有地に仕事仲間の職人と共に建築した作業小屋(未登記、非課税)の財物損害について、作業小屋の写真等の資料に加え、建築にかかった日数や上記職人に支払った作業日当等に関する申立人の陳述内容を考慮して、50万円の賠償が認められた事例。	
紹介箇所	第1の12(2)工(イ)	

2 基本情報

申立日	R5.6.21	全部和解成立日	R6.5.9
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	建物	500,000		※1
小計					500,000
集計	和解金合計額(弁護士費用除く)		500,000		
	弁護士費用				
	手続内で処理された既払金合計額				

※1 中間指針第3の10

申立人は、居住制限区域（浪江町）の自宅兼店舗（以下「本件自宅兼店舗」という。）に居住して建設業を営んでいたところ、平成20年頃に自宅兼店舗から1キロメートルほど離れた同区域内の所有地に仕事仲間の職人と共に建築した作業小屋（未登記、非課税。以下「本件作業小屋」という。）の財物損害の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続において本件自宅兼店舗の構築物・庭木の賠償を行っているところ、本件作業小屋は建物ではなく、構築物であり、本件自宅兼店舗の構築物・庭木の賠償に本件作業小屋の財物損害の賠償も含まれるなどと主張して争った。パネルは、本件作業小屋は建物にあたり、本件作業小屋の財物損害は直接請求手続で賠償済みの本件自宅兼店舗の構築物・庭木の賠償には含まれないと判断し〔写真、電話聴取事項報告書等〕、本件作業小屋の建築にかかった日数や作業日当等に関する申立人の陳述内容〔電話聴取事項報告書〕を踏まえて、本件作業小屋の原発事故当時の価値を算定し、50万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2069		
事業の概要	居住制限区域(富岡町)に居住していた申立人妻について、日常生活阻害慰謝料の増額分として、1. 原発事故時、申立人長男の切迫早産のため、いわき市の病院に入院していたが、原発事故の影響により退院を余儀なくされ、自家用車で東京都に避難せざるを得なかつたことを考慮して40万円(中間指針第五次追補の目安額30万円から10万円増額)、2. 申立人二男を妊娠中であったことを考慮して30万円(同目安額)、3. 乳幼児の世話を恒常的に行ったことを考慮して合計279万円(平成23年3月から平成30年3月まで)の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)		

2 基本情報

申立日	R4.4.11	全部和解成立日	R6.5.21
事故時住所	富岡町		
申立人人数	4	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
小計					3,000,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	増額分	2,790,000	H23.3～H30.3	※6
一部和解	精神的損害	増額分	400,000		※4
一部和解	精神的損害	増額分	300,000	H24.8～H25.6	※5
一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
小計					6,490,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
全部和解	精神的損害	その他	2,190,000		※7
全部和解	精神的損害	増額分	850,000		※8
小計					3,340,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	その他	1,380,000		※7
小計					1,380,000

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
小計					3,000,000

申立人A、B、C、D、E共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
一部和解	精神的損害	増額分	2,430,000	H23.7～H30.3	※9
小計					2,430,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	19,640,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第五次追補第2の1

中間指針第五次追補第2の1は、本件事故発生時に対象区域に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者につき、過酷避難状況による精神的苦痛を賠償すべき損害と認め、具体的な損害額に関しては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径8キロメートル圏内の区域については一人30万円を目安としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の2

中間指針第五次追補第2の2 I ② iiは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人250万円を目安としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第五次追補第3

中間指針第五次追補第3は、本件事故発生時に避難指示等対象区域内（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。）に住居があった者につき、中間指針第3の【損害項目】の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間及び自主的避難等対象区域内に避難して

滞在した期間（本件事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人B（妻）は、原発事故時、申立人C（申立人A（夫）及びBの長男）を妊娠中であり、切迫早産のためいわき市の病院に入院中であったところ、原発事故直後、原発事故に伴う病院側の事情で退院を余儀なくされ、上記妊娠経過からして本来安静にしていなければならなかったにもかかわらず、自家用車及び公共交通機関を利用して東京都まで避難しなければならなかつたとして、精神的損害の増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人Bが原発事故時申立人Cを妊娠していたことについて、一時金として中間指針第五次追補が示す目安額30万円を支払うことを認めつつも、妊娠している通常の避難者と比較してもなお大きな精神的損害があつたと認める客観的事実が確認できないなどと主張して、目安額を超える賠償については争つた。パネルは、申立人Bの上記妊娠経過及び避難経過を考慮して、中間指針第五次追補の定める目安額30万円から10万円増額した40万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4は、⑤妊娠中であるという事由がある場合には、本件事故発生時に妊娠していた者については、その妊娠月齢にかかわらず一時金として30万円を目安として、その増額をするものとしとし、同備考5は、個別事情を考慮して目安を上回る増額をすべき場合があることは原子力損害賠償紛争審査会の指針の趣旨からして当然であるとしているところ、これらに従つた和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4は、⑤妊娠中であるという事由がある場合には、本件事故発生後に妊娠した者については、妊娠期間中月額3万円を目安として、その増額をするものとしているところ、これらに従い、避難中に申立人D（申立人A及びBの二男）を妊娠していた申立人Bに対し、目安額通りの賠償が認められたものである。

※6 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4は、④乳幼児の世話を恒常的に行ったという事由がある場合には、満3歳に満たない者の世話を恒常的に行っていた者については一人月額3万円、満3歳以上小学校就学前の幼児の世話を恒常的に行っていた者については一人月額1万円を目安として、その増額をするものとしているところ、これらに従つた和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第五次追補第2の2

居住制限区域（富岡町）に居住していた申立人A及びBの子として、原発事故以降、平成29年3月末までに出生し、かつ、申立人A及びBと避難生活を共にした申立人C（平成23年3月出生）及びD（平成25年6月出生）について、生活基盤変容（中間指針第五次追補第2の2）に準じる精神的損害として、それぞれ、出生月から平成29年3月ま

での月数に3万円を乗じて算定した額の賠償を認めたものである（東京電力は、原発事故時点における生活の本拠が居住制限区域にあった者を親とし、原発事故以降、平成29年3月末までに生まれ、かつ、その親と避難生活を共にした者について、生活基盤変容に準じる精神的損害として、出生月から平成29年3月までの月数に3万円を乗じて算定した額の賠償を行うことを認めている。）。

※8 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4は、⑩避難生活に適応が困難な客観的事情であって、①ないし⑨の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったといった事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合には、この金額を増額するものとし、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、この増額方法について、一時金として適切な金額を賠償額に加算することを認めているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※9 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としているところ、原発事故時居住制限区域（富岡町）において同居していた申立人A、B及びE（申立人Aの母、追加申立て）並びに避難先で出生した申立人C及びDらに対し、避難中、家族別離が生じたことを理由として、中間指針第五次追補第2の4に基づき、月額3万円の増額を認める和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2070		
事業の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難した申立人について、約200年続いていた妻の実家(同区所在)を存続させるため、継続的に資金援助をした後、申立人の自宅(福島県外所在)を処分した上で妻の実家を購入し、南相馬市小高区に移り住んだこと、原発事故当時の居住期間が40年を超えていたことなどを考慮し、生活基盤変容慰謝料合計300万円(中間指針第五次追補の定める目安額250万円及びその増額分50万円)の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R5.6.27	全部和解成立日	R6.5.27
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※2
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※1
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	500,000		※1
		小計	3,500,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,500,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※ 1 中間指針第五次追補第 2 の 2

申立人は、避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していたところ、約200年続いていた妻の実家を昭和40年代に購入して同区に移り住んだこと、原発事故当時の居住期間が40年を超えていたこと等〔電話聴取事項報告書〕を主張して、生活基盤変容による精神的損害について、中間指針第五次追補の定める目安額（250万円）及びその増額分の賠償を請求した。東京電力は、生活基盤変容による精神的損害の増額分について、居住期間に加えて地域社会との関わり合い等の事情が総合的に勘案される必要があるところ、原発事故以前の申立人と地域社会との関わり合いの程度が不明であり、生活基盤変容による精神的損害の増額を認めるに足る事情はないなどと主張して争った。パネルは、申立人が主張する上記事情に加え、同人が、妻の実家を維持するため継続して資金援助をしていたこと、その後、福島県外に所有していた自宅を処分した上で妻の実家を購入したことなどの追加の電話聴取により認められた事情を考慮し、生活基盤変容による精神的損害

について、上記目安額及びその増額分 50 万円の賠償を認める内容の和解案を提案した。

中間指針第五次追補第 2 の 2 I ② ii は、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人 250 万円を目安とし、同備考 10 は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第 2 の 1

東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域に係る過酷避難状況による精神的損害について、30 万円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第五次追補第 3

避難指示等対象区域内から自主的避難等対象区域内に避難したことによる損害について、20 万円の賠償を認めたものである。

※4 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第五次追補第 2 の 3）

申立人は、相当量線量地域滞在者慰謝料の賠償を請求したが、東京電力は、申立人は対象地域に滞在しておらず、賠償の対象にはならないなどと主張して争つた。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事業の概要

公表番号	2071		
事業の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住していた申立人父、地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に居住していた申立人母及び原発事故後に婚姻した同人らの間に出生した申立人子ら(長男、長女及び二女)のうち、1. 申立人父について、平成26年7月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、いずれも乳幼児であり、障害者認定を受けているのと同等の状態にあることが確認できる申立人長男及び長女の世話をしたことを考慮して月額3万円ないし7万円の賠償が認められ、2. 申立人長男について、生活基盤変容に準じる精神的損害に加えて、平成26年7月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料及びその増額分として、上記の特性を有していることを考慮して月額13万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)ア	第1の8(2)ウ(イ)
	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R5.8.7	全部和解成立日	R6.5.29
事故時住所	南相馬市小高区ほか		
申立人人数	3	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	160,000	H23.4～H23.12	※1
小計					160,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,190,000	H26.7～H30.3	※4
小計					2,190,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	4,500,000	H26.7～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,350,000	H26.7～H30.3	※3
全部和解	精神的損害	その他	990,000	H26.7～H29.3	※5
小計					6,840,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H28.7～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	増額分	630,000	H28.7～H30.3	※3
全部和解	精神的損害	その他	270,000	H28.7～H29.3	※5
小計					3,000,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,190,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第五次追補第3

原発事故発生時に地方公共団体が一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた申立人A（母、追加申立て）について、中間指針第五次追補に定められた自主的避難等に係る損害として、中間指針第五次追補で示された20万円から既払の4万円を控除した残額である16万円の賠償が認められたものである（東京電力は、原発事故発生時に地方公共団体が一時避難を要請した区域に生活の本拠があった者については、避難の有無や避難先を問わず自主的避難等に係る損害の賠償の対象としている。）。

※2 中間指針第3〔避難等対象者〕、中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2

申立人は、申立人Aと原発事故発生時に避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人B（父、追加申立て）が原発事故後に婚姻し、同人らの間に平成26年7月に出生した申立人C（長男）及び平成28年7月に出生した申立人D（長女）について、日常生活阻害慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、申立人C及びDについて出生してから平成30年3月までの期間について月額10万円の日常生活阻害慰謝料を支払うことを認めた。パネルは、東京電力の主張どおり、申立人Cについて平成26年7月から平成30年3月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を、申立人Dについて平成28年7月から平成30年3月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を、それぞれ認める和解案を提示した。

中間指針第3〔避難等対象者〕は、避難等対象者の範囲について、原発事故時、対象区域内に生活の本拠としての住居があり、原発事故が発生した後に対象区域から同区域外へ避難のために立退き等を余儀なくされた者としており、避難等対象者について、中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、申立人C及びDが発達障害を抱えて避難したとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、検査結果は暫定診断にとどまり、発達障害であるとの確定診断がなされているかどうかが明らかではないから日常生活阻害慰謝料を増額するのは相当ではない、仮に増額をするとても、その金額は月額3万円より低い額にすべきであるなどと主張して争った。パネルは、申立人C及びDについて障害者認定を受け

ていると同等の状態にあると判断し〔通所受給者証、心理検査結果報告書等〕、申立人Cについては出生した平成26年3月から平成30年3月まで、申立人Dについては出生した平成28年7月から平成30年3月まで、それぞれ月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4は、②身体又は精神の障害があることという事由がある場合には、月額3万円を目安として、その増額をするものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、申立人A及びBが、発達障害を抱えた乳幼児である申立人C及びDの世話をしたとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人Aについては、原発事故発生時の生活の本拠が地方公共団体が一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）にあったところ、申立人Aに対して平成23年3月から同年9月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料を支払済みであり、それ以降の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めるのは相当でないなどと主張して争い、申立人Bについては、申立人Bは申立人C及びDの主たる世話人ではなく、乳幼児の世話をを行っていたことを理由とした精神的損害の増額を認めることは相当ではないなどと主張して争った。パネルは、※3で述べたとおり申立人C及びDが障害者認定を受けているとの同等の状態にあると判断し、申立人A及びBの代表者として、申立人Bに対し、申立人Cが出生した平成26年7月から平成28年6月（申立人Dが出生する前月）までの期間については障害者認定を受けているのと同等の状態にある乳幼児である申立人Cの世話をしたことを理由に3万円の増額を、平成28年7月（申立人Dが出生した月）から平成30年3月までの期間については障害者認定を受けているのと同等の状態にある乳幼児である申立人C及びDの世話をしたことを理由に7万円の増額を認める和解案を提示した（パネルが申立人C及びDが障害者認定を受けているとの同等の状態にあると判断したことについては※3を参照されたい。）。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4は、④乳幼児の世話を恒常的に行なったという事由がある場合には、満3歳に満たない者の世話を恒常的に行なっていた者については一人月額3万円、満3歳以上小学校就学前の幼児の世話を恒常的に行なっていた者については一人月額1万円を目安として、その増額をするものとし、同備考4は、個別事情を考慮してさらに増額をすべき場合があることは原子力損害賠償紛争審査会の指針の趣旨からして当然であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第五次追補第2の2

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していた申立人Bの子として、原発事故以降、平成29年3月末までに出生し、かつ、申立人Bと避難生活を共にした申立人C（平成26年7月出生）及びD（平成28年7月出生）について、東京電力プレスリリース（令和5年3月27日付け）を踏まえ生活基盤変容（中間指針第五次追補第2の2）に準じる精神的損害として、それぞれ、出生月から平成29年3月までの月数に3万円を乗じて算定した額の賠償を認めたものである（東京電力は、原発事故時点における生活の本拠が避難指示解除準備区域にあった者を親とし、原発事故以降、平成29年3月末までに生まれ、かつ、その親と避難生活を共にした者について、生活基盤変容に準じる精神的損

害として、出生月から平成29年3月までの月数に3万円を乗じて算定した額の賠償を行うことを認めている。)。

※6 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2）

申立人らは、平成31年に出生した申立人E（二女）についても日常生活阻害慰謝料等の賠償を求めた。東京電力は、中間指針等の趣旨を踏まえ、平成30年4月以降に出生した者については賠償対象外であるなどと主張して争つた。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事業の概要

公表番号	2072		
事業の概要	<p>避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していた申立人ら(夫、妻及び妻の母並びに原発事故後に出生した長女及び長男)に関し、1. 申立人夫、妻、妻の母及び長女について、過酷避難慰謝料として、中間指針第五次追補の定める目安額30万円の賠償を認めたほか、申立人夫、妻及び長女について、原発事故当時出産のため入院していた申立人妻が、帝王切開により申立人長女を出産したところ、術後の処置を十分に受けることもできないまま避難を余儀なくされ、申立人夫及び出生後間もない申立人長女とともに複数箇所にわたって避難したこと等を考慮して、過酷避難慰謝料の増額分として、申立人妻及び長女に各30万円、申立人夫に15万円の賠償を認め、2. 申立人妻について、妊娠中を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分(申立人子らにつき各30万円)、乳幼児の世話を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分(平成23年3月から同年7月までは避難先の状況等を考慮して月額5万円、同年8月から平成30年3月までは同目安額に基づく金額)の賠償を認め、3. 申立人妻及び妻の母について、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として、別離期間につき各月額3万円の賠償を認め、4. 申立人夫、妻及び妻の母について、生活基盤変容慰謝料各250万円(同目安額)の賠償を認め、5. 申立人子らについて、生活基盤変容慰謝料に準じる精神的損害として、出生から平成29年3月まで月額3万円の賠償を認めたほか、原発事故にごく近接した時期に出生した申立人長女について精神的損害(一時金)の賠償を認めた(上記生活基盤変容慰謝料に準じる精神的損害との合計額256万円)などした事例。</p>		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)	第1の8の2(2)	第1の8の3(2)

2 基本情報

申立日	R4.10.13	全部和解成立日	R6.5.29
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人種類	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
全部和解	精神的損害	過酷避難状況(増額分)	300,000		※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
全部和解	精神的損害	増額分	300,000		※4
全部和解	精神的損害	増額分	300,000	H25.12～H26.9	※4
全部和解	精神的損害	増額分	2,740,000	H23.3～H30.3	※5
全部和解	精神的損害	増額分	1,470,000	H23.7～H27.7	※6
全部和解	生命・身体的損害	治療費・薬代	43,000	H23.3	※7

小計 7,953,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
全部和解	精神的損害	過酷避難状況(増額分)	150,000		※1
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※8
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
小計			3,150,000		

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
全部和解	精神的損害	増額分	1,470,000	H23.7～H27.7	※6
小計			4,270,000		

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
全部和解	精神的損害	過酷避難状況(増額分)	300,000		※1
全部和解	精神的損害	その他	2,190,000		※3
全部和解	精神的損害	その他	370,000		※3
小計			3,160,000		

申立人E

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	930,000	H26.9～H29.3	※3
小計			930,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	19,463,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第五次追補第2の1

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（妻A、追加申立ての夫B、妻の母C及び原発事故後に出生した長女D）は、原発事故当時出産のために入院していた申立人Aが、帝王切開により申立人Dを出産して間もなく、申立人DやB、Cとともに複数箇所にわたって避難を余儀なくされたこと等の事情を挙げて、過酷避難慰謝料（増額分

を含む)の賠償を請求した〔診断書、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、過酷避難慰謝料として、中間指針第五次追補第2の1が示す目安額一人30万円を支払うことは認める一方、同慰謝料増額分に関しては、申立人Aが帝王切開後に申立人Dの世話をしながらの長距離に及ぶ避難で疲労困憊であったとの点につき、乳幼児の世話が大変であることはごく当たり前のことであるなどと主張して争った。パネルは、申立人A、B、C及びDについて、過酷避難慰謝料として前記目安額30万円の賠償を認めたほか、帝王切開により申立人Dを出産した申立人Aが、術後の処置を十分に受けることもできないまま避難を余儀なくされ、申立人B及び出生後間もない申立人Dとともに複数箇所にわたって避難したこと等を考慮して、過酷避難慰謝料の増額分として、申立人A及びDに各30万円、申立人Bに15万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の1は、本件事故発生時に対象区域に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者につき、過酷避難状況による精神的苦痛を賠償すべき損害と認め、具体的な損害額に関しては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域については一人30万円を目安とし、同備考4は避難状況等の個別具体的な事情に応じてこれを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の2

原発事故時、避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していた申立人A、B及びCについて、中間指針第五次追補第2の2 I ② iiに基づき、生活基盤変容による精神的損害として一人250万円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準(精神的損害の増額事由等について)

申立人らは、申立人D及びE(いずれも原発事故後に出生。追加申立て)の第五次追補に関する追加賠償を請求した。東京電力は、避難指示期間中、原発事故前に親が構築していた生活基盤による充実した養育を受けることができなかつたと考えられることを踏まえ、申立人D及びEに対し、生活基盤変容に準じる精神的損害として、各人の出生月から平成29年3月までそれぞれ月額3万円(申立人Dにつき合計219万円、申立人Eにつき合計93万円)を支払うことを認めたほか、申立人Dについては、原発事故にごく近接した時期に出生したという事情があり、そのような事情によって出生後の避難生活においても申立人らに精神的苦痛が生じた可能性があること等を踏まえたものとして、申立人Dの出生月から同人が3歳になるまでの期間につき月額1万円(合計37万円)を支払うことを認めた。パネルは、申立人D及びEについて、生活基盤変容慰謝料(中間指針第五次追補第2の2)に準じる精神的損害として、各人の出生月から平成29年3月まで月額3万円(申立人Dにつき合計219万円、申立人Eにつき合計93万円)の賠償を認めたほか、申立人Dについて精神的損害(一時金)37万円の賠償を認める和解案(上記生活基盤変容慰謝料に準じる精神的損害との合計額256万円)を提示した。

中間指針第五次追補第2の2 I ② iiは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人250万円を目安としている。また、中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円(又は12万円)としており、中間指針第五次追補第2の4 Iは、⑩避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあったことという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、総括基準(精神的損害の増額事由等について)は、この増額方法について、一時金

として適切な金額を賠償額に加算することを認めているところ、これらに従った又は準じた和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aが、原発事故時に申立人Dを妊娠しており、また、原発事故後に申立人Eを妊娠したことから、中間指針第五次追補第2の4⑤に基づき、申立人Dを妊娠中であったことにつき一時金30万円、申立人Eの妊娠期間につき月額3万円（合計30万円）の日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を認めたものである。

※5 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人Aは、避難先である慣れない親族宅等やペンションで出生間もない申立人Dの世話をしたほか、避難先で申立人Eを出産し、知らない土地で小さい二人の子の世話をしなければならず、その苦労は大きかったとして、日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人Aが乳幼児の世話を恒常的に行つたことを理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として、中間指針第五次追補第2の4④の定める目安額（子が満3歳未満月額3万円、子が満3歳以上小学校就学前月額1万円）により算定した金額（平成23年3月から平成30年3月まで合計264万円）を支払うことを認めた。パネルは、申立人Aの乳幼児の世話を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分として、平成23年3月から同年7月までは慣れない親族宅等やペンションといった避難先で出生間もない子の世話をしなければならなかつた状況等を考慮して月額5万円（合計25万円）、同年8月から平成30年3月までは中間指針第五次追補第2の4④の定める目安額に基づく金額（子らの年齢に応じて月額3万円又は月額1万円、合計249万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4は、④乳幼児の世話を恒常的に行つたという事由がある場合には、満3歳に満たない者の世話を恒常的に行っていた者については一人月額3万円、満3歳以上小学校就学前の幼児の世話を恒常的に行っていた者については一人月額1万円を目安として、その増額をするものとし、同備考4は、個別事情を考慮してさらに増額をすべき場合があることは原子力損害賠償紛争審査会の指針の趣旨からして当然であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、原発事故に伴う避難によって、申立人A、B、D及びEと申立人Cが別離した期間があり、申立人Aらは膝が悪い申立人Cの様子を見るために同人の避難先へ頻繁に行き、また、上記別離期間中、申立人Cが体調を崩し救急搬送されたこと等もあり、精神的苦痛が大きかつたとして、日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人らの都合により家族別離を選択したものであり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きかつたのかどうか確認できないなどと主張して争つた。パネルは、申立人Aらと申立人Cが遠方に分かれたうえ、申立人Aの出産や子らの世話、申立人Cの体調不良等の事情もあり、申立人らの家族別離によって通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きかつたと認め、家族別離を理由として、別離期間の平成23年

7月から平成27年7月まで、申立人A及びCに対し、それぞれ月額3万円の日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4Ⅰは、⑧家族の別離、二重生活等が生じたことという事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Vは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第3の5

申立人Aが原発事故当時出産のため入院していた病院から出産後に避難を余儀なくされ、県外の病院に再入院して処置を受けるなどしたことによって、入院治療費が一定程度（再入院先の治療費の約3割）増加したと認め〔電話聴取事項報告書、診断書、領収書〕、中間指針第3の5Ⅰに基づき、その増加した治療費の賠償を認めたものである。

※8 中間指針第五次追補第3

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人Bが、自主的避難等対象区域内に避難していたことから、中間指針第五次追補第3に基づき、自主的避難等に係る損害として20万円の賠償を認めたものである。

1 事業の概要

公表番号	2073		
事業の概要	緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた被相続人父(被相続人母及び申立人のうち2名が相続)及び被相続人母(申立人のうち2名が相続)について、被相続人父の南相馬市原町区における居住期間が約60年にわたっていたこと、地域社会との関わり合い、原発事故時に入院していた病院から遠方の病院への転院及び介護施設への入所を余儀なくされ自宅に帰還できずに逝去したこと等を考慮して、被相続人父の生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として合計70万円(中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額)の賠償が認められ、被相続人父が避難区域所在の病院から避難したことを考慮して、被相続人父の過酷避難状況による精神的損害として30万円(中間指針第五次追補の定める目安額)の賠償が認められ、被相続人母の南相馬市原町区における居住期間が約70年にわたっていたこと、教員時代の教え子との交流等による地域社会との関わり合い等を考慮して、被相続人母の生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として合計70万円(中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額)の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)	第1の8(2)エ(ア)	第1の8の2(2)
	第1の8の3(2)	第1の9(2)ア(ウ)	第1の9(2)オ(イ)

2 基本情報

申立日	R4.8.11	全部和解成立日	R6.8.6
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	販売業		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	180,000	H23.4～H24.8	※3
全部和解	営業損害・逸失利益		58,217,310	H23.3～H25.12	※4

小計 59,097,310

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※2

小計 700,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1

小計 500,000

申立人A、D共通(被相続人Eの損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,100,000	H24.9～H26.5	※5
全部和解	精神的損害	増額分	1,950,000	H23.3～H26.5	※5
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※6
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	200,000		※7
小計			5,050,000		

申立人A、D共通(被相続人F損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	2,800,000	H24.9～H26.12	※8
全部和解	精神的損害	増額分	1,380,000	H23.3～H26.12	※8
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	200,000		※9
小計			4,880,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	70,227,310
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	43,178,977

※1 中間指針第五次追補第2の2

中間指針第五次追補第2の2 I ②iiiに基づき、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人A（妻）、B（Aの夫、追加申立て）及びC（A及びBの子、追加申立て）並びに被相続人E（Aの父）及びF（Aの母）について、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円の目安額通りの賠償を認めたものである。

※2 中間指針第五次追補第3

中間指針第五次追補第3は、原発事故発生時に避難指示等対象区域内（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。）に住居があった者につき、中間指針第3の【損害項目】の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間及び自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（原発事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とするとしているところ、申立人A及びBについて、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の2

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従い、申立人Aに対し、原発事故前に利用していた店舗が営業していなかったため、遠方の店舗まで買い物に行かなければならなくなつたことによって生じた交通費増加分等の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の7、中間指針第二次追補第2の2

申立人Aは、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で薬局を営んでいたところ、直接請求手続において売上高が増加したことを理由に賠償が認められなかつた平成26年以降の逸失利益につき、売上高の中に雑収入として東京電力からの賠償金も計上しており、これを除くと売上高は減少したままであると主張して賠償を求めるとともに、それ以前の一定の賠償金を受領済みの期間についても、見直しによる追加賠償を求めた〔青色申告決算書、電話聴取事項報告書等〕。東京電力は、雑収入を除いた売上高の推移を見ても、基準年（平成21年）の売上高に対し、平成23年が78%、平成24年が97%、平成25年及び平成26年がともに102%、平成27年が101%と推移していることから、平成25年の時点で賠償金を除いた売上高が原発事故前（基準年）の水準に回復していることが認められ、原発事故の影響による売上高の減少から回復しているものと認められる、平成28年以降の売上高は、原発事故の影響が時の経過により減退するという性質に反し、平成28年以降、時の経過によって徐々に減収方向へ転じており、原発事故以外の要因による減収と考えられるなどと主張して争つた。パネルは、逸失利益の算定にあたり、基本的には東京電力の直接請求手続における算定方法を採用しつつも、平成23年4月中に帰還した後、従業員が出勤できなくなつたため申立人の業務負担が増え、顧客層の変化により在庫管理が困難になるなどしたなかで事業を遂行したなどの申立人Aの業務遂行の状況を踏まえ、原発事故直後の時期から「特別の努力」の適用を認めて減収率を100%とすることと、既払金との差額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の7Ⅰは、対象区域内で事業を現に営んでいる者において、避難指示等に伴い現実に減収があった場合には、その減収分を賠償すべき損害と認め、中間指針第二次追補第2の2Ⅱは、営業損害を被つた事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要であるとしており、総括基準（営業損害・就労不能損害算定の際の中間収入の非控除について）は、政府指示による避難者が、営業損害や就労不能損害の算定期間に、避難先等における営業・就労（転業・転職や臨時の営業・就労を含む。）によって得た利益や給与等の額が多額であつたり、損害額を上回つたりするなどの特段の事情のない限り、営業損害や就労不能損害の損害額から控除しないものとすると定めているところ、これらを踏まえた和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、被相続人Eにつき、原発事故時、避難区域所在の病院に入院中であり、入院先からそのまま福島県外の病院へ避難し、その後避難先で介護老人保健施設に入所し、帰還できないまま平成26年5月に死亡したところ、避難中に寝たきり状態になってしまったことや、南相馬市における医療体制が十分に回復していなかつたこと等から、帰還は困難であり避難の継続を余儀なくされたとして、避難指示等の解除等から相当期間（平成24年8月末）経過後の精神的損害の賠償を請求するとともに、要介護5の状態での避難生活であったこと、平成23年4月に福島県へ帰還した申立人A、B及びCとの間で別離が生じたことから、精神的損害の増額分の賠償を請求した〔介護保険 要介護認定・要支援認定等結果通知書、電話聴取事項報告書等〕。東京電力は、平成23年6月には被相続人Eの住居に近い総合病院が入院治療を再開しているため被相続人Eが亡くなるまで介護老人保健施設で避難を継続しなければならなかつた事情が明らかでなく、帰還しなかつたのは申立人ら自身の判断であり、申立人らの主張する損害と原発事故との間に相当因果関

係を認めることはできないなどと主張して争った。パネルは、医療上・福祉上の理由から被相続人Eが避難継続をすべき特段の事情があったと判断し、相当期間経過後の日常生活阻害慰謝料として平成24年9月から死亡した平成26年5月まで月額10万円の賠償を認め、また、要介護状態での避難生活であったことや家族別離があったことで通常の避難者と比べて大きな困難があったと判断し、平成23年3月から平成26年5月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6 IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲ、中間指針第五次追補第2の2 I①並は、緊急時避難準備区域（楓葉町の同区域を除く）についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、中間指針第二次追補第2の1（2）備考3が参照する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしており、また、中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）とし、中間指針第五次追補第2の4 I及びIIは、①要介護状態にあるという事由がある場合には、月額3万円を目安として、その増額をするものとし、中間指針第五次追補第2の4 Iは、⑧家族の別離、二重生活等が生じたことという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、10万円（又は12万円）の目安額から増額するものとし、同Vは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとし、さらに、中間指針第五次追補第2の4備考9は、中間指針第五次追補第2の4 Iに定める事由が複数認められる場合の増額の目安に関しては、各事由相互の関係やそれがもたらす日常生活への影響の内容や程度はさまざまであるから、個別具体的な事情を踏まえて総合的に増額の金額を検討するのが相当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※6 中間指針第五次追補第2の1

申立人らは、被相続人Eが原発事故時避難区域所在の病院に入院中であり、自宅へ戻ることなく当該病院からそのまま福島県外への避難を余儀なくされ、避難先から帰還できぬまま死亡するに至ったとして、過酷避難状況による精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、原発事故時の被相続人Eの生活の本拠は緊急時避難準備区域であり、過酷避難状況による精神的損害の賠償対象外であると主張して争った。パネルは、被相続人Eの生活の本拠は緊急時避難準備区域であるものの、原発事故発生時に対象区域内に居たこと等から賠償対象と認め、目安額30万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の1は、本件事故発生時に対象区域に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者につき、過酷避難状況による精神的苦痛を賠償すべき損害と認め、具体的な損害額に関しては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内及び東京電力株式会社福島第二原子力発電所から半径8キロメートル圏内の区域については一人30万円を目安としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 中間指針第五次追補第2の2

申立人らは、被相続人Eについて、約60年にわたり緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたこと、地元の老人会に参加するなど地域社会等と相当程度の関わり合いがあったこと、原発事故時に入院していた病院から遠方の病院への転院及び介護施設への入所を余儀なくされ自宅に帰還できずに逝去したこと等事情を挙げて、生活基盤変容

による精神的損害の増額分を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、生活基盤変容による精神的損害が個別性の強いものであることからすれば、中間指針第五次追補が生活基盤変容による精神的損害について目安額を超える増額を許容するのは「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情がある場合に限られ、また、中間指針第五次追補において、生活基盤変容による精神的損害は「本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて」増額され得るとされていることからすれば、「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情の有無に関しては、居住期間に加えて、「地域社会等との関わり合い等」としてどのような個別事情が認められるかが検討・斟酌される必要があるところ、申立人らの挙げる事情は対象区域の避難者に通常想定される一般的な地域社会との関わり合いの範疇であり、被相続人Eについて「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情が明らかになっているとは言えないなどと主張して争った。パネルは、被相続人Eの居住期間や地域社会等との関わり合い等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として20万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2Ⅰ②並は、緊急時避難準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円を目安とし、同備考10は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※8 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人らは、被相続人Fにつき、福島県外に避難後、帰還できないまま平成29年12月に死亡したところ、夫である被相続人Eが寝たきり状態で避難先の介護老人保健施設に入所していたことや、被相続人F自身も目の持病があり南相馬市における医療体制が十分に回復していなかったこと等から、帰還は困難であり避難の継続を余儀なくされたとして、避難指示等の解除等から相当期間（平成24年8月末）経過後の精神的損害の賠償を請求するとともに、要介護5の被相続人Eの介護を一定程度担っていたこと、目の持病のため視力障害があり、避難先という慣れない土地での生活には相当程度の苦労があったこと、平成23年4月に福島県へ帰還した申立人A、B及びCとの間で別離が生じたこと等から、精神的損害の増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、平成23年6月には被相続人Eの住居に近い総合病院が入院治療を再開しているため被相続人Eが亡くなるまで介護老人保健施設で避難を継続しなければならなかつた事情が明らかでなく、帰還しなかつたのは申立人ら自身の判断であり、申立人らの主張する損害と原発事故との間に相当因果関係を認めることはできないなどと主張して争った。パネルは、医療上・福祉上の理由から、被相続人E及び同人の妻であり同人の介護を一定程度担っていた被相続人Fが避難継続をすべき特段の事情があったと判断し、相当期間経過後の日常生活阻害慰謝料として、被相続人Fにつき、平成24年9月から平成26年12月（被相続人Eが死亡した平成26年5月から帰還準備ための猶予期間である約半年が経過した時期）まで月額10万円の賠償を認め、また、被相続人Eの介護を一定程度担っていたこと、目の持病があつたこと及び家族別離があつたことで通常の避難者と比べて大きな困難があつたと判断し、平成23年3月から平成26年12月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

これも、上記※5記載の中間指針等に従った和解案が提示されたものである。

※9 中間指針第五次追補第2の2

申立人らは、被相続人Fについて、約70年にわたり緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたこと、教員時代の教え子らと様々な交流を行うなど地域社会等との相当程度の関わり合いがあったこと等の事情を挙げて、生活基盤変容による精神的損害の増額分を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、上記※7と同様に、中間指針第五次追補が生活基盤変容による精神的損害について目安額を超える増額を許容するのは「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情がある場合に限られるところ、被相続人Fについて「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情の存否及びその具体的な内容について補充が必要であるなどと主張して争った。パネルは、被相続人Eの居住期間や地域社会等との関わり合い等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として20万円の賠償を認める和解案を提示した。

これも中間指針第五次追補第2の2 I ②並び同備考10に従った和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2074		
事業の概要	緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた被相続人(申立人が相続)について、原発事故前に足を骨折し、避難先の病院でリハビリを受けたものの歩行困難な状態であったこと、自宅周辺の医療インフラが十分に回復していなかったこと等を考慮して、避難継続の必要性を認め、平成27年3月までの日常生活阻害慰謝料や平成28年3月までの入院雑費等の賠償が認められたほか、原発事故当時の年齢(80歳代)、居住期間(約65年)、体調、自宅に戻ることができないまま逝去したこと等も考慮して、生活基盤変容による精神的損害及びその増額分として、合計70万円(中間指針第五次追補の定める目安額50万円を20万円増額)の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)ア	第1の8(2)エ(ア)
	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R5.8.10	全部和解成立日	R6.8.7
事故時住所	宮城県仙台市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	120,000	H23.3	※4
小計					120,000

被相続人分

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	600,000	H26.10～H27.3	※1
全部和解	生命・身体的損害	その他	2,460,000	H23.4～H28.3	※2
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※3
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容(増額分)	200,000		※3
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※5
小計					3,960,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	4,080,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第二次追補第2の1、中間指針第五次追補第2の2

申立人は、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた被相続人(申立人の母。申立人が相続。)について、同人が原発事故前に足を骨折して同区域内の病院に入院

し、平成23年4月に退院の予定であったが、原発事故により自主的避難等対象区域にある他の病院へ避難し、同院でリハビリを続けたものの入院生活の長期化に伴い歩行困難な状態であったこと、自宅周辺の医療インフラが十分に回復していなかったことから、平成24年9月以降も避難を継続せざるを得なかつたとして、前回の申立てで賠償された期間（平成24年9月から平成26年9月まで）以降の精神的損害の賠償を請求した〔診断書、請求書兼領收証、電話聴取書〕。東京電力は、被相続人が避難先での入院を継続したのは被相続人及び申立人の選択であり、前回の和解成立以降の日常生活阻害慰謝料の支払には応じることはできないなどと主張して争った。パネルは、被相続人の上記避難状況等を考慮して、一定期間の避難継続の合理性を認め、被相続人分として、前回の申立てで賠償済みの期間以降である平成26年10月から平成27年3月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第3の6IV②は、精神的損害の終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとし、中間指針第二次追補第2の1（2）Ⅲ、中間指針第五次追補第2の2I①並は、緊急時避難準備区域（楓葉町の同区域を除く）についての相当期間は、平成24年8月末までを目安とし、中間指針第二次追補第2の1（2）備考3が参考する同（1）の備考7は、相当期間経過後の特段の事情がある場合については、個別具体的な事情に応じて柔軟に判断することが適当であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の5

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人が、自宅周辺の医療インフラが十分に回復していなかったなどの事情により避難先での入院の継続を余儀なくされたことから、中間指針第3の5Iに基づき、平成23年4月から平成28年3月までの入院雑費等（合計246万円）の賠償が認められたものである。

※3 中間指針第五次追補第2の2

申立人は、被相続人が原発事故当時80歳代であり、南相馬市原町区に約65年間居住していたこと、地元の企業に70歳代まで勤務し、退職後は近所の農家手伝いをしていてこと、町内会に所属し近所に多くの友人がいたこと、自宅周辺の医療インフラが十分に回復していなかったこともあって自宅に戻ることができないまま逝去したこと等の事情を挙げて、被相続人の生活基盤変容による精神的損害の賠償を請求した〔電話聴取書〕。東京電力は、被相続人の生活基盤変容による精神的損害として中間指針第五次追補の定める目安額50万円の支払は認めた一方で、増額分の賠償については、増額が許容されるのは「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情がある場合に限られ、「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情の有無に関しては、「居住期間」に加えて「地域社会等との関わり合い等」の個別事情を総合的に検討・斟酌される必要があるところ、本件ではかかる個別事情は認めがたいなどと主張して争った。パネルは、被相続人の原発事故当時の年齢（80歳代）、居住期間（約65年）、地域社会との関わり合い、体調、自宅に戻ることができないまま逝去したこと等を考慮し、被相続人の生活基盤変容による精神的損害について、上記目安額50万円及びその増額分20万円の賠償を認める内容の和解案を提案した。

中間指針第五次追補第2の2I②並は、緊急時避難準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円を目安とし、同備考10は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得る

としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3〔避難等対象者〕、中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2

申立人は、福島県外に居住していたが、原発事故時は被相続人の仮退院に備えて緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に滞在しており、原発事故により避難所を含めた避難を余儀なくされたとして、精神的損害の賠償を請求した〔電話聴取書〕。東京電力は、申立人の原発事故発生時の生活の本拠は避難指示区域内でなく、個人賠償の要件を充たしてないなどと主張して争った。パネルは、申立人が原発事故時に緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に滞在しており、避難所を含めた避難を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月につき日常生活阻害慰謝料12万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3〔避難等対象者〕は、本件事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難及び対象区域外滞在を余儀なくされた者を避難等対象者とし、中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、避難等対象者が、自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛は賠償すべき損害と認め、かかる日常生活阻害慰謝料の月額の目安を10万円（又は避難所等避難の場合は12万円）としているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第五次追補第3

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人が、自主的避難等対象区域内に避難していたことから、中間指針第五次追補第3に基づき、自主的避難等に係る損害として20万円の賠償を認めたものである。

1 事業の概要

公表番号	2075		
事業の概要	避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)に居住していた申立人について、原発事故当時の居住期間が80年を超えていたこと、当該地域で生まれ育ち、友人・知人とのつながりや趣味・ボランティアの活動範囲も当該地域を中心としたものであったこと、原発事故後は友人・知人の多くが避難先で亡くなるなどして当該地域に帰還しなかったことなどを考慮して、生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補の定める目安額250万円)の増額分として100万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R6.2.21	全部和解成立日	R6.8.16
事故時住所	南相馬市小高区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	1,000,000		※1
小計					1,000,000
集計	和解金合計額(弁護士費用除く)		1,000,000		
	弁護士費用				
	手続内で処理された既払金合計額				

※ 1 中間指針第五次追補第 2 の 2

申立人は、原発事故発生まで80年以上避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住していたこと、当該地域で生まれ育ち、友人・知人とのつながりや趣味・ボランティアの活動範囲も当該地域を中心としたものであったこと、原発事故後は友人・知人の多くが避難先で亡くなるなどして当該地域に帰還しなかったこと等の事情を挙げて、生活基盤変容による精神的損害の増額分の賠償を請求した〔電話聴取書〕。東京電力は、当該地域の住民であれば誰もが経験したであろう従前の生活基盤の変容とこれに伴う精神的苦痛を超える精神的損害の増額が認められるような個別事情はなく、生活基盤変容による精神的損害の増額分の賠償を認めるることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立人の居住期間や地域社会等との強い関わり合いの事情等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額250万円）の増額分として100万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第 2 の 2 I ② ii は、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人250万円を目安とし、同備考10は原発事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2076		
事業の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していた申立人について、高齢者や出産直後の子を含む多人数の親族を伴って各所への避難を余儀なくされたこと等を考慮して、過酷避難状況による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める目安額30万円から10万円を増額した40万円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の2(2)		

2 基本情報

申立日	R5.9.13	全部和解成立日	R6.9.3
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※1
全部和解	精神的損害	過酷避難状況(増額分)	100,000		※1
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
早期一部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※3
			小計	3,100,000	

被相続人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	307,500	H23.3～H27.12	※4
					小計 307,500

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,407,500
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第五次追補第2の1

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人は、90歳代の義祖母や出産直後であった孫を含む多人数の親族を伴って各所へ転々と避難をし、大変な思いをしたなどとして、過酷避難慰謝料（増額分を含む）の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、過酷避難慰謝料として中間指針第五次追補第2の1が示す目安額30万円を支払うことは認めたものの、増額分については、大変な思いをしたのは上記の事情を抱えるなどして避難をした親族自身であり、申立人ではないため目安額を超える損害を認めるこ

とは困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立人が高齢者や出産直後の子を含む多人数の親族を伴って各所への避難を余儀なくされたなどの過酷な状況にあったことを考慮して、過酷避難状況による精神的損害として、上記目安額30万円から10万円を増額した40万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の1は、本件事故発生時に対象区域に居り、同区域外への避難及びこれに引き継ぐ同区域外滞在を余儀なくされた者につき、過酷避難状況による精神的苦痛を賠償すべき損害と認め、具体的な損害額に関しては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域については一人30万円を目安とし、同備考4は避難状況等の個別具体的な事情に応じてこれを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の2

原発事故時、避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人について、中間指針第五次追補第2の2 I ② iiに基づき、生活基盤変容による精神的損害として250万円の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第五次追補第3

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人が、自主的避難等対象区域内に避難していたことから、中間指針第五次追補第3に基づき、自主的避難等に係る損害として20万円の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

原発事故時、帰還困難区域（浪江町）の施設に入所していた被相続人（申立人の亡母。申立人が法定相続分の限度で相続。）が介護を要する状態で申立人とは別に避難していたことから、被相続人について、中間指針第五次追補第3の6及び中間指針第五次追補第2の4 I ①に基づき、平成23年3月から被相続人が逝去した平成27年12月まで、要介護状態を理由とする月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額分（ただし、直接請求手続における既払金を控除。）を認め、相続人である申立人にその法定相続分相当額の賠償を認めたものである。

1 事業の概要

公表番号	2077		
事業の概要	原発事故後、原発事故前に帰還困難区域(双葉町)内の実家から緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)内の自宅に転居していた旨の住民票上の住所の移転手続を行ったものの、原発事故当時はまだ実家で生活していたとして、実家住所地を基準とする賠償を求めた申立人について、原発事故前の生活状況や原発事故後に上記手続を行った経緯等に関する申立人の説明内容等を踏まえ、原発事故当時は実家で生活しており、生活の本拠は実家住所地にあつたと認め、実家住所地を基準とする過酷避難慰謝料30万円(中間指針第五次追補の定める目安額)及び生活基盤喪失慰謝料700万円(同目安額)の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8の2(2)	第1の8の3(2)	

2 基本情報

申立日	R5.7.1	全部和解成立日	R6.6.3
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	7,000,000		※2
小計					7,300,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	7,300,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※ 1 中間指針第五次追補第 2 の 1

申立人は、原発事故後、原発事故前の日を転入日として帰還困難区域（双葉町）の実家から緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅への住民票上の移転手続を行っていたものの、原発事故当時は、まだ実家に居住していたと主張して、過酷避難慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、申立人が原発事故当時実家に居住していたことを裏付ける客観的資料はなく、実家に居住していたとはいえないから過酷避難慰謝料の賠償を認めることはできないと主張して争った。パネルは、申立人の原発事故当時の居住場所に関する資料〔行政区長発行の居住証明書〕及び原発事故前の生活状況や原発事故後に上記住民票上の移転手続を行った経緯等に関する申立人の説明〔電話聴取報告書〕等から、申立人は原発事故当時は実家で生活しており、帰還困難区域（双葉町）の実家から避難したと認定し、過酷避難慰謝料 30 万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第 2 の 1 は、原発事故発生時に対象区域に居り、同区域外への避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者につき、過酷避難状況による精神的苦痛を賠償すべき損害と認め、具体的な損害額に関しては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径 20 キロメートル圏内の区域については一人 30 万円

を目安としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の2

申立人は、上記※1と同様に、原発事故当時、帰還困難区域（双葉町）の実家に居住しており、生活の本拠は実家住所地にあったと主張して、生活基盤喪失慰謝料を請求した。東京電力は、上記※1と同様に、申立人が原発事故当時実家に居住していたことを裏付ける資料はなく、実家住所地を基準として生活基盤喪失慰謝料の賠償を認めることはできないなどと主張して争った。パネルは、上記※1と同様に、申立人は原発事故当時は実家で生活しており、申立人の生活の本拠は帰還困難区域（双葉町）の実家住所地にあったと認定し、生活基盤喪失慰謝料700万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2 I ② i は、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域につき、生活基盤喪失による精神的損害として一人700万円を目安としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2078		
事業の概要	帰還困難区域(浪江町)から川俣町に避難した家族(申立人父及び長男ら)について、申立人父が、通勤に利用している道路が冬季は雪の影響で封鎖されるなどして避難先から南相馬市の勤務先までの通勤が困難であったため、平成24年2月、単身で同市の仮設住宅に転居したこと、申立人父が、平成30年8月下旬、同市の仮設住宅から同市の復興住宅に転居し、同年9月分から復興住宅の賃料を支払うようになったが、復興住宅に転居した当時、勤務先を定年退職となるまで残り数年であり、再就職も難しかったため、同市にとどまざるを得なかったこと等を考慮し、避難費用として、同月分から令和3年1月(申立人父が勤務先を退職するとともに復興住宅を退去し、家族との同居を再開した月)分までの復興住宅の賃料及び平成30年4月から令和3年1月までの家族間交通費(ただし、いずれも原発事故による影響割合を3割として算定した額)の賠償を認めたほか、住居確保損害として、平成30年4月分から令和5年6月分までの避難先の賃料等(ただし、福島県から支給された助成金を控除した額)の賠償を認めるなどした事例。		
紹介箇所	第1の4(2)ア(ウ)	第1の12(2)エ(オ)	

2 基本情報

申立日	R4.9.15	全部和解成立日	R6.6.12
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	596,127	H30.9～R3.1	※1
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	65,938	H30.4～R3.1	※2
全部和解	財物損害	その他	1,555,700	H30.4～R5.6	※3
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※4
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※5
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※6
			小計	3,717,765	

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※4
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※5
			小計	1,300,000	

被相続人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,550,000	H23.3～H30.3	※7
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※4
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※5
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※6
小計			4,050,000		

被相続人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	510,000	H23.3～H24.7	※8
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※4
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※6
小計			1,010,000		

申立人A、B、被相続人C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,460,000	H23.6～H30.3	※9
小計			2,460,000		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	12,537,765
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の2

申立人らは、申立人A（父）が、申立人B（長男、追加申立て）及び被相続人D（母。申立人A及びB並びに追加申立て人E及びFが相続。）らと共に帰還困難区域（浪江町）から川俣町に避難したものの、南相馬市の勤務先までの通勤に利用している道路が冬季は雪の影響で封鎖され通勤が困難であったため、平成24年2月に同市の仮設住宅に単身赴任をしたこと、平成30年8月、同仮設住宅を退去しなければならなくなつたため、同市の復興住宅に転居し、同年9月分から復興住宅の賃料を支払つたこと〔電話聴取報告書〕などを主張して、避難費用として、平成30年9月分から令和3年1月（勤務先を退職するとともに復興住宅を退去し、川俣町で申立て人Bとの同居を再開した月）分までの復興住宅の賃料の賠償を請求した。東京電力は、帰還困難区域の避難者に対する避難費用の賠償は特段の事情が認められない限りは平成30年3月末が終期となるという前提に立つた上で、同年4月分以降の避難費用を認めるに足る特段の事情が認められないなどと主張して争つた。パネルは、申立て人らが主張する上記事情に加え、申立て人Aが、復興住宅に転居した当時、勤務先を定年退職となるまで残り数年であり、再就職も難しく、南相馬市にとどまらざるを得なかつたこと等の事情を考慮し、避難費用として、平成30年9月分から令和3年1月分までの復興住宅の賃料（ただし、原発事故による影響割合を3割として算定した

額) の賠償を認める内容の和解案を提案した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の2

上記※1のとおり、申立人Aの南相馬市への単身赴任により、家族との別離が生じ、面会交通費が発生したことから、避難費用として、平成30年4月から令和3年1月までの家族間交通費（1キロメートル当たり22円のガソリン単価に増加した移動距離を乗じて得られた金額。ただし、原発事故による影響割合を3割として算定。）の賠償が認められたものである。

※3 中間指針第四次追補第2の2

申立人Aは、原発事故時、帰還困難区域（浪江町）に自宅不動産を所有して居住していたところ、原発事故後、避難先の川俣町に住居及び駐車場を賃借していたことから、自宅不動産の住居確保損害の上限額の範囲内で、平成30年4月から令和5年6月までの川俣町の住居及び駐車場に関する賃料（ただし、福島県から支給された助成金を控除した額。）の賠償が認められたものである。

※4 中間指針第五次追補第2の1

申立人A及びB並びに被相続人C（申立人Aの母。申立人A並びに追加申立人G、H及びIが相続。）及びDは、原発事故発生時に東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされたことから、過酷避難状況による精神的損害各30万円の賠償が認められたものである。

※5 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2

申立人A及びB並びに被相続人Cについて、平成29年6月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料各月額10万円の賠償が認められたものである。

※6 中間指針第五次追補第3

帰還困難区域（浪江町）に住居があった申立人A並びに被相続人C及びDについて、自主的避難等対象者に準じて、自主的避難等に係る損害各20万円の賠償が認められたものである。

※7 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

被相続人Cについて、同人が要介護状態にあったことから〔介護保険 要介護等認定の証明について〕、平成23年3月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分（月額3万円）の賠償が認められたものである。

※8 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

被相続人Dについて、同人が要介護状態にある被相続人Cの介護を恒常的に行ったことから、平成23年3月から平成24年7月までの日常生活阻害慰謝料の増額分（月額3万円）の賠償が認められたものである。

※9 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人A及びB並びに被相続人C及びDについて、家族別離が生じたことから、平成23年6月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分（月額3万円）の賠償が

認められたものである。

1 事案の概要

公表番号	2079
事案の概要	関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人(原発事故当時19歳)について、大学に進学するまでの約18年間、居住制限区域(富岡町)内の実家で生活していたこと、原発事故前には週末や長期休暇の際に実家に戻っていたこと等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める居住制限区域についての目安額250万円の4割に当たる100万円の賠償が認められた事例。
紹介箇所	第1の2(2)イ 第1の8の3(2)

2 基本情報

申立日	R5.12.6	全部和解成立日	R6.6.14
事故時住所	富岡町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	1,000,000		※1
小計					1,000,000
集計	和解金合計額(弁護士費用除く)		1,000,000		
	弁護士費用				
	手続内で処理された既払金合計額				

※1 中間指針第3「避難等対象者」、中間指針第五次追補第2の2

申立人は、原発事故当時、関東地方の大学に通っていた大学生であり、福島県外に居住していたものの、将来は両親の世話をし居住制限区域（富岡町）内の実家等を引き継ぐため、福島県内に戻り就職する予定であったなどとして〔質問書兼回答書〕、生活基盤変容慰謝料の賠償を請求した。東京電力は、申立人の原発事故当時における生活の本拠は福島県外にあり、そもそも中間指針第3の定める避難等対象者に該当せず、また、申立人と実家との結び付きは必ずしも強くなく、原発事故当時に申立人が富岡町の実家に戻ることがすでに決まっており、具体的な準備が進められていたなどの事情も伺われない以上、生活基盤変容による精神的損害を認めることは相当でないなどと主張して争った。パネルは、申立人が大学に進学するまでの約18年間富岡町の実家で生活していたことや、大学進学後も週末や長期休暇の際は富岡町の実家に帰省し家族や地元の友人らと交流していたこと等の事情〔質問書兼回答書〕を踏まえ、申立人の原発事故当時における生活の本拠が一定程度富岡町の実家にあったことを認め、居住制限区域からの避難等対象者に準じて、中間指針第五次追補の定める生活基盤変容による精神的損害の目安額250万円の4割である100万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3〔避難等対象者〕は、原発事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者について

避難等対象者に該当するとし、また、中間指針第五次追補第2の2 I ②iiは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人250万円を目安としているところ、これらに準じた和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第2の1、中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人は、過酷避難状況による精神的損害及び精神的損害の増額分の賠償を請求したが、これらを認めるに足る具体的な資料は提出されなかつたため、パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事業の概要

公表番号	2080		
事業の概要	<p>①県南地域(白河市)に居住していた申立人ら(申立人祖父、父母及び長女)について、野菜栽培のための畑(白河市所在)周辺の放射線量等を考慮して、平成24年1月から平成25年5月までの生活費増加費用(原発事故の影響により自家消費野菜の栽培ができなくなったことにより増加した野菜購入費用)の賠償が認められ(平成23年中の損害は直接請求で賠償済み)。②稲作用の水田(白河市所在)において、原発事故以降放射性物質の吸収を抑制するためにやってきた塩化カリウム散布に代わるものとして令和3年3月頃に行った土の入替えに要した費用を支出した申立人父について、入替工事実施の合理性の程度を考慮して上記費用の5割の限度で賠償が認められ、③平成23年4月からの就職に備え、同年2月中に転出届を提出していたため、原発事故時の住民票上の住所が福島県外にあった申立人長女について、申立人ら提出に係る資料等に基づき、同年3月末まで白河市の住居に滞在していたことを認め、東京電力プレスリース(令和5年1月31日付け)に基づく自主的避難等に係る損害10万円の賠償が認められた事例。</p>		
紹介箇所	第5の2(2)ア	第10の2(2)	第10の2(3)イ

2 基本情報

申立日	R5.8.23	全部和解成立日	R6.6.18
事故時住所	白河市		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人種類	混合		

3 和解の概要

申立人A、B、C、D共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	自家消費野菜・米	110,500	H24.1～H25.5	※1
小計					110,500

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	100,000	H23.3～H23.12	※2
小計					100,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	営業損害・追加的費用	除染費用	280,000		※3
小計					280,000

集計

和解金合計額(弁護士費用除く)	490,500
弁護士費用	
手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第五次追補第3

申立人ら（A（長女）、B（父、追加申立て）、C（母、追加申立て）、D（祖父、追加申立て））は、原発事故前は県南地域（白河市）所在の自宅の敷地及び近隣の休耕田で栽培していた野菜を自家消費して生活していたが、原発事故の影響により栽培を断念し、野菜の栽培及び自家消費ができなくなり、これに代わる購入費用の支出を余儀なくされたとして、生活費増加費用の賠償を請求した〔写真、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、白河市では自家消費野菜等の放射能簡易検査を実施し、分析結果を公表していたところ、申立人らがこれら的情報を得るのは容易な状況にあり、申立人らにおいて野菜栽培の全てを断念せざるを得なかつたとみることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、申立人らが原発事故の影響により自家消費野菜に代わる購入費用の支出を余儀なくされたと認めた上で、周辺土地の放射線量や過去の農作物の放射性物質検査結果等を考慮して、平成24年1月から平成25年5月までの期間について、標準的な金額である月額6500円の生活費増加費用を認める内容の和解案を提示した（平成23年中の損害は直接請求で賠償済み。）。

中間指針第五次追補第3は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認め、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第3

申立人は、申立人Aが、平成23年4月からの福島県外での就職に備え、同年2月中に転出届を提出していたため、原発事故時の住民票上の住所が福島県外にあったものの、実際には平成23年3月末まで県南地域（白河市）所在の自宅に滞在していたとして、自主的避難等対象区域に生活の本拠があった避難者と同等の精神的損害の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書等〕。東京電力は、申立人の説明によれば、原発事故前の時点で申立人Aの福島県外への転居が決まっていたこと等からすれば、申立人A自身の判断で原発事故後も県南地域（白河市）の自宅にとどまっていたものであり、自主的避難等に係る損害の賠償の対象者に該当しないなどと主張して争った。パネルは、申立人の主張する事実関係を認めた上で、中間指針第五次追補第3の自主的避難等に係る損害と同等の精神的損害として10万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第3は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認めており、また、自主的避難等対象区域以外の地域についても個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第7の2、中間指針第7の1

申立人は、申立人Bが、県南地域（白河市）所在の稲作用の水田において、栽培した稲に放射性物質が吸収されることを抑制するために、原発事故以降白河市から無償配布された塩化カリウムを散布しており、白河市による無償配布期間終了後も福島県からの指導に従って塩化カリウムを購入して散布していたが、塩化カリウムの購入費用の負担を避けるため、塩化カリウムの散布に代わるものとして令和3年3月頃に行った当該水田の土の入替えに要した費用の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書、福島県農林水産部作成の農

地の土壤に塩化カリウムを散布することを推奨する文書、領収証等]。東京電力は、申立人Bが当該水田の土壤中のカリウムの分析を実施していない以上、原発事故発生前後の時点における当該水田のカリウム含有量が明らかになっておらず、塩化カリウムを散布すべき必要性があったか否かが不明であることからすれば、土の入替えと原発事故との間の相当因果関係があると断することはできないなどと主張して争った。パネルは、土の入替えの必要性を認めた上で、入替工事実施の合理性の程度を考慮し、土の入替えに要した費用の5割の限度で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の2 I①i及び中間指針第7の1 IV①は、福島県において産出された農産物に係る本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を原則として賠償すべき損害とし、必要かつ合理的な範囲の追加的費用（除染費用等）を賠償の対象となると認めていところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2081		
事業の概要	帰還困難区域(浪江町)に居住していた被相続人(申立人らのうち1名が相続)について、当該地域で育ち、原発事故当時の居住期間が約70年にわたっていたこと、林業を生業とし、長年にわたって地域に根ざした事業を営んでいたこと等を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害(中間指針第五次追補の定める目安額700万円)の増額分として100万円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R5.9.15	全部和解成立日	R6.6.19
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	300,000	H29.6～H30.3	※2
小計					300,000

申立人B(被相続人の損害)

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000	H23.3～H23.9	※3
全部和解	精神的損害	基本部分	1,000,000	H29.6～H30.3	※2
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容(増額分)	1,000,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	300,000	H29.6～H30.3	※2
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※4
小計					2,800,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	3,100,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第五次追補第2の2

申立人B（追加申立て）は、原発事故当時、帰還困難区域（浪江町）に居住していた被相続人（申立人Bの養父であり、申立人Bが単独で相続した。）は、代々当該地域で生活していた家系に生まれ、当該地域で育ち、その居住期間は約70年及び、林業を生業として長年にわたって地域に根ざした事業を営んでいたなどと主張して、生活基盤喪失による慰謝料を中間指針第五次追補の定める目安額である700万円から増額することを求め

た〔電話聴取書〕。東京電力は、帰還困難区域に指定された地域の居住者が原発事故時点で一般的に有していたような内容の「生活基盤」が原発事故後に「著しく毀損」されたという点は、中間指針第五次追補が定める「生活基盤の喪失による損害的損害」の目安額によって既に考慮されており、それを超えるような特殊な個別事情が認められる場合にのみ、「生活基盤喪失による精神的損害」の増額が認められるとし、原発事故時点において、近隣地域の住民が一般的に有していたような内容のものではない被相続人固有の内容の「生活基盤」を有していたこと及びそのような被相続人固有の「生活基盤」が原発事故後に喪失したことを基礎付ける個別事情が主張・疎明される必要があるところ、被相続人の生活基盤喪失による精神的損害に関し、著しく毀損されたことを超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情が明らかであるとはいはず、増額分の支払に応じることはできないなどと主張して争った。パネルは、申立人A（被相続人の妻）に対する電話聴取の結果等を踏まえ、被相続人の当該地域での居住期間や地域社会との関わり合い等の事情から、被相続人につき、上記目安額から100万円の増額を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2 I ② iは、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域につき、生活基盤喪失による精神的損害として一人700万円を目安とし、同備考10は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

帰還困難区域（浪江町）に居住していた被相続人について、中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2に基づき、平成29年6月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料月額10万円の賠償を認めるとともに、被相続人及び被相続人と同居していた申立人Aについて、それぞれ持病があることを理由として、中間指針第五次追補第2の4に基づき、平成29年6月から平成30年3月までの期間につき各月額3万円の増額を認めたものである。

※3 中間指針第五次追補第2の1

帰還困難区域（浪江町）に居住していた被相続人について、原発事故発生時に東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内に居り、同区域外への避難のための立退き及びこれに引き継ぐ同区域外滞在を余儀なくされたことから、中間指針第五次追補第2の1に基づき、過酷避難状況による精神的損害として30万円の賠償を認めたものである。

※4 中間指針第五次追補第3

帰還困難区域（浪江町）に居住していた被相続人について、自主的避難等対象区域内に避難していたことから、中間指針第五次追補第3に基づき、自主的避難等に係る損害として20万円の賠償を認めたものである。

※5 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第五次追補第2の2、中間指針第3の7、第3の10、中間指針第二次追補第2の4）

申立人らは、申立人Aの生活基盤喪失による精神的損害の増額分、申立人らの財物損害及び被相続人の営業損害の賠償を請求したが、パネルは、申立人Aの生活基盤喪失による精神的損害の増額分は認められず、既払額を超える申立人らの財物損害及び被相続人の営業損害が認められないとして、これらを和解案の対象外とした。

1 事業の概要

公表番号	2082		
事業の概要	帰還困難区域(双葉町)に居住していた被相続人父(申立人母が相続)について、居住期間が70年以上であること、代々続く地域に根ざした商店を営んでいたほか、数十年にわたって社会福祉活動に積極的に取り組み、非常勤の公務員の職も長年務める等、地域の中心的人物として多大な貢献を果たし、地域社会等との関わり合いが非常に強かったこと等を考慮して、生活基盤喪失による精神的損害(中間指針第五次追補の定める目安額700万円)の増額分として140万円の賠償が認められ、また、申立人長男が所有する帰還困難区域(双葉町)所在の土地のうち、原発事故当時の地目が登記簿上も課税台帳上も雑種地である土地2筆について、整地済みであったこと等を考慮して価値を算定し、原発事故当時の地目が登記簿上も課税台帳上も畠である土地1筆について、原発事故後に宅地見込地であることを前提とした金額で売買されていたこと等を考慮して価値を算定し、それぞれ東京電力が認容した額を上回る額の財物損害の賠償が認められた(なお、東京電力の賠償金の支払にかかわらず財物の所有権は移転しない旨も合意された。)事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)	第1の12(2)エ(イ)	

2 基本情報

申立日	R5.10.19	全部和解成立日	R6.9.18
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

被相続人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	1,400,000		※1
小計					1,400,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	財物損害	土地	8,898,360		※2
小計					8,898,360

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	10,298,360
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第五次追補第2の2

申立人ら（申立人A（母、追加申立て）、申立人B（長男）、申立人C（二男、追加申立て）及び申立人D（三男、追加申立て））は、被相続人（亡父。申立人Aが相続。）について、帰還困難区域（双葉町）における居住期間が70年以上であること、代々続く地域に根ざした商店を営んでいたほか、数十年にわたって社会福祉活動に積極的に取り組み、非

常勤の公務員の職も長年務める等、地域の中心的人物として多大な貢献を果たし、地域社会等との関わり合いが非常に強かった等の事情を挙げて、生活基盤喪失慰謝料の増額分の賠償を請求した〔電話聴取書等〕。東京電力は、帰還困難区域に指定された地域の居住者が原発事故時点で一般的に有していたような内容の「生活基盤」を原発事故後に「喪失」したという点については、中間指針第五次追補が定める生活基盤を喪失したことによる損害の目安額である700万円の賠償金によって考慮済みであり、それを超える金額の生活基盤喪失による精神的損害が認められるためには、原発事故時点において、近隣地域の住民が一般的に有していたような内容のものではない被相続人固有の内容の「生活基盤」を有していたこと及びそのような被相続人固有の「生活基盤」が原発事故後に喪失したことを基礎付ける個別事情が主張・疎明される必要があるところ、本件においては、被相続人について、固有の生活基盤を原発事故後に喪失したという個別事情が認められ得るが、その増額の金額は限定的にすべきであるなどと主張して争った。パネルは、申立人の居住期間や地域社会等との関わり合いを考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として140万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2 I ② iは、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域につき、生活基盤喪失による精神的損害として一人700万円を目安とし、同備考10は原発事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人Bは、自己の所有する帰還困難区域（双葉町）所在の土地のうち、原発事故当時の地目が登記簿上も課税台帳上も雑種地である土地2筆（以下「本件土地1」という。）について、原発事故当時既に整地済みであったこと〔写真、電話聴取書等〕等を主張して準宅地として評価した金額の賠償を求め、原発事故当時の地目が登記簿上も課税台帳上も畠である土地1筆（以下「本件土地2」という。）について、原発事故前に被相続人から本件土地2の贈与を受けた際に税務署から宅地として贈与税を算定されたこと〔相続税の申告に係る資料、電話聴取書等〕等を主張して、宅地として評価した金額の賠償を求めた。東京電力は、本件土地1については、造成工事ないし整地がなされたといえるかが不明であるなどと主張して争い、本件土地2については、申立人Bが提出した贈与税の申告に係る資料において、本件土地2の地目は「宅見地（いわゆる「宅地見込み土地」の省略語。）」として評価されており、宅地として評価されているわけではないなどと主張して争った。パネルは、本件土地1については、整地済みであったこと等を考慮して価値を算定し、本件土地2については、申立人Bが主張する上記の事情に加えて、原発事故後に宅地見込地であることを前提とした金額で売買されていたこと〔本件土地2の売買に係る資料〕等を考慮して価値を算定し、それぞれ東京電力が認容した金額を上回る額の財物損害の賠償を認める和解案を提示した（なお、東京電力の賠償金の支払にかかわらず財物の所有権は移転しない旨も合意された。）。

中間指針第3の10 IIは、当該財物が対象区域内にあり、財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合等には、現実に価値を喪失し又は減少した部分を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2083		
事業の概要	帰還困難区域(双葉町)内の自宅に居住していたが、平成19年から、身体障害等級1級の状態で居住制限区域(富岡町)内の病院に入院していた原発事故当時80歳代の被相続人(申立人が相続)について、原発事故後に自衛隊のヘリコプターで体育館への避難を余儀なくされて上記障害等が悪化し、肺炎を繰り返し発症して平成23年12月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を5割とした死亡慰謝料1000万円(近親者慰謝料を含む。ただし、既払金は控除。)、過酷避難慰謝料60万円(中間指針第五次追補の定める目安額30万円から30万円を増額。)及び日常生活阻害慰謝料の増額分月額6万円(ただし、既払金は控除。)等の賠償が認められたほか、自宅での居住期間が50年以上にわたっていたこと、農業を営んでいたほか、双葉町の学校に通う学生の世話をしていたなど、地域社会との関わり合いもあつたことを考慮して、自宅住所地を基準とする生活基盤喪失慰謝料700万円(中間指針第五次追補の定める目安額)の賠償が認められるとともに、同慰謝料の増額分50万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の7(2)ア(ウ)	第1の8(2)ウ(イ)	第1の8の2(2)
	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R5.9.25	全部和解成立日	R6.9.19
事故時住所	双葉町		
申立人人数	1	弁護士代理	有
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	78,900	H23.3～H23.12	※6
小計					78,900

被相続人分

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	5,950,000		※1
全部和解	精神的損害	過酷避難状況	300,000		※2
全部和解	精神的損害	過酷避難状況(増額分)	300,000		※2
全部和解	精神的損害	増額分	400,000	H23.3～H23.12	※3
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	7,000,000		※4
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容(増額分)	500,000		※4
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000		※5
小計					14,650,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	14,728,900
	弁護士費用	441,867
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の5

申立人は、原発事故当時80歳代の被相続人（申立人が相続。）につき、身体障害等級1級の状態で居住制限区域（富岡町）内の病院に入院中、原発事故による避難のため自衛隊のヘリコプターで体育館へ搬送されたが、床に段ボールを敷いて寝かせられるなどの状態で1週間程度避難生活を送り、その後他の病院に搬送されて避難したところ、衰弱が進んでおり、肺炎を繰り返し発症して平成23年12月に死亡したとして、被相続人の死亡慰謝料を請求した〔原発事故時の被相続人の入院先病院における入院患者の避難状況等が記載されたウェブサイト、死亡診断書、身体障害者手帳交付台帳、診断書、日常生活確認書、医療照会状及び回答〕。東京電力は、被相続人の死亡は既往の病気が徐々に悪化したことによる影響もあったと考えられるとして、直接請求手続において賠償した金額（原発事故の影響割合4割5分として算定）を超える支払には応じられないなどと主張して争った。パネルは、被相続人の原発事故当時の生活状況や既往症、原発事故後の避難状況や病状の経過等を踏まえ、原発事故の影響割合を5割として、死亡慰謝料（基礎額2000万円の5割にあたる1000万円から既払金405万円を控除した595万円。近親者慰謝料を含む。）を認める和解案を提示した。

中間指針第3の5は、避難等を余儀なくされたため死亡したことによる精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の1

申立人は、上記被相続人について、自衛隊のヘリコプターで体育館への避難を余儀なくされ、その後も慣れない環境での入院生活を強いられたこと等の事情を挙げて、過酷避難慰謝料（増額分を含む）の賠償を請求した〔原発事故時の被相続人の入院先病院における入院患者の避難状況等が記載されたウェブサイト、身体障害者手帳交付台帳、診断書、日常生活確認書、医療照会状及び回答〕。東京電力は、被相続人の過酷避難慰謝料として、中間指針第五次追補第2の1が示す目安額一人30万円に10万円を加算して40万円を支払うことを認めた。パネルは、被相続人の上記の避難状況や病状の経過等を考慮し、過酷避難慰謝料として、60万円（上記目安額30万円に加え増額分30万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の1は、本件事故発生時に対象区域に居り、同区域外への避難及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者につき、過酷避難状況による精神的苦痛を賠償すべき損害と認め、具体的な損害額に関しては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域については一人30万円を目安とし、同備考4は避難状況等の個別具体的な事情に応じてこれを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

申立人は、被相続人が身体障害等級1級かつ要介護の状態で避難をしたとして、被相続人の日常生活阻害慰謝料増額分の賠償を請求した〔身体障害者手帳交付台帳、診断書、日

常生活確認書、医療照会状及び回答]。東京電力は、中間指針第五次追補で示された、要介護状態や障害がある場合の精神的損害の増額の目安額月額3万円から直接請求手続における既払金を控除した額を支払うことを認めた。パネルは、被相続人の症状や避難状況等を踏まえ、被相続人の日常生活阻害慰謝料につき、要介護状態を理由として、平成23年3月から被相続人が逝去した同年12月まで月額6万円の増額（ただし、直接請求手続での既払金月額2万円を控除。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の6は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4Iは、①要介護状態にあること、②身体又は精神の障害があることという事由がある場合には、月額3万円を目安としてその増額をするものとし、同第2の4備考3は、個別具体的な事情を踏まえて目安を上回る増額をすべき場合があることは原子力損害賠償紛争審査会の指針の趣旨からして当然であるとしているところ、これらに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第五次追補第2の2

申立人は、帰還困難区域（双葉町）内の自宅に居住し平成19年から居住制限区域（富岡町）内の病院に入院していた被相続人について、自宅での居住期間が50年以上にわたり、農業を営んでいたほか、地域で下宿を営み、双葉町の学校に通う学生等の世話をするなど、地域に貢献する生活をしていたこと等の事情を挙げて、生活基盤喪失による精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、被相続人の生活の本拠は入院先の居住制限区域（富岡町）にあるものと思料されるとして、中間指針第五次追補第2の2I②iiに基づく生活基盤変容による精神的損害の目安額250万円を支払うと主張し、増額については、「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情がある場合に限られるところ、被相続人についてはこれを基礎づける個別事情が認められないなどと主張して争った（なお、生活基盤喪失による精神的損害に関しては、東京電力は、中間指針第四次追補で示された指針にしたがい、原発事故時点における生活の本拠が帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域にあり、当該の避難指示区域の見直し時点もしくは平成24年6月1日のうちいずれか早い時点以降における避難等対象者に対して「移住を余儀なくされたことによる精神的損害」を支払うものとしており、平成24年6月1日において生存していない被相続人はこの対象とはならないと主張して争った。）。パネルは、平成23年12月に逝去した被相続人について、帰還困難区域（双葉町）内の自宅住所地を基準とし、生活基盤の喪失があったと認め、中間指針第五次追補第2の2I②iが示す生活基盤喪失による精神的損害の目安額700万円に加え、被相続人の自宅での居住期間、地域社会等との関わり合いを考慮して増額分50万円（合計750万円）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2I②iは、帰還困難区域又は大熊町若しくは双葉町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域につき、生活基盤喪失による精神的損害として一人700万円を目安とし、同備考10は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第五次追補第3

帰還困難区域（双葉町）内の自宅に居住し、平成19年から居住制限区域（富岡町）内の病院に入院していた被相続人が、自主的避難等対象区域内に避難していたことから、中間指針第五次追補第3に基づき、自主的避難等に係る損害として20万円の賠償を認めたものである。

※6 中間指針第3の2

申立人は、原発事故により被相続人が自主的避難等対象区域内の病院へ避難したほか、自身も県外に避難し、事故前と比して被相続人との面会に係る交通費が増加したとして、面会交通費の增加分を請求した。東京電力は、申立人と被相続人は原発事故時同居をしておらず、面会交通費の支払対象とならないなどと主張して争った。パネルは、平成23年3月から被相続人が逝去した同年12月までの面会交通費の増額分の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の2 I ③は、避難等対象者が必要かつ合理的な範囲で負担した、避難等による生活費の増加費用を賠償すべき損害と認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※7 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第7の2）

申立人は、不動産の財物損害、地代収入の逸失利益及び稻作に関する損害の賠償を請求し、東京電力は、直接請求手続及び前々回の和解仲介手続において支払済みであるなどと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事業の概要

公表番号	2084		
事業の概要	緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた被相続人父(被相続人母、申立人及び申立外2名が相続)について、先祖代々続く実家で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が80年以上にわたっていたこと、行政区長や漁業組合の役員を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害を70万円(中間指針第五次追補の定める目安額50万円から20万円増額)と認め、また、被相続人父と同居していた被相続人母(申立人及び申立外2名が相続)について、南相馬市原町区で生まれ育ち、原発事故時の居住期間が80年以上にわたっていたこと、被相続人父の両親が営んでいた農業に従事し、農業を通じて地域住民との交流を深めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害を70万円(中間指針第五次追補の定める目安額50万円から20万円増額)と認め、被相続人父母の上記各損害につき申立人の法定相続分に応じた賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R6.4.10	全部和解成立日	R6.9.25
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

被相続人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	166,667		※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	66,666		※2
小計					233,333

被相続人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	166,667		※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	66,666		※2
小計					233,333

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	466,666
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※ 1 中間指針第五次追補第 2 の 2

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた被相続人A（申立人の父。被相続人B、申立人及び申立外2名が相続。）及び被相続人B（申立人の母。申立人及び申立外2名が相続。）の生活基盤変容による精神的損害の目安額各50万円について、申立人

の法定相続分に応じた賠償が認められたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の2

申立人は、被相続人Aについて、先祖代々続く実家で生まれ育ち、地域の行事に積極的に参加し、行政区長や漁業組合の役員を務めていたこと、被相続人Bについて、南相馬市原町区で生まれ育ち、被相続人Aの両親が営んでいた農業に従事し、地域住民と交流を深めていたこと等の事情を主張し〔電話聴取事項報告書〕、同人らの生活基盤変容による精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、中間指針第五次追補が生活基盤変容による精神的損害について、目安額を超える増額を許容するのは、「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情が存する場合に限られるところ、いずれも、生活基盤の変容を基礎づける地域社会等との関わり合いに係る一般的な事情を超える個別事情は認められないなどと主張して争った。パネルは、被相続人A及びBについて、いずれも原発事故時の居住期間が80年以上にわたっていたことや、申立人が主張する地域社会等との強い関わり合いの事情等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害を各20万円増額する旨の和解案（ただし、上記※1と同様、申立人の法定相続分に応じて賠償を認めるもの。）を提示した。

中間指針第五次追補第2の2 I ②ⅲは、緊急時避難準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円を目安とし、同備考10は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の2、中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人は、避難費用及び日常生活阻害慰謝料の増額分（要介護状態にあること、身体又は精神の障害があること）の賠償を求めたが、東京電力は、避難費用については賠償済みであり、日常生活阻害慰謝料の増額分については増額事由が認められないなどと主張して争った。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事業の概要

公表番号	2085		
事業の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人夫婦について、重度又は中程度の持病があることによる日常生活阻害慰謝料の増額分として、月額各3万円の賠償が認められるとともに、申立人夫について、居住期間が60年以上にわたっていたこと、自宅兼事務所で建築士事務所等を営み、25年以上の間、浪江町を中心とした地元の顧客を獲得して業務を行っていたほか、種々の地域活動に参加していたなど、地域社会等との関わり合いが強かったことを考慮して、生活基盤変容による精神的損害として、中間指針第五次追補の定める目安額250万円から50万円増額した300万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8(2)ウ(イ)	第1の8の3(2)	

2 基本情報

申立日	R5.10.27	全部和解成立日	R6.9.26
事故時住所	浪江町		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人種類	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,520,000	H23.4～H30.3	※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※2
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	500,000		※2
小計					5,520,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	2,550,000	H23.3～H30.3	※1
小計					2,550,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	8,070,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	2,500,000

※1 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人らは、申立人A（夫）がぎっくり腰、前立腺肥大症、変形性膝関節症等の持病を抱えて避難し、申立人B（妻、追加申立て）が不眠症、機能性胃腸症、過敏性腸症候群等の持病を抱えて避難したとして、日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した〔電話聴取事項報告書等〕。東京電力は、申立人

A及びBの持病がいずれも厚生労働省が定める特定疾病ないしはそれと同程度の疾患には当たらず、申立人らが原発事故時60歳代であったことを踏まえれば、同世代の他の避難者の中にも申立人らと同様の持病を抱えている者がいることが想定されるところであり、通常の避難者と比べて特に日常生活阻害の程度が大きかったとまでは評価できないなどと主張して争った。パネルは、申立人A及びBの病状等を踏まえて、申立人Aについては重度ないしは中程度の持病があることによる増額分として平成23年4月から平成30年3月までの期間について月額3万円を、申立人Bについては重度ないしは中程度の持病があることによる増額分として平成23年3月から平成30年3月までの期間について月額3万円を、それぞれ認める和解案を提示した。

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としており、中間指針第五次追補第2の4Iは、⑥重度又は中等度の持病があることという事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、この金額を増額するものとし、同Vは具体的な損害額の算定方法につき、個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ増額するものとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の2

申立人Aは、原発事故発生まで60年以上避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していたこと、避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅兼事務所で建築士事務所等を営み、25年以上の間、浪江町を中心とした地元の顧客を獲得して業務を行っていたこと、種々の地域活動に参加していたことなどの事情を挙げて、生活基盤変容による精神的損害を請求した〔電話聴取事項報告書等〕。東京電力は、生活基盤変容による精神的損害の増額については、生活基盤の毀損の程度が原発事故前の状況からかなりの程度毀損されたことを上回るものであることを認めるに足りる個別具体的・客観的な事情を要するところ、申立人Aにおいて原発事故時の居住地における他の避難者と比べて特に生活基盤変容の毀損の程度が大きかったことを基礎付ける特有の事情があるとまではいえないなどと主張して争った。パネルは、申立人Aの居住期間や地域社会等との強い関わり合いの事情等を考慮して、生活基盤変容による精神的損害として、中間指針第五次追補第2の定める目安額250万円に加え、50万円を増額し、300万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2I②iiは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人250万円を目安とし、同備考10は原発事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の7）

申立人Aは避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅兼事務所で建築士事務所等を営んでいたところ、避難により営業ができなくなつたとして、営業損害の賠償を請求した。東京電力は、直接請求手続において逸失利益として平成23年3月分から平成27年2月分まで及びそれ以降の将来分を支払済みであり、これを超える損害はないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事業の概要

公表番号	2086		
事業の概要	避難指示解除準備区域(富岡町)に居住していた申立人ら(父子)の生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補の定める目安額250万円)の増額分として、申立人父(原発事故当時70歳代後半)について、富岡町で生まれ育ち、単身赴任中も富岡町の自宅に帰宅するなど、生活の本拠は原発事故時まで継続して富岡町にあったと認められること、定年退職後は農業に従事し、近所で農作物を分け合うなどしていたこと等を考慮して、50万円の賠償が認められ、申立人子(原発事故当時50歳代)について、富岡町で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が通算して40年以上にわたっていたこと、消防団に所属し、農業用機械の修理等の仕事を幅広くこなすなど地域中心の生活をしていたこと等を考慮して、25万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R5.5.2	全部和解成立日	R6.7.1
事故時住所	富岡町		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人类型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	500,000		※1
小計					500,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	250,000		※1
小計					250,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	750,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※ 1 中間指針第五次追補第 2 の 2

申立人らは、申立人A（父、原発事故当時70歳代後半）について、避難指示解除準備区域（富岡町）で生まれ育ち、単身赴任中も富岡町の自宅に定期的に帰宅していたこと、定年退職後は農業に従事し、近所で農作物を分け合うなどしていたこと等、申立人B（子、原発事故当時50歳代）について、富岡町で生まれ育ち、原発事故当時の居住期間が通算して40年以上にわたっていたこと、消防団に所属し、農業用機械の修理等の仕事を幅広くこなすなど地域中心の生活をしていたこと等の事情を主張し〔電話聴取書〕、それぞれ生活基盤変容による精神的損害の増額分の賠償を請求した。東京電力は、生活基盤変容による精神的損害が個別具体的な事情に応じて増額され得るとしても、増額が認められるた

めには、原発事故前の状況から「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情がある場合に限られるという前提に立った上で、申立人らについて、いずれも原発事故前の状況から「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情が明らかであるとはいえず、増額分の支払に応じることはできないなどと主張して争った。パネルは、申立人Bに対する電話聴取の結果等を踏まえ、申立人Aの生活の本拠は原発事故時まで継続して富岡町にあったと認めた上で、申立人らの居住期間や地域社会等との関わり合いの事情等を考慮し、申立人らの生活基盤変容による精神的損害の増額分として、申立人Aについて50万円、申立人Bについて25万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2 I ②iiは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人250万円を目安とし、同備考10は本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 申立てがあったが和解対象とならなかった損害項目（中間指針第二次追補第4）

申立人は、除染作業の不備により土地上に山砂の流出・堆積が生じたために法面工事が必要になったと主張し、工事費用の賠償を請求した。東京電力は、原発事故と当該工事費用との相当因果関係は認められないと主張して争った。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2087			
事案の概要	緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の自宅に居住していたものの、ペットを自主的避難等対象区域(相馬市)の親族宅に預けて福島県外に避難した申立人妻について、上記避難後も1年以上にわたって定期的に上記自宅及び親族宅への一時立入り(1か月に二、三回立ち入るとともに、上記自宅に1回二、三泊程度滞在した。)を続けていたこと等を考慮して、中間指針第五次追補の定める自主的避難等に係る損害(20万円)の賠償が認められるなどした事例。			
紹介箇所	第10の2(4)			

2 基本情報

申立日	R6.2.22	全部和解成立日	R6.7.1
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	その他	自主的避難等に係る損害	200,000	H23.4～H23.12	※1
小計					200,000

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	一時立入費用	交通費	81,783	H23.3～H24.8	※2
全部和解	避難費用	その他生活費増加費用	80,000	H23.3～H24.8	※3
小計					161,783

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	361,783
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※ 1 中間指針第五次追補第3

申立人A（妻、追加申立て）は、原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の自宅に居住していたところ、ペットを自主的避難等対象区域（相馬市）の親族宅に預けて福島県外に避難し、上記避難後も1年以上にわたって定期的に上記自宅及び親族宅への一時立入り（1か月に二、三回立ち入るとともに、上記自宅に1回二、三泊程度滞在した。）を続けていたと主張して、自主的避難等に係る損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人Aは上記自宅及び親族宅に一時立入りしていたにすぎず、避難等対象区域または自主的避難等対象区域内に「避難して滞在」したと認めるることはできないから、自主的避難等に係る損害の賠償には応じられないなどと主張して争った。パネルは、申立人B（夫）

からの聴取の結果〔電話聴取事項報告書〕等により明らかになった上記自宅及び親族宅への立入りの頻度等の事情を踏まえ、申立人Aが自主的避難等対象者の場合に準じるものと認めて、自主的避難等に係る損害として20万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第3は、原発事故発生時に避難指示等対象区域内（計画的避難区域及び特定避難勧奨地点を除く。）に住居があった者につき、中間指針第3の〔損害項目〕の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間及び自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間（原発事故発生当初の時期を除く。）は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とするとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の3

一時立入費用として、避難先から自宅等までの往復の交通費（ただし、直接請求手続による既払金を除く。）の賠償を認めたものである。

※3 中間指針第3の2

生活費増加費用として、申立人らがペットを預けた親族に対して支払った謝礼金等の一部の賠償を認めたものである。

※4 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について））

申立人らは、家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分の賠償を請求した。東京電力は、申立人らは就労上の理由や同人らの意思で別々の避難先を選択したのであるから、増額分の賠償には応じられないなどと主張して争つた。パネルは、和解案の対象外とした。

1 事業の概要

公表番号	2088		
事業の概要	自主的避難等対象区域(郡山市)に居住していた申立人夫婦について、原発事故後福島県外に避難していた申立人妻が平成23年7月に一旦事故時住所に帰還した後、同年10月に再度夫婦で福島県外の別の避難先に避難したところ、当該時期に再度避難を開始することに合理性を認め、再度の避難に要した費用、平成23年11月から平成24年3月までの避難費用及び生活費増加費用、令和3年4月頃に再度郡山市に帰還した際に要した費用並びに中間指針第五次追補に基づく精神的損害等の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第10の2(3)ア	第10の2(3)イ	第10の2(4)

2 基本情報

申立日	R5.7.4	全部和解成立日	R6.7.9
事故時住所	郡山市		
申立人人数	2	弁護士代理	無
申立人類型	個人・自主的避難		

3 和解の概要

申立人A、B共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	家財道具購入費	49,504	H23.11～H23.12	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	7,200	H23.10	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越し費用	82,900	H23.10	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	50,000	H23.11～H24.3	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	移動交通費	7,200	R3.4	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	引越し費用	118,250	R3.4	※1
全部和解	避難及び帰宅に要した移動費用	その他	65,962	R3.5	※1

小計 381,016

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	生活費増加費用	通勤費増加分	132,000	H23.11～H24.3	※2
全部和解	精神的損害	基本部分	60,000	H23.3～H23.12	※3

小計 192,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	60,000	H23.3～H23.12	※3

小計 60,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	633,016
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	160,000

※1 中間指針第五次追補第3、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

原発事故当時、自主的避難等対象区域（郡山市）に居住しており、いずれも成人であった申立人A（夫）及びB（妻）は、原発事故後福島県外に避難していた申立人Bが平成23年7月に一旦原発事故時住所に帰還した後、同年10月に再度申立人A及びBで福島県外の別の避難先に避難したとして、再度の避難生活中に負担した生活費増加費用（家財道具購入費）及び避難費用（移動交通費、引越費用、駐車場代）並びに令和3年4月頃に帰還した際に要した費用（移動交通費、引越費用、避難先住居の退去時クリーニング費用）の賠償を請求した〔電話聴取書、領収証等〕。東京電力は、申立人Bが平成23年7月に一旦原発事故時住所に帰還した時点で申立人らの避難は終了しており、その後同年10月に再度申立人A及びBが福島県外に転居したことは申立人らの自主的な判断に基づくものであり、同年10月以降に申立人らが負担した費用については支払うことができないなどと主張して争った。パネルは、平成23年10月に再度申立人A及びBが福島県外に避難を開始したことの合理性を認め、同年11月から平成24年3月までの生活費増加費用（家財道具購入費）及び避難費用（移動交通費、引越費用、駐車場代）並びに令和3年4月頃に帰還した際に要した費用（移動交通費、引越費用、避難先住居の退去時クリーニング費用）について、合理的な範囲で賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第3及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）は、自主的避難等により生じた損害について個別具体的な事情に応じて賠償の対象となると認めており、また、平成24年1月以降に関する自主的避難等に係る損害について、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となると認めているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第3、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）

申立人Aは、平成23年10月に自主的避難等対象区域（郡山市）から福島県外に避難し（申立人Aが避難するまでの経緯等については※1を参照されたい。）、これにより新幹線等を利用して郡山市所在の勤務先へ通勤せざるを得なくなったとして、増加した通勤費について、勤務先からの支給分を差し引いた自己負担分の賠償を求めた〔電話聴取書〕。東京電力は、※1と同様の主張をして争った。パネルは、※1と同様の理由から、平成23年11月から平成24年3月までの自己負担を余儀なくされた通勤費増加費用について、合理的な範囲で賠償を認める和解案を提示した。

これも、中間指針第五次追補第3及び総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について）に従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第五次追補第3

中間指針第五次追補に基づく自主的避難等に係る損害として、子供及び妊婦以外の自主

避難等対象者に対する20万円の半額である10万円を精神的損害に対する賠償として認めた上で、ここから既払金4万円（中間指針第一次追補に基づく8万円の半額）を控除した6万円の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第五次追補第3、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について））

申立人らは、避難先住居の家賃及び契約金、申立人Aの避難先からの通勤に使用するために購入したとする軽自動車及びカーナビの購入費用並びに本件申立てに係る和解仲介手続申立書作成の司法書士費用の賠償を求めた。東京電力は、※1と同様の主張に加えて、避難先住居の家賃については避難していなくても家賃は発生するものであるから損害には当たらないなどと主張し、軽自動車及びカーナビの購入費用については出金に見合う財産が取得されており損害が発生していないなどと主張して争った。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

1 事業の概要

公表番号	2089
事業の概要	避難指示解除準備区域(浪江町)内の自宅を離れて海外で単身赴任をしていた申立人(原発事故当時60歳)について、浪江町で生まれ育ち、長年にわたって妻子と共に自宅に居住していたこと、原発事故当時は海外で生活していたものの、平成22年7月から5年間の予定で単身赴任をしていたにすぎず、平成24年3月には避難生活を送っている妻子のために会社を退職して日本に帰国し、避難生活を経て現在は自宅に居住していること等を考慮し、自宅の所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料250万円(中間指針第五次追補の定める目安額)の賠償を認めた事例。
紹介箇所	第1の8の3(2)

2 基本情報

申立日	R6.2.21	全部和解成立日	R6.7.9
事故時住所	福島県外		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人種類	個人・避難		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	2,500,000		※1
小計					2,500,000
集計					
和解金合計額(弁護士費用除く)					2,500,000
弁護士費用					
手続内で処理された既払金合計額					

※ 1 中間指針第五次追補第 2 の 2

申立人は、原発事故当時、海外で単身赴任をしていたが、避難指示解除準備区域（浪江町）で生まれ育ち、自宅を離れるまでは長年にわたって妻子と共に浪江町の自宅に居住しており、平成22年7月から5年間の予定で海外に渡ったにすぎないこと、原発事故後、避難生活を送っている家族のため、当初の予定を前倒しにして平成24年3月に日本に帰国し、妻子と共に避難生活を送った後、浪江町の自宅に戻ったことから、原発事故時の生活基盤は自宅のある浪江町にあったと主張して〔電話聴取報告書、パスポートの写し〕、生活基盤変容による精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人は原発事故以前から相当期間にわたって海外で勤務しており、少なくとも渡航後5年間は海外で勤務する蓋然性があったこと、自ら海外での勤務を選択していたこと等から、申立人の原発事故時の生活基盤は海外にあったなどと主張して争った。パネルは、申立人が主張する上記事情等を考慮して、原発事故時の申立人の生活基盤は自宅所在地（浪江町）にあったと認定し、自宅所在地を基準とする中間指針第五次追補の定める目安額どおりの生活基盤変容慰謝料250万円の賠償を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2 I ② iiは、居住制限区域及び避難指示解除準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人250万円を目安としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2090		
事業の概要	関東地方の大学に進学して同地方に居住していた申立人二男(原発事故当時23歳)について、大学に進学する以前の約19年間、緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)内の実家に居住し、大学進学後も長期休暇等の際は実家に帰省していたこと、平成24年3月に大学を卒業した後、関東地方で就職したが、平成25年12月に転職して実家に戻り、約9年間、実家に居住していたこと等を考慮し、実家の所在地を基準とする生活基盤変容慰謝料50万円(中間指針第五次追補の定める目安額)の賠償を認めるとともに、平成23年3月から平成24年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認めた事例。		
紹介箇所	第1の2(2)ア	第1の8(2)ア	第1の8の3(2)

2 基本情報

申立日	R5.7.21	全部和解成立日	R6.7.25
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
小計					500,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
小計					500,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
早期一部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※1
小計					500,000

申立人D

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	基本部分	390,000	H23.3～H24.3	※3
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容	500,000		※2
小計					890,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	2,390,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第五次追補第2の2

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人A（母）、追加申立人B（長男）及びC（三男）について、生活基盤変容による精神的損害として各50万円の賠償が認められたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の2

申立人らは、申立人D（二男、追加申立て）は、原発事故当時、関東地方の大学に進学して同地方に居住していたが、大学に進学するまでの約19年間は緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の実家に居住し、大学進学後も長期休暇等の際は実家に帰省していたのであるから、同人の生活基盤は実家所在地にあると主張し〔電話聴取事項報告書〕、生活基盤変容による精神的損害の賠償を請求した。東京電力は、申立人Dが、原発事故当時関東地方に居住しており、大学卒業後は関東地方で就職したこと等の事情によれば、将来、福島県に戻る予定はなかったといえるから、同人の生活基盤は実家所在地にはなかったなどと主張して争った。パネルは、申立人らが主張する事情に加え、申立人Dが、平成24年3月に大学を卒業した後、関東地方で就職したもの、平成25年12月に転職して実家に戻り、約9年間、実家に居住していたこと等を考慮し〔質問事項書兼回答書〕、同人の生活基盤は実家所在地にあったと認定して、実家所在地を基準とする生活基盤変容による精神的損害の賠償を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2 I ②ⅲは、緊急時避難準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円を目安としているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3〔避難等対象者〕、中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2

申立人らは、申立人Dの日常生活阻害慰謝料の賠償を請求したところ、東京電力は、原発事故当時、申立人Dは実家に滞在しておらず、中間指針第3の定める「避難等対象者」に該当せず、日常生活が著しく阻害されたという事実がないと主張してこれを争った。パネルは、上記※2の申立人Dの生活状況に鑑み、平成23年3月から平成24年3月（同人が大学を卒業した月）まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の賠償を認める内容の和解案を提示した。

中間指針第3〔避難等対象者〕は、原発事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居があるものの引き続き対象区域外滞在を余儀なくされた者について避難等対象者に該当するとし、中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としているところ、これに準じた和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）、中間指針第五次追補第3、総括基準（自主的避難を実行した者がいる場合の細目について））

申立人らは、日常生活阻害慰謝料の増額分（家族別離）及び自主的避難等に係る損害の賠償を求めたが、東京電力は、日常生活阻害慰謝料の増額分については増額事由が認められず、自主的避難等に係る損害については対象期間における避難の経過が明らかでないなどと主張して争った。パネルは、いずれも和解案の対象外とした。

事案の概要

公表番号	2091		
事案の概要	緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人(原発事故当時68歳)について、居住期間が約45年にわたっていたことのほか、同区において仕事をしていたこと、隣組に入加入して地域住民との交流があり、同区に友人がいたこと等の地域社会等との関わり合いを考慮し、生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補の定める目安額50万円)の増額分10万円の賠償等が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

基本情報

申立日	R6.2.26	全部和解成立日	R6.10.25
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人種類	個人・避難		

和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	100,000		※1
全部和解	精神的損害	増額分	360,000	H23.3～H24.8	※2
全部和解	生命・身体的損害	慰謝料	168,800	H24.3～H24.11	※3
全部和解	生命・身体的損害	通院交通費	15,000	H24.3～H24.11	※3
		小計	643,800		

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	643,800
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※ 1 中間指針第五次追補第2の2

申立人（原発事故当時68歳）は、結婚してから原発事故当時まで約45年にわたり緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、地元の会社に定年退職まで勤務したほか、地域の隣組に入加入し、友人と交流するなど、地域社会等との関わり合いがあったことの事情を挙げて、生活基盤変容による精神的損害の増額分を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、中間指針第五次追補が生活基盤変容による精神的損害について目安額を超える増額を許容するのは「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情が存する場合に限られるところ、申立人の同区域における居住期間は限定的であり、また、申立人の挙げる事情は広く一般的に認められる事情であるため、既払金（中間指針第五次追補の定める生活基盤変容による精神的損害の目安額50万円）を超える損害は認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人の居住期間や地域社会等との関わり

合いを考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として10万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2 I ②iiiは、緊急時避難準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円を目安とし、同備考10は原発事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は、月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としているところ、中間指針第五次追補第2の4に基づき、申立人の障害、持病及び家族との別離が生じたことを理由として、平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円の増額（ただし、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第3の5

中間指針第3の5 Iは、避難等対象者が原発事故により避難等を余儀なくされたため、治療を要する程度に健康状態が悪化したことにより生じた精神的損害等を賠償すべき損害と認めているところ、これに基づき、特に苦痛の大きかった傷病にかかる入通院期間（平成24年3月から同年5月まで）につき日額1万円の慰謝料（ただし、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償を認めたほか、その他の傷病にかかる通院慰謝料及び通院交通費の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※4 申立てがあつたが和解対象とならなかつた損害項目（中間指針第3の7）

申立人は、営業損害（シルバー人材センターの仕事に関する逸失利益）の賠償を請求したが、既払金を超える損害を認めるに足る具体的な資料は提出されなかつたため、パネルは、和解案の対象外とした。

1 事案の概要

公表番号	2092		
事案の概要	宮城県において海産物の卸売業を営む申立人について、ALPS処理水の海洋放出に伴い、取引先に香港への輸出用として販売する予定だった宮城県産ホタテの販売ができなくなったことにより生じた逸失利益（令和5年8月分から同年10月分まで。ALPS処理水放出前の当該取引先への販売状況及びALPS処理水放出後の販売の蓋然性を考慮して、原発事故の影響割合を7割5分として算定し、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第5の5(2)イ		

2 基本情報

申立日	R6.2.19	全部和解成立日	R6.10.28
事故時住所	宮城県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人種類	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		710,000	R5.8～R5.10	※1
小計					710,000
集計					
和解金合計額(弁護士費用除く)					710,000
弁護士費用					
手続内で処理された既払金合計額					

※ 1 中間指針第 7 の 5

申立人は、宮城県において海産物の卸売業を営むところ、ALPS処理水の海洋放出に伴い、取引先に香港への輸出用として販売する予定だった宮城県産ホタテの販売ができず損害が発生したとして、令和5年8月分以降の逸失利益の賠償を請求した〔輸出許可通知証、請求書、仕入先の販売証明書及び販売一覧表、売買契約確認書、申告書、通帳等〕。東京電力は、直接請求手続において、申立人の同取引先への直近の販売年（平成28年）の1週間当たりの販売数量を基準とし、販売期間を9週間として算出した額の5割相当額を賠償したところ、本件和解仲介手続において、宮城県においては貝毒の影響により販売が相当程度制限された可能性があること、申立人の当該取引先を通じた輸出取引について直近の平成28年以降の実績がないことから、上記既払金を超えて賠償に応じることは困難であるなどと主張して争った。パネルは、令和5年に申立人が同取引先へ香港輸出用の宮城県産ホタテを販売する予定があったことを認め、令和5年8月分から同年10月分の逸失利益として、平成27年の同取引先への1週間当たりの販売数量を基準とし、直接請求手続と同様に販売期間9週間として算出した額に、ALPS処理水放出前の同取引先への販売状況及びALPS処理水放出後の販売の蓋然性を考慮して原発事故の影響割合7割5分を乗じて算定した額（ただし、直接請求手続での既払金を控除。）の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の5Ⅱは、原発事故以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたものに限り、当該輸入拒否によって現実に生じた減収分について原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これらに従った、又は準じた和解案が提示されたものである。

1 事業の概要

公表番号	2093		
事業の概要	緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人について、原発事故当時の居住期間が60年以上にわたっていたこと、農林業を営んでいたほか、地域の各種団体の会長を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補の定める目安額50万円)の増額分として20万円の賠償が認められるとともに、営んでいた養蜂業の棚卸資産(蜂蜜)に関する損害として20万円の賠償が認められた事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)	第1の12(2)オ(ウ)	

2 基本情報

申立日	R6.2.16	全部和解成立日	R6.10.29
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	混合		
業種	農林水産業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	200,000		※1
全部和解	財物損害	その他動産	200,000		※2
小計					400,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	400,000
	弁護士費用	
	手続内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第五次追補第2の2

申立人は、原発事故時まで60年以上にわたり緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたこと、代々続く農家の生まれで、農林業を営んでいたほか、地域の各種団体の会長を務めるなど、地域社会等との関わり合いが強かったこと等の事情を挙げて、生活基盤変容による精神的損害の増額分を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、中間指針第五次追補が生活基盤変容による精神的損害について目安額を超える増額を許容するのは「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情が存する場合に限られるところ、申立人の挙げる事情は概ね一般的な事情であり、申立人については「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情は認められないなどと主張して争った。パネルは、申立人の居住期間や申立人の主張する地域社会等との関わり合い等の事情を考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として20万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2 I ② ⅱは、緊急時避難準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円を目安とし、同備考10は原発事故前の居住期間、地域

社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第3の10

申立人は、平成21年頃から緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）所在の自宅の敷地内に巣箱を設置して養蜂業を営んでいたところ、原発事故に伴い避難したことにより巣箱の管理（巣箱に発生する害虫の駆除等）をすることができなくなり、平成23年の秋頃までには蜜蜂が全滅し、蜂蜜を収穫することができなくなったとして、養蜂業に係る損害の賠償を請求した〔写真、電話聴取事項報告書〕。東京電力は、申立人が養蜂業を営んでいたことやその実態を確認できる客観的資料が提出されておらず、申立人が養蜂によって現に収入を得ていたという事実を確認することができない上、申立人の説明を前提としても収穫された蜂蜜は主に知人等に贈答されており、事業として養蜂業を営んでいたのではないことは明らかであるなどと主張して争った。パネルは、収穫された蜂蜜につき、一部は現金で販売したものに主に知人等に贈答されていた等の事情を踏まえても、蜜蜂が全滅し、蜜蜂が収穫できなくなったことに係る損害については賠償されるべきものであると判断し、申立人が養蜂業を営むために要した費用の額等をふまえ、棚卸資産（蜂蜜）に関する損害として20万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第3の10Iは、避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分は賠償すべき損害と認めていところ、これに従った和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2094		
事案の概要	緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人母について、原発事故当時の居住期間が80年以上にわたっていたこと、亡父(申立人母の夫)の営んでいた農林業を手伝っていたほか、地域の婦人会の会長を務めるなど、地域社会との強い関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補の定める目安額50万円)の増額分として30万円の賠償が認められ、申立人母と同居していた申立人妻について、原発事故当時の居住期間が40年程度にわたっていたこと、申立人夫の営んでいた農林業を手伝っていたほか、PTAや地域の婦人会等の活動を通じて地域住民と交流していたなど、地域社会と相当程度の関わり合いがあったこと等を考慮し、生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補の定める目安額50万円)の増額分として10万円の賠償が認められるなどした事例。		
紹介箇所	第1の8の3(2)		

2 基本情報

申立日	R6.3.8	全部和解成立日	R6.10.29
事故時住所	南相馬市原町区		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	個人・避難		

3 和解の概要

申立人A

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	40,000	H23.3～H23.6	※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	100,000		※2
小計					140,000

申立人B

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	40,000	H23.3～H23.6	※1
小計					40,000

申立人C

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	増額分	40,000	H23.3～H23.6	※1
全部和解	精神的損害	生活基盤喪失変容 (増額分)	300,000		※3
全部和解	精神的損害	その他	50,000		※4
小計					390,000

申立人A、B、C共通

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	精神的損害	その他	100,000		※5
小計					100,000

集計	和解金合計額(弁護士費用除く)	670,000
	弁護士費用	
	手続き内で処理された既払金合計額	

※1 中間指針第3の6、中間指針第五次追補第2の2、中間指針第五次追補第2の4、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6及び中間指針第五次追補第2の2は月額慰謝料の目安を10万円（又は12万円）としているところ、中間指針第五次追補第2の4に基づき、原発事故時緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において同居していた申立人A（妻）、B（夫、追加申立て）及びC（夫の母、追加申立て）について、家族別離が生じたことを理由として、平成23年3月から同年6月までの期間の申立人らの日常生活阻害慰謝料につき、申立人A、B及びCに各人月額1万円、申立人ら3名合わせて月額3万円の増額を認める和解案が提示されたものである。

※2 中間指針第五次追補第2の2

申立人らは、申立人Aについて、原発事故時まで40年程度にわたり緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたこと、夫である申立人Bの営んでいた農林業を手伝っていたほか、PTAや地域の婦人会等の活動を通じて地域住民と交流していたなど、地域社会等との関わり合いが強かったこと等の事情を挙げて、生活基盤変容による精神的損害の増額分を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、生活基盤変容による精神的損害が個別性の強いものであることからすれば、中間指針第五次追補が生活基盤変容による精神的損害について目安額を超える増額を許容するのは「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情がある場合に限られ、また、中間指針第五次追補において、生活基盤変容による精神的損害は「本件事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて」増額され得るとされていることからすれば、「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情の有無に関しては、居住期間に加えて、「地域社会等との関わり合い等」としてどのような個別事情が認められるかが検討・斟酌される必要があるところ、申立人らの挙げる事情は対象区域の避難者に通常想定される一般的な地域社会との関わり合いの範疇であり、申立人Aについて「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情とは言えないなどと主張して争った。パネルは、申立人Aの居住期間や地域社会等との関わり合いを考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として10万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2 I ②並は、緊急時避難準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円を目安とし、同備考10は原発事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※3 中間指針第五次追補第2の2

申立人らは、申立人C（申立人Bの母）について、原発事故時まで80年以上にわたり緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたこと、亡夫（申立人Bの亡父）の営んでいた農林業を手伝っていたほか、地域の婦人会の会長を務めるなど、地域社会等との関わり合いが強かったこと等の事情を挙げて、生活基盤変容による精神的損害の増額分を請求した〔電話聴取事項報告書〕。東京電力は、上記※2と同様に、中間指針第五次追補が生活基盤変容による精神的損害について目安額を超える増額を許容するのは「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情がある場合に限られるところ、申立人らの説明からは申立人Cについて「かなりの程度」を超えた深刻な生活基盤の毀損を基礎づける個別事情が十分に明らかにされていないなどと主張して争った。パネルは、申立人Cの居住期間や地域社会等との関わり合いを考慮し、生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額50万円）の増額分として30万円の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第五次追補第2の2I②ⅲは、緊急時避難準備区域につき、生活基盤変容による精神的損害として一人50万円を目安とし、同備考10は原発事故前の居住期間、地域社会等との関わり合い等の個別具体的な事情に応じて、これを上回る金額が認められ得るとしているところ、これに従った和解案が提示されたものである。

※4 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6の備考11は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとし、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外に、原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第3の6の備考11を適用して、別途賠償の対象とするとできると認めているところ、避難により申立人Cが、亡夫（申立人Bの亡父）にかかる法要や供養等を心置きなくできなかつたことを理由に、申立人Cに対し、精神的損害（一時金）として5万円の賠償を認める和解案が提示されたものである。

※5 中間指針第3の6、総括基準（精神的損害の増額事由等について）

中間指針第3の6の備考11は、日常生活阻害慰謝料以外の原発事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得るとし、総括基準（精神的損害の増額事由等について）は、日常生活阻害慰謝料以外に、原発事故と相当因果関係のある精神的苦痛が発生した場合には、中間指針第3の6の備考11を適用して、別途賠償の対象とするとできると認めているところ、申立人らがペットを喪失したこと（猫の行方不明及び犬の死亡）を理由に、申立人らに対し、10万円の精神的損害の賠償を認める和解案が提示されたものである。

1 事案の概要

公表番号	2095		
事案の概要	徳島県において、水産物の冷蔵・冷凍保管業を中心としつつ、国内産冷凍魚を中国へ輸出するなどの加工水産物販売業等も営む申立会社による請求(令和5年8月24日に開始されたALPS処理水の海洋放出に伴う中国政府の日本産水産物輸入停止措置によって国内産冷凍魚を中国へ輸出することができなかつたため、損害が発生したとしてその賠償を求めるもの。)について、申立会社全体では減収が生じておらず損害が発生していないとの東京電力の主張を排斥し、申立会社のうち国内産冷凍魚を中国へ輸出する部門における令和5年8月から同年10月までの逸失利益(原発事故の影響割合は10割として算定。)の賠償を認めた事例。		
紹介箇所	第5の5(2)イ		

2 基本情報

申立日	R5.12.26	全部和解成立日	R6.11.6
事故時住所	徳島県		
申立人人数	1	弁護士代理	無
申立人類型	事業者・区域外		
業種	販売業		

3 和解の概要

和解の種類	損害項目	細目	和解金額	対象期間	解説
全部和解	風評被害・逸失利益		157,183	R5.8～R5.10	※1
小計					157,183
集計					
和解金合計額(弁護士費用除く)					157,183
弁護士費用					
手続内で処理された既払金合計額					

※1 中間指針第7の5

申立会社は、徳島県において、水産物の冷蔵・冷凍保管業や加工水産物の販売業等を営むところ、ALPS処理水の海洋放出に伴い、国内産冷凍魚を中国へ輸出することができず損害が発生したとして、令和5年8月から同年10月までの前記輸出の部門に関する逸失利益の賠償を請求した〔会社概要、月次財務報告書、部門集計表、決算報告書、インボイス等〕。東京電力は、申立会社全体では減収が生じていないため損害が発生しておらず、また逸失利益請求の対象魚種が中国輸出向けであったことが確認できないなどと主張して争った。パネルは、申立会社の提出資料等から請求対象魚種は中国輸出向けであったことを認め、処理水放出後2か月という対象期間内に商流を変更することが困難であったという事情等を踏まえ、申立会社のうち国内産冷凍魚を中国へ輸出する部門における令和5年8月から同年10月までの逸失利益として、原発事故の影響割合を10割として算定した額の賠償を認める和解案を提示した。

中間指針第7の5Ⅱは、原発事故以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたものに限り、当該輸入拒否によって現実に生じた減収分について原則として原発事故との相当因果関係を認めているところ、これらに従った、又は準じた和解案が提示されたものである。